

特別史跡水城跡（大土居・天神山）保存管理計画

平成 28 年 3 月

春日市教育委員会

序

春日市の歴史は古く、とくに須玖岡本遺跡ほかの弥生時代遺跡群の密集度の高さに代表される通り、かつては古代中国の歴史書に登場する「奴国」の中枢部とされています。市内にはこのほかに、各時代の遺跡が数多く存在し、須玖岡本遺跡のほかに日拝塚古墳などが国指定史跡として現地に保存されています。

市内に残る大土居・天神山の二つの水城跡は、太宰府市と大野城市の境に残る水城跡（大水城）の西方に点在する小型の水城跡（小水城）として特別史跡に指定されています。とくに大土居水城跡の発掘調査では、版築によって築造された土塁地下に木製導水管（木樋）が貫通して埋設されていることが確認され、大水城と同様の構造、機能を有していることが考古学的調査によって証明されています。

今後地域の貴重な歴史遺産として、この史跡を後世に継承していくことは、現在に生きる私たちの責務であります。しかしながら、史跡を取り巻く諸環境は今後に変化し続け、史跡を保存し、活用していくには、行政だけではなく、地域住民や関係機関の理解と協力が不可欠です。

そこで、今回この史跡の歴史的な価値を明らかにするとともに、史跡の保存管理の基本的な考え方や取り扱いの方法、そして整備や活用の基本方針について、保存管理計画策定委員会を設置してとりまとめました。策定委員には学識経験者や史跡の存在する地元関係者などで構成され、2か年で計5回にわたって多角的な視野で貴重な意見をいただきました。ここにその成果を『特別史跡水城跡（大土居・天神山）保存管理計画』として発刊することとなりました。今後はこの計画に基づいて適切に史跡の保存、管理を行ってまいりたい考えです。

最後になりましたが、今回の計画策定に対してご指導を賜りました文化庁、福岡県教育委員会、策定委員会の諸先生方、並びにご協力いただきました多くの関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

春日市教育委員会

教育長 山本直俊

例 言

- 1 本書は、福岡県春日市に所在する、特別史跡水城跡（大土居・天神山）の保存管理計画書である。
- 2 本計画書の策定事業は、「特別史跡水城跡（大土居・天神山水城跡）保存管理計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財部記念物課、福岡県教育庁総務部文化財保護課の指導のもと、春日市教育委員会が行った。事業は平成26年度、平成27年度の2か年で実施し、文化庁の史跡等保存管理計画策定費国庫補助の交付を受けて、国指定特別史跡水城跡（大土居・天神山）保存管理計画策定事業として実施した。
- 3 計画策定に係わる事務は、「特別史跡水城跡（大土居・天神山水城跡）保存管理計画策定委員会」における協議結果を踏まえ、春日市教育委員会社会教育部文化財課が担当し、関連業務の一部を株式会社修復技術システムに委託した。
- 4 本書を発行するにあたり、関係機関及び関係者に多大なるご協力を頂いたことを謹んで感謝申し上げます。また、地域住民の方々には調査にご協力頂いたことを、この場を借りて御礼申し上げます次第である。



水城跡周辺上空から博多湾を望む

目 次

第1章	目的と経過	
第1節	保存管理計画策定の目的	1
第2節	保存管理計画策定に至る経緯	1
第3節	保存管理計画策定の対象範囲	2
第4節	保存管理計画策定委員会の設置と保存管理計画の位置づけ	3
第2章	春日市の概要	
第1節	自然環境	9
第2節	社会環境	14
第3節	歴史環境	18
第3章	大土居・天神山小水城の概要	
第1節	指定説明と指定地の範囲	27
第2節	史跡指定地及び周辺地域の現状	31
第4章	大土居・天神山小水城跡の調査の成果	
第1節	発掘調査	44
第2節	測量調査	55
第3節	植生調査	65
第4節	地質・土壌調査	68
第5節	景観を中心とする調査	70
第6節	地名・伝承・地籍図	86
第7節	史跡の価値	92
第5章	保存管理	
第1節	保存管理の課題	93
第2節	史跡の地区区分	99
第3節	史跡の構成要素	102
第4節	保存管理の基本方針	103
第5節	保存管理の方法	104
第6節	現状変更の取り扱い基準	105

第6章	史跡の追加指定と公有化	
第1節	史跡の追加指定の基本方針	107
第2節	史跡の公有化の基本方針	110
第3節	史跡地及び周辺地域の保全	111
第7章	管理運営とその体制	
第1節	管理運営の理念と方針	112
第2節	管理運営の方法	112
第3節	管理運営の体制	113
第8章	整備・活用のあり方	
第1節	整備・活用の現状	114
第2節	地区ごとの整備活用方針	116
第9章	今後の課題	117

参考資料

資料1	文化財保護法、文化財保護法施行令(抜粋)	資料-1
資料2	文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ	資料-5

第1章 目的と経過

第1節 保存管理計画策定の目的

特別史跡水城跡（大土居・天神山）保存管理計画の対象となる大土居水城跡及び天神山水城跡の二つの小水城は、古代の大宰府史跡の中でも国家の防衛施設としてはじめて築造された水城の一部であり、現在もその姿を見ることができる遺跡である。

史跡指定を受けて30年以上が経過しており、史跡周辺は都市化の波を受け、住宅地化が進んだ。その間に史跡の公有化も進められ、概ね県有地と市有地となっているが、一部は未だ民有地のままであり、土塁上に住宅が建っている。史跡地内は地域の散策道として遊歩道施設の整備等も行われたが、老朽化したものも見られる。

今回、水城跡の史跡としての価値や構成要素を明らかにし、それに基づいて、史跡の保存と管理に対する指針、さらには将来あるべき姿も提示する中で、単に史跡指定地にとどまらず、周辺の歴史、文化、自然環境をも視野に入れた下記の項目を明確にした保存管理計画を策定する。

- ・大土居・天神山水城跡の遺跡の価値を明らかにする。
- ・大土居・天神山水城跡の遺跡を構成する要素を明らかにする。
- ・大土居・天神山水城跡を保存管理する上での基本方針を明らかにする。
- ・大土居・天神山水城跡の未指定範囲について、今後の追加指定及び公有地化の基本方針を明らかにする。
- ・大土居・天神山水城跡の史跡整備及び活用の基本方針を明らかにする。

第2節 保存管理計画策定に至る経緯

大土居という地名に見られるように、以前から人為的な土塁であることが認識され、水城跡（大水城）と一連のものと考えられていた。昭和40年代になると、春日市昇町^{のぼりまち}一帯は都市化の波を受け、それまで田畑であった周囲の土地が宅地化されはじめ、水城跡もその対象となった。昭和47年、宅地造成開発にともなう福岡県教育委員会による緊急発掘調査の結果、大土居水城跡は昭和49年に特別史跡水城跡に追加指定され、昭和53年には天神山水城跡も同様に特別史跡として追加指定されている。更に平成5年度に県道長浜太宰府線の拡幅計画が持ち上り、市教育委員会の発掘調査によって小水城では初めて土塁内部から木樋が確認され、県道下の調査範囲を保存し、史跡地として追加指定を行った。

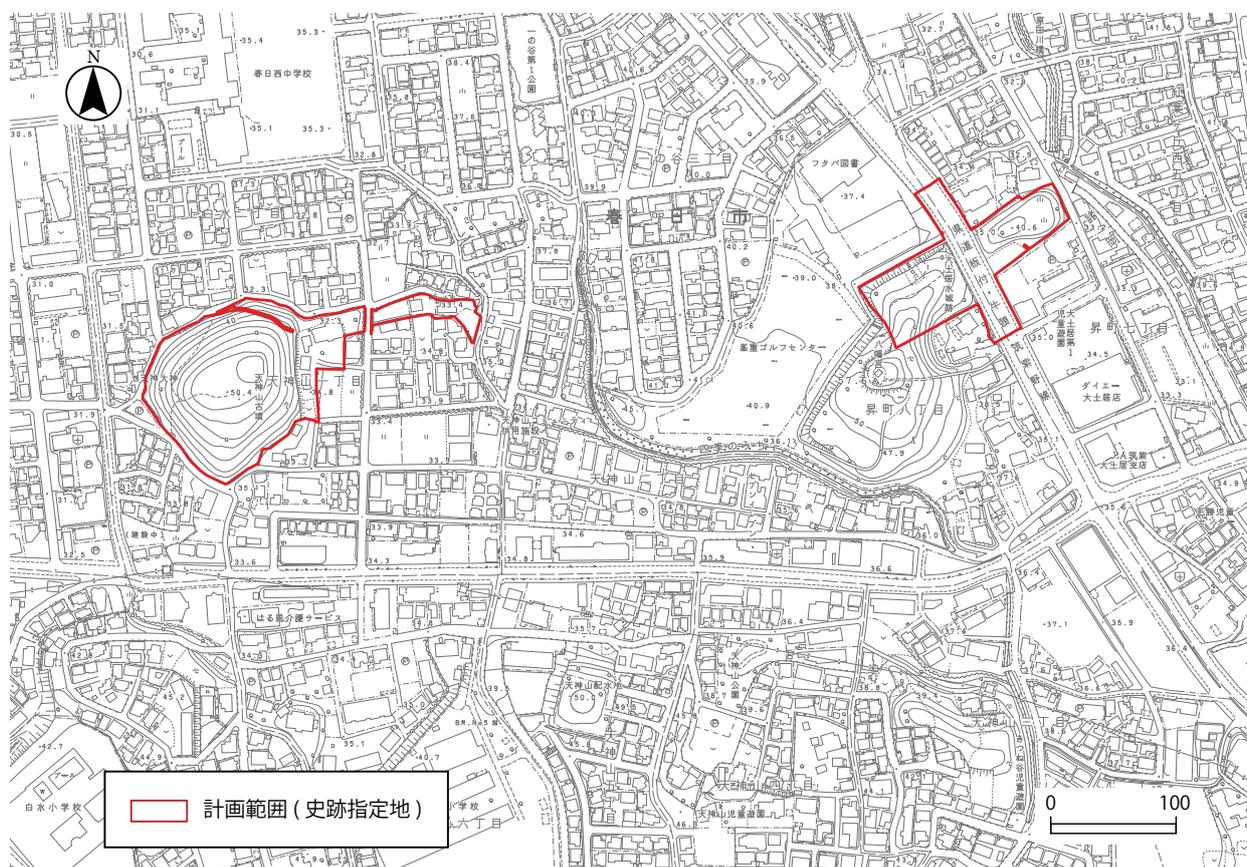
春日市は史跡指定にあわせ公有地化を進めながら、市民が利活用できるように遊歩道や解説板の設置など初期の史跡整備を行い、樹木の整理など史跡の管理を行ってきた。しかし、長期的な史跡の保存と活用を視野に入れた管理は行われず、史跡地内全体に樹木が鬱蒼と茂り、大木化した樹木の根が土塁を傷めることへの懸念や、地山部分も崩壊の危険性が高まっている。また、都市化された地域の中で、緑地としての自然が残る貴重な場所であるとともに、史跡としての価値

を保存するとともに、昭和 50 年代に整備された遊歩道なども老朽化が見られ、市民の憩いの場としての安全性を高める必要があることから、特別史跡水城跡（大土居・天神山）の保存管理の基本方針を明確にし、今後も市民に広く活用してもらえるような整備につなげるために保存管理計画を策定することとなった。

第 3 節 保存管理計画策定の対象範囲

保存管理計画策定における対象範囲は、既に特別史跡水城跡として指定を受け、保存管理されている範囲（以下「指定範囲」あるいは「指定地」という）を対象範囲とする。

また、今後の調査結果によって水城としての遺構が確認されるなど、追加指定を検討すべき範囲が確認された際には長期的な視野のもと、計画対象範囲に含めていくことを検討する。



第4節 保存管理計画策定委員会の設置と保存管理計画の位置づけ

(1) 委員会の設置と経過

これまでに特別史跡水城跡（大土居・天神山）の保存管理計画が策定されていなかったことから、文化財の価値を明らかにし、保存・管理に係る基本方針を定め、今後の整備・活用への指針とするため、歴史学・考古学・土木工学・自然科学・社会教育等の各分野の専門家と大土居、天神山の両水城跡周辺に居住する市民代表からなる「特別史跡水城跡（大土居・天神山水城跡）保存管理計画策定委員会」を設置した。

委員長	西谷正	九州大学名誉教授・海の道むなかた館館長
副委員長	井上豊久	福岡教育大学教授
委員	重藤輝行	佐賀大学教授
委員	林重徳	佐賀大学名誉教授・佐賀大学低平地沿岸海域研究センター
委員	斉城巧	筑紫植物友の会 名誉会長
委員	木村莢佳	ふくおか森林インストラクター
委員	勝野修次	天神山地区自治会
委員	森山正治	昇町地区自治会
指導機関	佐藤正知	文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官
	吉田東明	福岡県教育庁総務部文化財保護課企画係長
	杉原敏之	福岡県教育庁総務部文化財保護課保護係長
	入佐友一郎	福岡県教育庁総務部文化財保護課企画係技術主査
事務局	山本直俊	春日市教育委員会教育長
	中野又善	春日市教育委員会社会教育部長
		春日市教育委員会社会教育部文化財課
		課長 又吉淳一（平成26年度）
		課長 神崎由美（平成27年度）
		課長補佐兼文化財担当係長 中村昇平
		管理担当係長 上野志保
		文化財担当主査 吉田佳広

第1回特別史跡水城跡(大土居・天神山水城跡)保存管理計画策定委員会

日時：平成26年12月3日(水)、13:30～

場所：春日市奴国の丘歴史資料館 研修室 大土居・天神山現地

内容：委員委嘱状交付

保存管理計画策定目的等の説明

現地視察

第2回特別史跡水城跡(大土居・天神山水城跡)保存管理計画策定委員会

日時：平成27年2月23日(月)、13:30～

場所：春日市奴国の丘歴史資料館 研修室

内容：水城の説明

現況について説明

第3回特別史跡水城跡(大土居・天神山水城跡)保存管理計画策定委員会

日時：平成27年6月22日(月)、13:30～

場所：春日市奴国の丘歴史資料館 研修室

内容：史跡保存管理計画書構成案について

史跡の構成要素の整理と課題の抽出

第4回特別史跡水城跡(大土居・天神山水城跡)保存管理計画策定委員会

日時：平成27年8月10日(月)、13:30～

場所：春日市奴国の丘歴史資料館 研修室

内容：史跡保存管理計画書構成案について

史跡の構成要素の整理と課題の抽出

第5回特別史跡水城跡(大土居・天神山水城跡)保存管理計画策定委員会

日時：平成27年12月17日(木)、10:00～

場所：春日市奴国の丘歴史資料館 研修室

内容：史跡保存管理計画書全体構成について

管理運営のその体制、整備・活用のあり方

(2) 市政策における保存管理計画の位置づけ

特別史跡水城跡（大土居・天神山）は文化財保護法（法律第 214 号）を基に保存と管理が行われるものであるが、春日市が策定した計画においても重要な歴史・文化資源として、市民の学習機会の場であり、憩いの場としても活用される場として位置付けられている。

第 5 次春日市総合計画をはじめ、文化振興計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画などで大土居・天神山水城との係わりを示している。

1) 第 5 次春日市総合計画 平成 23 年 3 月

第 5 次春日市総合計画（計画期間：平成 23 年～32 年）ではまちづくりの指針などで文化財施策において以下のように取り組むことが記されている。

○将来都市像

「住みよさ発見 市民都市かすが」

○まちづくりの基本視点

・誰にも優しいまち ・みんなで支え合うまち ・市民が活躍するまち

○文化財の保存・活用に関する基本方針及び施策

<まちづくりの指針>

春日市は、市域全体が遺跡と言ってよいほど、埋蔵文化財が豊富な地域である。文化財を、市民の学習の場、ふれあいの場、安らぎの場として活用することが保存や継承につながるという視点に立ち、文化財の保存、活用を推進する。

◇施策 1 文化財の活用

市民が文化財への認識を深めるとともに、文化財を身近に感じることができるよう、まちづくりの各分野で文化財の活用を推進する。

- ①市民の文化財に対する理解を深める。
- ②市民が文化財に触れる機会を充実させる。
- ③地域の人材を活用する。

◇施策 2 文化財の調査・保護

文化財を消滅から防ぐため、事前調査や発掘調査による保護を推進する。

- ①文化財の調査、保護を計画的に実施する。

◇施策 3 文化財施設の整備

文化財の魅力を発信する拠点として、文化財施設（史跡）の活性化を推進する。

- ①文化財施設（史跡）の利用を促進する。
- ②文化財施設（史跡）を地域の活性化に活用する。

2) 第 2 次春日市文化振興基本計画 平成 24 年 3 月

○計画の理念 「文化をたのしむ人とまち 文化が育む人とまち かすが」

<重点テーマ>

市民が共感・共有する『歴史遺産と音楽のまち かすが』の実現

<目指す方向>

- ・歴史遺産のまち 市民が地域の歴史遺産に親しみ、郷土への愛着が生まれるまち
- ・音楽のまち 上質な音楽鑑賞の機会と市民の多様な音楽活動が充実したまち
- ・市民が共感・共有 多くの市民が「歴史遺産と音楽のまち」に誇りを持ち、まちの文化をともに創造するまち

文化資源に関しては、歴史遺産の保存と活用について具体的な方向性を示している。

①歴史遺産によるまちづくりの推進

- ・「歴史遺産と音楽のまち かすが」を実現するため、歴史遺産を活かしたまちづくりへの市の基本戦略を構築し、計画的な歴史遺産の保存・整備を進める。
- ・歴史遺産を市民が集い憩う空間として親しまれるよう、環境整備・活用を進める。

②分かりやすい情報提供と参加型イベントの充実

- ・市報やホームページを活用した歴史遺産に関する情報発信の充実を図るとともに、ケーブルテレビなどの媒体を活用した情報発信機会の拡大を図る。
- ・市民に史跡の場所が分かりやすく、利用しやすい環境をつくるため、史跡案内表示の研究、散策コースガイドの再構成を行うとともに、文化財ガイドマップなどが、さらに市民の歴史遺産の散策ガイドとして有効に活用されるよう、内容の改訂を行う。
- ・「弥生の里かすが 奴国の丘フェスタ」やバスハイクなどの歴史散策イベントの企画・広報を充実させ、市民の参加拡大を図る。

③歴史資料館の活用と歴史遺産の学習機会の充実

- ・奴国の丘歴史資料館での展示・公開内容の充実を図るとともに、青銅器や勾玉づくりなどの体験事業を充実させ、来館者が歴史遺産を見て、触れて、楽しめる場づくりを進める。
- ・「文化財ガイドボランティア」や「やきものボランティア」の養成講座を継続し、さらなる市民の参加を促進するとともに、現在中止している「こども歴史クラブ」の再開など、若年層への文化伝承機会の充実を図る。
- ・歴史文化に関する学習機会を充実させるため、郷土史研究会との連携の強化、専門職員の増員を図る。また、各地域の身近な文化財について、出前トークなどあらゆる機会をとらえ、情報発信を行う。

④広域連携による歴史遺産の保全と活用

- ・九州国立博物館や近隣の資料館など、筑紫地区の関係団体との広域連携による歴史遺産の総合的な活用を検討する。

3) 都市計画マスタープラン (平成23年3月改定)

①都市づくりの目標

- ・安心して暮らせるまち・快適に活動できるまち・楽しくくつろげるまち

上記の都市づくりの目標を具体化するため、目標に合わせて市の都市構造を、「ゾーン」「拠点」「軸」で表している。

<安心して暮らせるまち>大土居や天神山は西部地域と南部地域が設定されている。

◇西部地域

調和のとれた土地利用を進めるとともに、道路や公園などの都市施設の充実を図りなが

ら、快適な暮らしゾーンを誘導する。

◇南部地域

今後も溜池やその周辺の樹林地などの自然環境と調和した、潤いのある暮らしゾーンとして保全する。

<快適に活動できるまち>通勤・通学をはじめ、買い物や文化活動などの都市活動に必要な機能を充実し、都市のにぎわいと交流の場となる活動の環境を創造する。

○活動軸

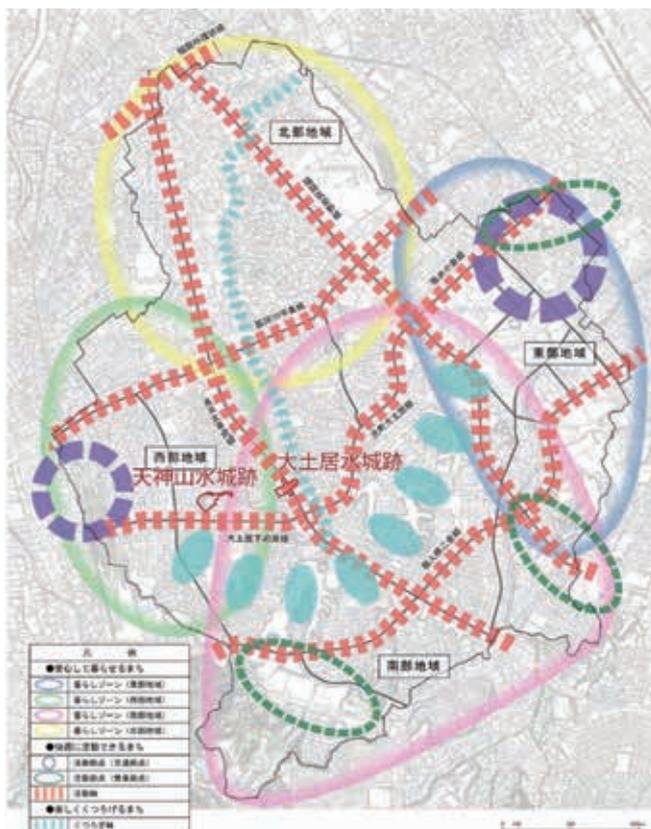
鉄道や主要な行政・文化施設、商業施設を結びながら、近隣市町に活動圏を広げる幹線道路ネットワークの早期完成を図る。

大土居水城については南北軸の「長浜太宰府線」が史跡指定地を通過している。また、大土居・天神山の南側を東西軸の「大土居下の原線」が通っている。

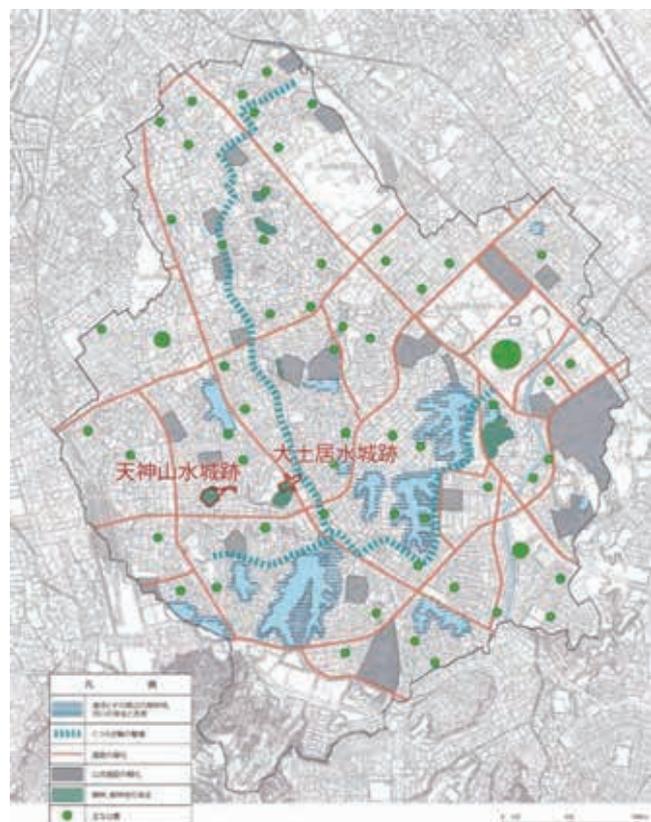
<楽しくくつろげるまち>溜池や河川、樹林地などの貴重な自然環境を適切に保全、活用して、市民に潤いとやすらぎを与え、ふるさとの愛着と誇りを育む「水と緑」のくつろぎの環境を形成する。

○くつろぎ軸（諸岡川、溜池群）。

諸岡川や溜池保全地区、白水大池公園や春日公園をネットワークし、水と緑の豊かなくつろぎの環境を形成する。



都市構造図（4地域）
（春日市都市計画マスタープラン）



楽しくくつろげるまち方針図
（春日市都市計画マスタープラン）

②公園

<数多く整備された地区の公園>

住宅地には、街区公園や児童遊園などの公園が数多く整備されている。身近な憩いの空間を提供しているとして、市内の公園や緑地が位置付けられている。これらは維持管理や利用ニーズに対応した整備のあり方が求められている。

「楽しくすごせるまち方針図」では大土居と天神山の両水城は「樹林、樹林地の保全」として示されている。

4) 第2次春日市環境基本計画 (平成23年3月)

春日市環境基本計画では、水や大気など自然環境や資源の利用や消費の他にも、都市生活の快適性も環境基本計画の項目として取り入れている。身近な自然や歴史・文化については以下のように方針を示している。

計画実現のための取り組みのなかで、「3 歴史・文化とふれあうまちづくり」として、文化財について記している。

(1) 弥生の里の面影を残す環境資源の保全

①地域のシンボルとしての史跡の保存

- ・地域のシンボルとしての史跡の保存
- ・史跡地の保存、整備や文化財の調査の推進
- ・歴史・史跡を生かしたまちづくりの推進 などを掲げている。

第2章 春日市の概要

第1節 自然環境

(1) 春日市の自然概要

春日市は、福岡県の西北部に位置し、福岡平野の東南部にある。市域の北部は福岡市、東部から南部にかけては大野城市、西部は筑紫郡那珂川町に面している。

東西4km、南北5.34kmの菱形に近い円形をしており、面積は14.15 km²で、福岡県内で市としては最小の面積である。玄海灘に注ぐ、脊振山系を源とする那珂川と宝満山を源とする御笠川に挟まれ、標高は、最高が上白水地区の174.5m、最低が須玖北地区の12.8mで、南から北に向けてなだらかな傾斜を持つ丘陵地となっている。

気候は、比較的温暖で内陸型気候に属し、年間平均気温が約16℃、年間降水量は約1,200mm程度である。



1) 地形概況

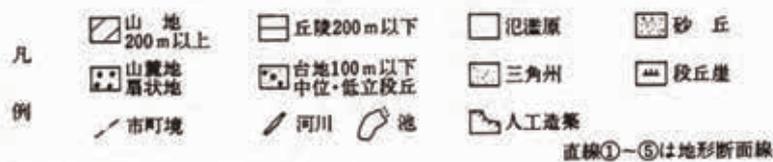
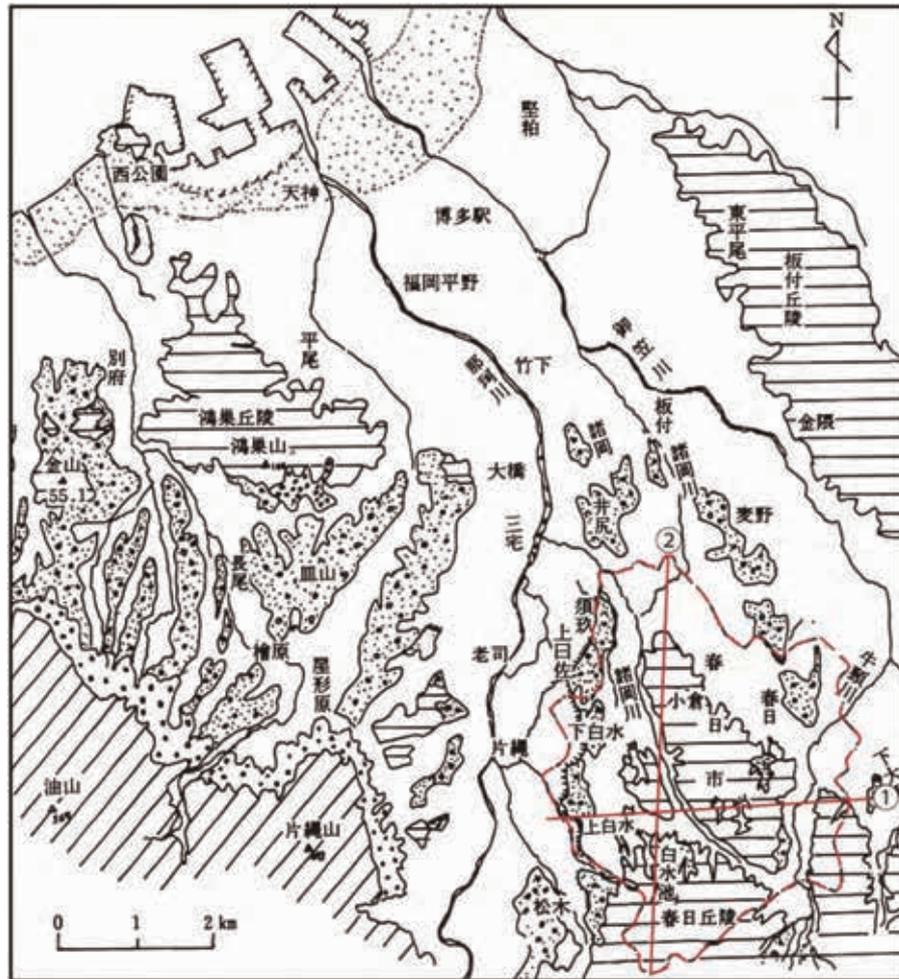
春日市は、福岡平野の東南部に位置しており、丘陵・段丘・氾濫原からなる。

市の東方は、御笠川を挟んで、標高410mの大城山を主峰とする四王寺丘陵、谷を一つ隔てた東側には、標高930mの三郡山を主峰とする三郡山地が南北に延びている。市の南方には、標高448mの牛頸山などからなる丘陵が分布し、その北縁部は春日市にかかっている。市の西方には、那珂川を挟んで標高293mの片縄山、さらにその西側に、標高596mの油山山塊が分布している。片縄山、牛頸山、油山は、いずれも東西に延びる標高1,000m前後の脊振山地の北側に連なるものである。

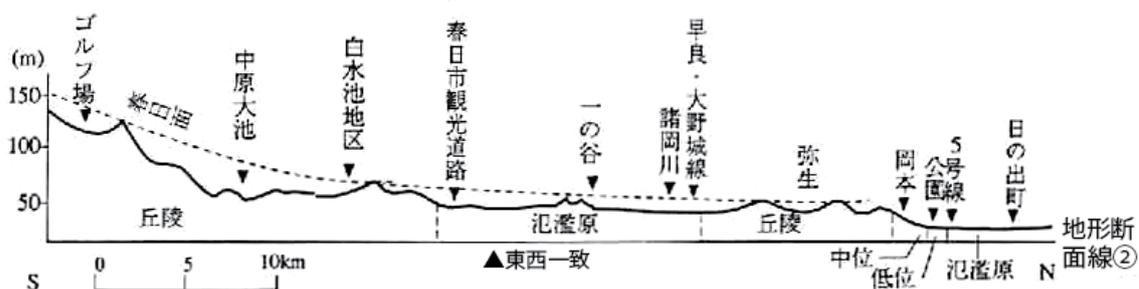
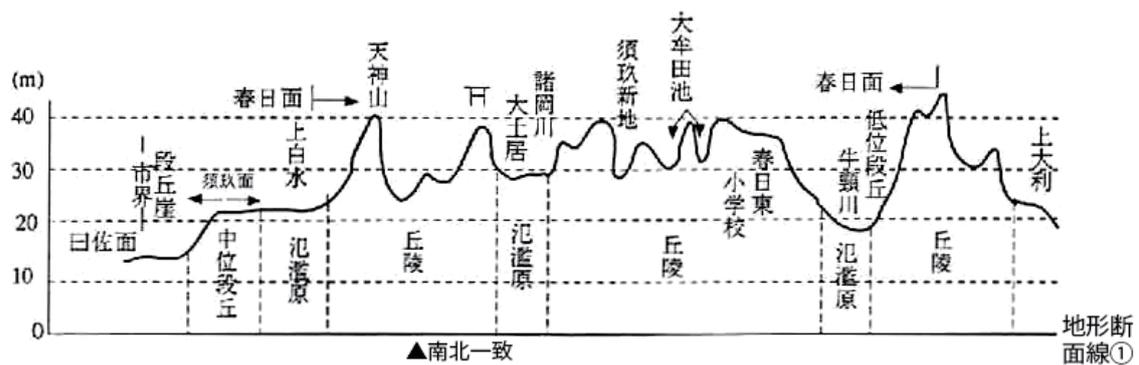
これらの山地は、福岡平野の基盤岩である古第三紀の堆積岩、中生代白亜紀の花崗岩類、古生代末から中生代の三郡変成岩類からなり、新生代第三期末ごろ起こった断層運動の結果できた地塁山地である。これとは逆に、地塁と地塁の谷間（地溝）には、脊振山地や三郡山地を源にする御笠川・那珂川などが運搬してきた礫・砂・粘土層が堆積し、氾濫原や扇状地・三角州が形成されている。

一方、河川の流域には、第四紀更新世の海水面の変動により、中位段丘・低位段丘が形成されている。中位段丘面は、約9万年前の阿蘇4火砕流に起源をもつ地層が覆っている。

山地や丘陵の延長方向は、新第三紀末ごろから始まった構造運動に伴う北北西-南南東および東北東-西南西方向の二系列の断層系に影響されている。これらの断層系の一つに大橋-二日市構造線が確認されているが、春日市の地表付近では確認はできない。



(注) 福岡土地分類基本調査(1984)を参照。



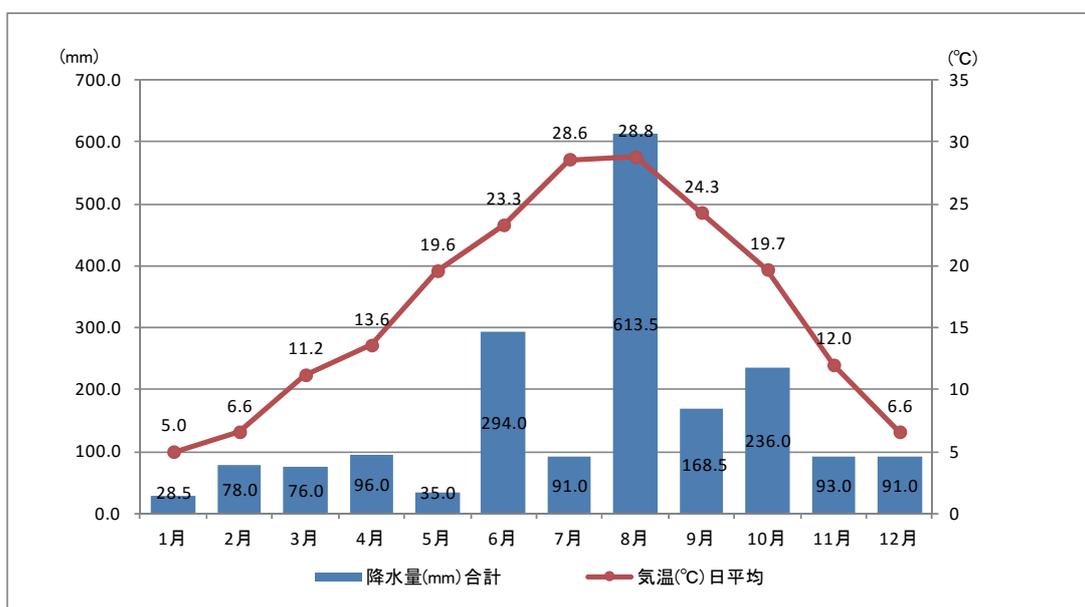
春日市周辺の地形概略図および地形断面図

2) 気象状況

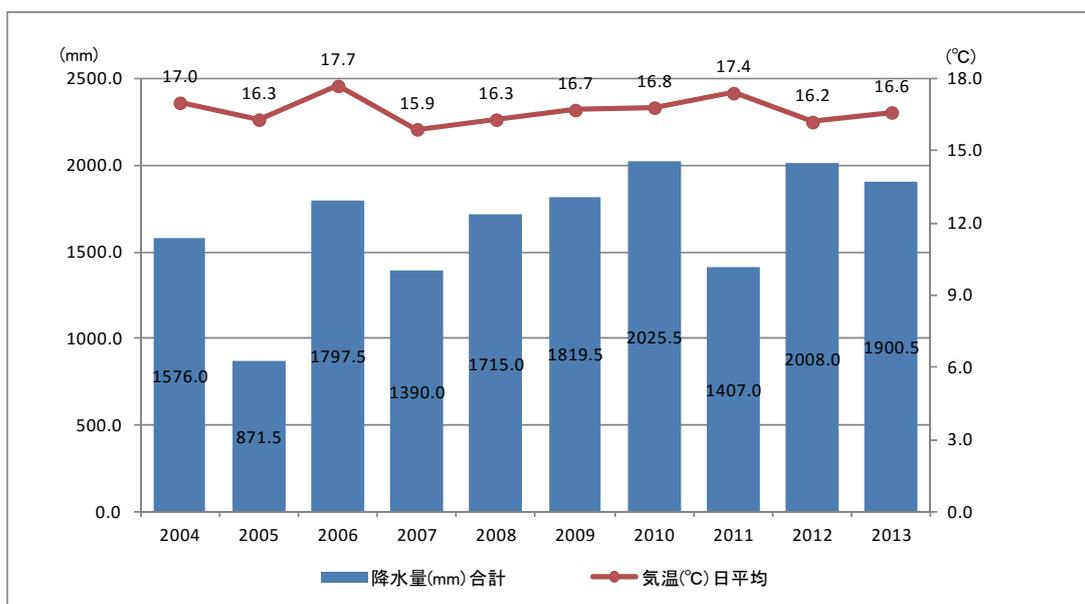
春日市は、福岡市の東南東に位置し、太平洋岸気候区の山陰型に属し、筑紫山地の南よりの脊振山地と、東側の三郡山地とに抱かれて、那珂川水系の河岸段丘の舌状地の先端部にあり、福岡平野に傾斜している。

春日市内の気象観測は春日・大野城・那珂川消防本部で行っており、平成25年のデータを見ると、平均気温は16.6℃で、7、8月の平均気温は28℃を超え最も高く、1月は5.0℃と最も低くなっている。過去10年間を見ても、15.9℃から17.7℃と16～17℃前後で推移している。

降水量については、平成25年は1,900.5mmとなっており、過去10年では平成22年(2010)は2,025.5mmと例年に比較して多くなっている。平成17年は871.5mmであり、非常に少ない年となっている。過去10年の平均降水量は1,651.1mmである。市南側の脊振山地に近寄ると降水量は多くなり、山頂付近では年間2,400～2,600mmに達することもある。



平成25(2013)年春日市の月別平均気温と降水量(資料:春日・大野城・那珂川消防本部)



過去10年間の春日市の平均気温と降水量(資料:春日・大野城・那珂川消防本部)

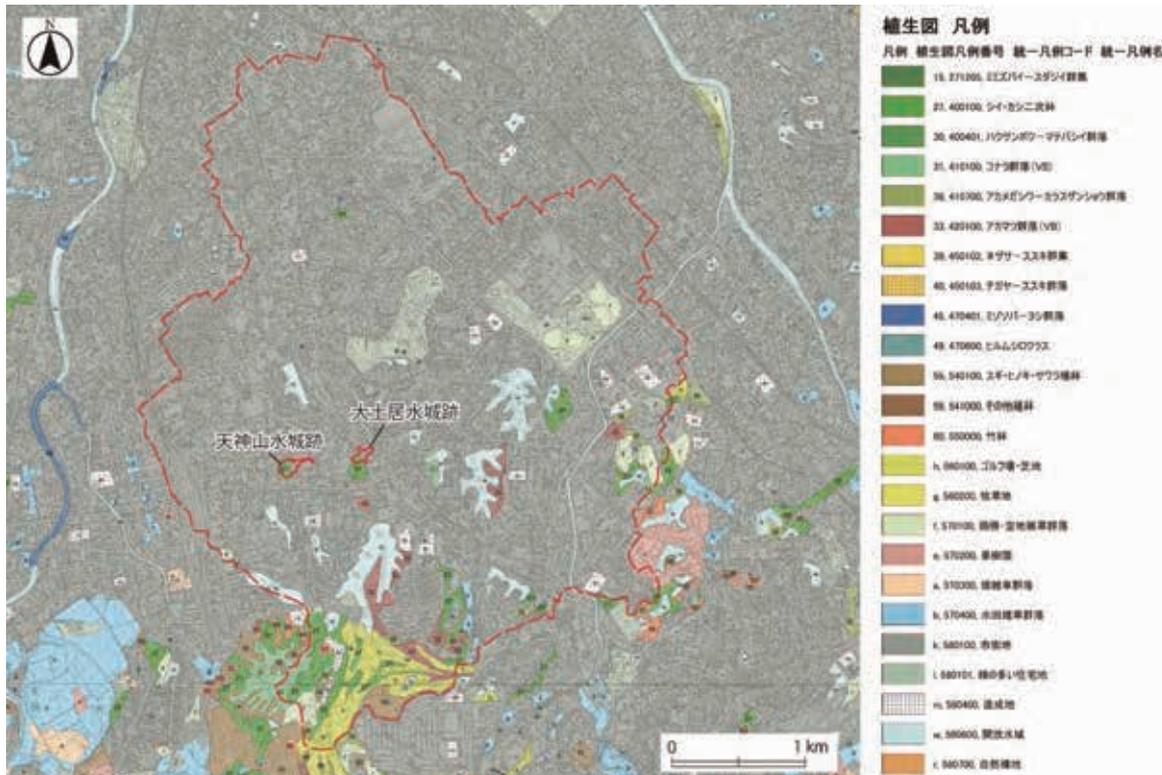
3) 植生

市内のほとんどは市街化しており、緑地は限られた場所になっている。春日地区から岡本地区にかけての丘陵に、カン類シイ類の鬱蒼と茂った森が住宅地の周辺に残されている。このような森の特徴から、本市は照葉樹林帯に属していると考えられる。

本市は、歴史的にも、森を早くから伐り開き、家を立て、田畑を作り、山菜や薬草を用いるなど、自然の恵みの中で、人と植物が深くかかわってきた。特に市内には、白水池をはじめとした溜池が、平成19年(2007)の調査では20か所あり、かつては、湿生および水生植物の宝庫として、タヌキモ・ミツガシワなどの珍しい植物がみられた。しかし、本市にも1970年代から急速に宅地化と都市化が押し寄せたことにより、「自然植生」はほとんど破壊され、「代償植生」に代わってきた。

市内の多くの溜池の周辺は、共通して低い丘をなしていて、土壌は腐植した有機質の層が薄く堆積した乾性褐色森林土という乾燥気味の土でできており、アカマツの高木の下に、コナラ・ネジキ等の下木や、コシダなどの下層植生でできた森をつくっている。これらの乾性土壌の森は、一度人為的に破壊されると、腐植土層が薄いため、回復には長年月を要するといわれている。また、近年では市域南部丘陵地にあったゴルフ場も商業地や住宅地として開発が進み、周囲の植林地なども姿を消している。

本市の植物の群落は、大部分が人為の影響を受けて安定した群落はほとんどないが、太平洋戦争後に米軍の広大な基地ができたため、春日原地区を中心に、帰化植物が多く見られるようになった。セイタカアワダチソウ・シナガワハギ・ヒメジョオン・ダソドボロギク・ブタクサ・ウラジロチチコグサなどは市内全域に見られ、ツルヌマギク・ホソバヒメミソハギ・アメリカフウロ・コメツブツメクサ・アメリカスズメノヒエ・マメグンバイナズナなども、最近になって広がりつつある。



現存植生図（自然環境保全基礎調査：環境省）

○天神山水城跡の森

天神山水城跡では、市街化が進むなかに残る緑地として平成2年に調査を行っている。

北側の説明板のある所から遊歩道に沿って登ると、アラカシ・シイ類が高さ15mの高木層となっており、林内は薄暗いが見通しは良い。下枝の少ない高木層の下に、ヤブツバキ・ミミズバイなどが亜高木層をなしている。ハクサンボク・クサギ・カクレミノが低木層を作り、その地表にチヂミザサ・シュンラン・イヌガラシ・オオウシノケグサ・タチチチコグサなどの草本類が多く生育しているのが見られる。シダ類は乾燥森林土壌を標徴するコシダが多く、ほかにウラジロ・ベニシダ・オオカグマなど13種が見られる。この森はスタジイーミミズバイ群落に近いと考えられる。

平成2年の植生調査と比較すると、現況は高木、中木の繁殖が進行しているが、貴重な植物群落が市街地において身近に観察することができ、水城跡としての歴史的価値とともに貴重な春日市の資源である。

植生状況（平成2年現在）

高木	アカマツ、アラカシ、ツブラジイ、ムクノキ、クスノキ
中木	ヤマモモ、クリ、コナラ、クスノキ、タブノキ、シロダモ、アカメガシワ、ヌルデ、ハゼ、ヤマウルシ、ナナメノキ、ヤブツバキ、モッコク、コシアブラ、ヤマガキ、ミミズバイ、エゴノキ、ネズミモチ
低木 (つる類・竹を含む)	コウゾ、イヌビワ、ミツバアケビ、サネカズラ、ウツギ、テリハノイバラ、キイチゴ、フユイチゴ、ビロードイチゴ、クサイチゴ、ナワシロイチゴ、クズ、ツクシハギ、ビッチュウヤマハギ、ヤマフジ、イヌツゲ、ノブドウ、ツタ、ヒサカキ、カクレミノ、ヤツデ、ネジキ、ヤマツツジ、シャシャンボ、ヤブコウジ、テイカカズラ、ヘクソカズラ、ハクサンボク、マダケ、モウソウチク
草本類 ／在来種	ハルノノゲシ、オニタビラコ、アキノノゲシ、ヨモギ、フキ、ハハコグサ、チチコグサ、ヒヨドリバナ、ヤマシロギク、サケバヒヨドリ、カラスウリ、オオバコ、トキワハゼ、ヒヨドリジョウゴ、ヤマハッカ、ノチドメ、ノダケ、トウバナ、カタバミ、イヌガラシ、ヒナタイノコズチ、ツユクサ、カモジグサ、スズメノカタビラ、カニツリグサ、チヂミザサ、ススキ、ゼンマイ、コシダ、ウラジロ、ワラビ、ホラシノブ、トラノオシダ、シシガシラ、オオカグマ、ベニシダ、コハシゴシダ、シケシダ、マメヅタ、ノキシノブ
帰化植物	セイヨウタンポポ、タチチチコグサ、ウラジロチチコグサ、ヒメジョオン、キクイモ、アメリカフウロ、ヨウシュヤマゴボウ、カモガヤ

大土居水城跡を覆う森も、前述の天神山水城跡の森とほぼ同様の植生の特徴を有している。樹林に混じる、クリやワラビを求めて季節による散策者も絶えない里山的環境を一部に持続させている。

春日市は博多湾に面した福岡平野の南に位置し、平野部と丘陵部の境にある。かつては田園地帯として農地や里山が市域を占めていたが、特に昭和40年代から福岡都市圏のベッドタウンとして都市化が進み、現在では住宅地や商業地がほとんどである。

大土居・天神山の丘陵部を中心とした緑地は史跡の立地性の理解だけではなくかつての豊かな自然環境を物語る貴重な森でもある。

第2節 社会環境

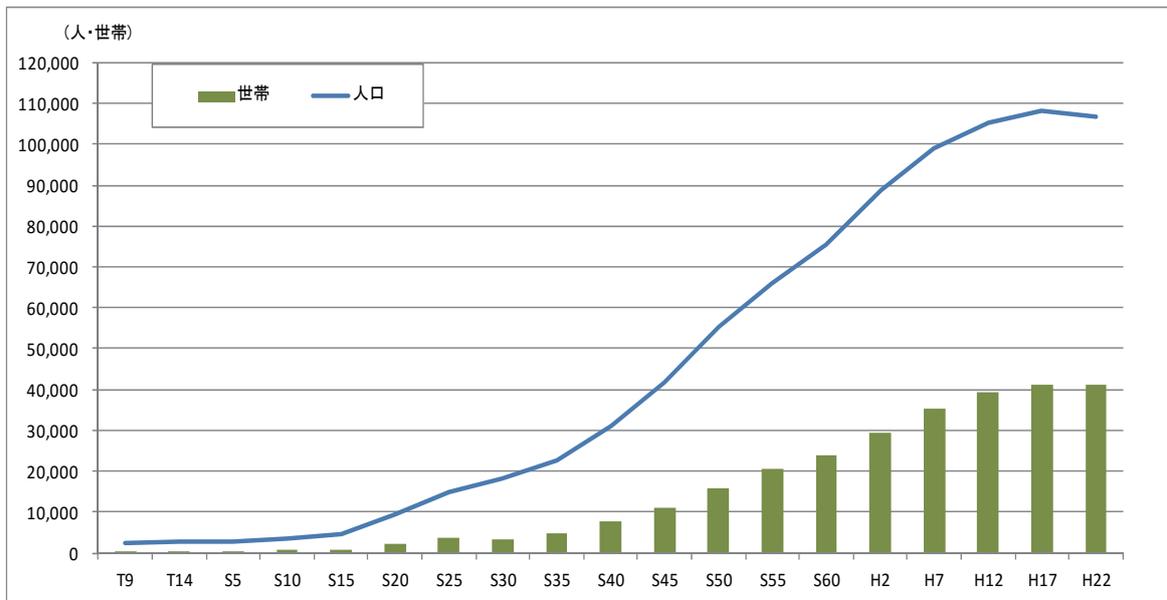
(1) 人口と世帯

大正9年(1920)に人口は2,450人で、昭和10年代まではさほど人口と世帯数は増えないが、戦後から徐々に増加し昭和25年に人口が14,857人と約1.5万人となっている。

昭和35年以降は人口も急速に増加し、22,794人となった。

昭和40年、50年、60年と人口は着実に増加し、平成12年(2000)には、105,219人であり、初めて10万人を超えた。平成17年(2005)には、これまでに最も多い108,402人となった。平成22年(2010)では約1,600人減少し、106,780人となっている。

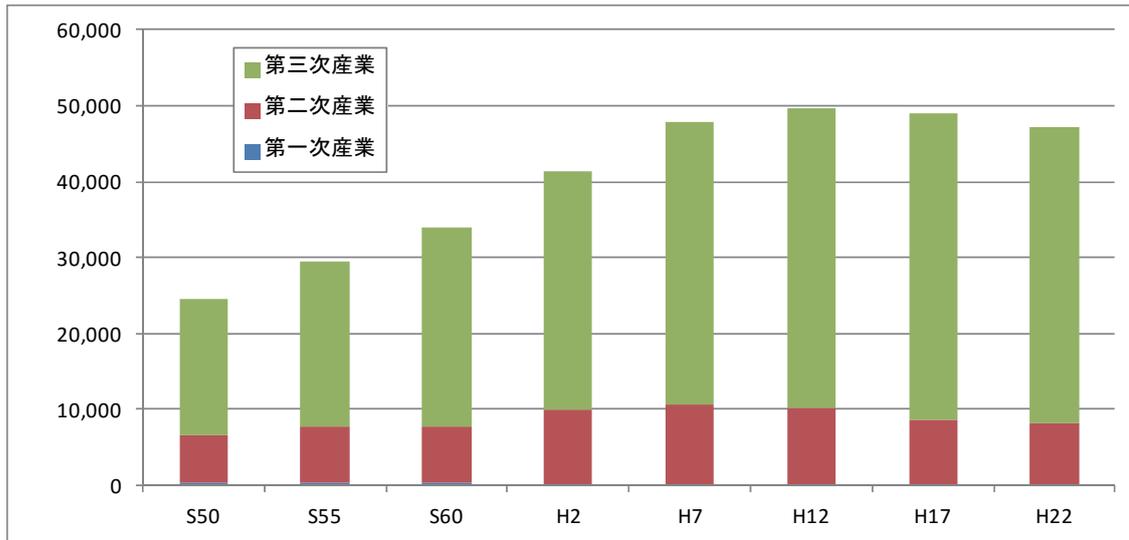
世帯数も人口に比例して増加している。昭和20年は2,050世帯であったが、25年後の昭和45年には10,966世帯と5倍になり、その10年後の昭和55年には20,735世帯と終戦から10倍に増加している。春日市は福岡都市圏のベッドタウンとして人口増加したものであり、近年ではファミリー層が多いと見られるが、世帯の構成人数は減少しており、核家族化や単独世帯化は進行している。



人口・世帯の推移(国勢調査)

(2) 産業別人口

春日市の産業別就業者数(国勢調査)は平成12年の50,301人が最も多く、その後減少に転じている。平成22年は49,376人で、そのうち第1次産業は156人とわずか0.32%となっている。第2次産業が8,067人で16.34%、第3次産業が39,044人で79.07%となっている。小水城が特別史跡に指定された頃の昭和50年では、就業者の総数は24,637人と現在のほぼ半数であるが、第一次産業は296人で1.2%、第二次産業は6,438人で26.13%、第三次産業は17,865人で72.51%であり、産業別人口の割合は第二次産業が減少し、第三次産業が増加している。特に第三次産業の就業人口は2万人以上も増加している。



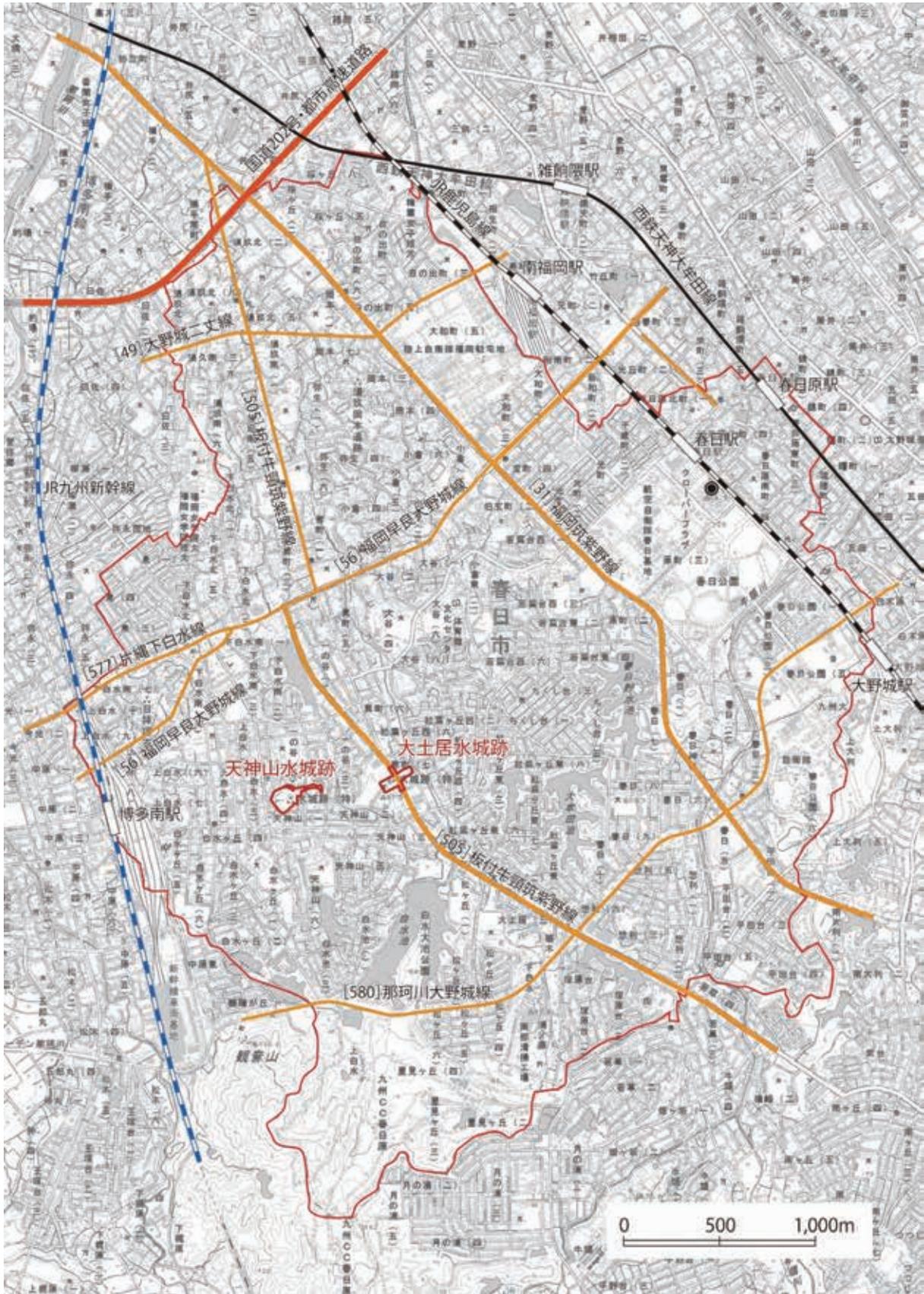
産業別就業者数の推移（国勢調査）

（３）交通状況

春日市の道路網は、県道 31 号福岡筑紫野線等で福岡市中心部に直接連絡しているほか、北部は福岡都市高速道路環状線及び福岡外環状道路（国道 202 号）に接している。また、国道 3 号や九州自動車道にも比較的近い位置にある。福岡都市圏南部の一角であり、商業施設や事務所の他、ベッドタウンとして住宅も多く、慢性的な渋滞が見られるなど自動車交通量は多くなっている。県道や市道が東西南北に通っているが、旧来からの市街地を通る線形であり、そのため県道 505 号板付牛頸筑紫野線などの拡幅やパイパス整備などが進められている。

鉄道は、市の北西部に西鉄天神大牟田線と J R 鹿児島本線が通っている。西鉄天神大牟田線は天神地区、J R 鹿児島本線は博多駅とそれぞれ 10～15 分で結んでいる。また、西側に隣接する那珂川町との境には九州新幹線が通り、博多南駅から博多駅までは 1 区間であり、多くの通勤通学者に利用されている。

バス路線は、西鉄バスが西鉄春日原駅と井尻駅、J R 南福岡駅を主要な起終点として、住宅地に向けて路線が発達している。また、平成 15 年からはコミュニティバス「やよい」が運行されており、市内一円に公共交通網が整備されている。



春日市の主要交通図

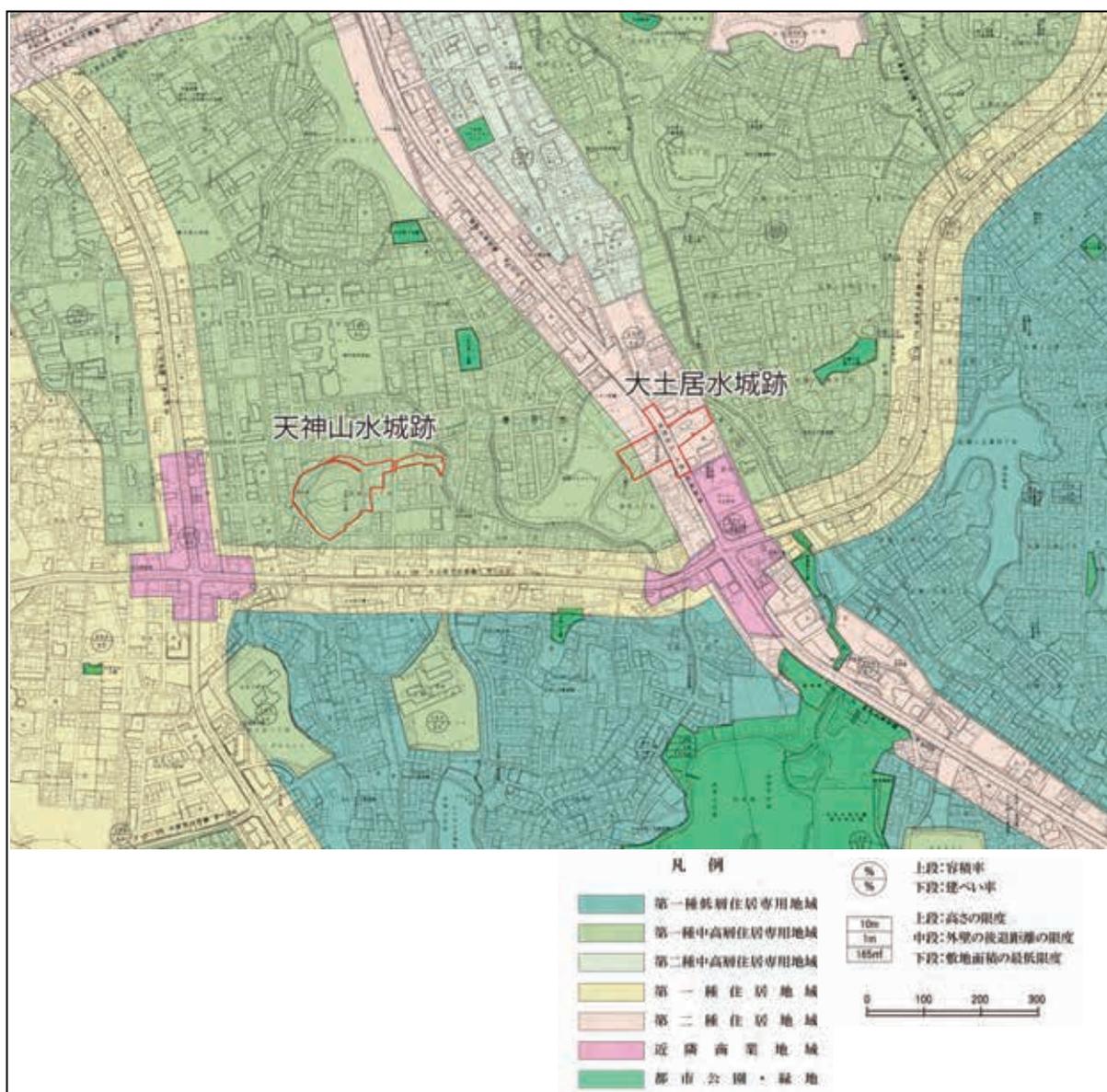
(4) 都市計画の状況

春日市は福岡都市計画区域に含まれ、市域全域が都市計画区域に指定されている。市街化区域と市街化調整区域に指定され、市域南部の上白水と下白水の一部の93haが市街化調整区域である。市街化区域内は1,322haであり全てに用途地域が設定されている。

大土居水城跡がある昇町7丁目8丁目は県道長浜太宰府線の沿道として第2種住居地域と併せて第1種20m高度地区も設定されている。

天神山水城跡がある天神山1丁目は第1種中高層住居専用地域と、第1種15m高度地区が設定されている。また、大土居下の原線沿道には第1種住居地域と第1種20m高度地区となっている。

大土居水城跡周辺は主要な幹線道路であるため、周囲には沿道立地型の商業施設や7階建程度のマンションなどの立地が認められている。天神山水城跡周辺は良好な住宅地を形成するように中規模以上の商業施設や高層マンションの立地は規制されているが、南側に隣接する場所では大土居水城跡と同様な商業施設やマンション等の立地が認められている。



大土居・天神山周辺の都市計画図

第3節 歴史環境

(1) 市域の歴史概要

【旧石器～縄文時代】

春日市は福岡平野の南東部に位置する。南方の脊振山系から派生した丘陵のひとつであるいわゆる春日丘陵は市域の中央部を占めており、この丘陵上とその周辺には先人たちの生活の痕跡が多く刻み込まれている。

市域では、1 万年以上も前に既に人々の生活が営まれていたことを示すナイフ形石器などの旧石器、縄文時代への過渡期に多く見られる細石刃などが、市内各所で行われた発掘調査によって多数出土している。しかし、いずれも後代の遺跡に混入する遺物としての発見にとどまるものであり、比較的まとまった資料が出土した門田遺跡でも、旧石器時代の地層や遺構として調査された遺跡はない。このことから旧石器時代の春日丘陵は、まだ移動生活を行っていた我々の遠い祖先たちが、狩猟活動上の一時的な宿营地として利用することが多かったものと思われる。続く縄文時代においても市域での発掘調査例は少なく、大きな状況の変化は見られないが、門田遺跡から縄文草創期の爪形文土器が出土していることは注目される。また、これに近接する原遺跡や百堂遺跡では早期の石組炉が、柏田遺跡では後期の住居跡 6 軒が発見されており、市域では縄文時代の住居跡の調査例が殆どないことから、貴重な成果となっている。しかし、市内の縄文時代の遺跡は小規模で僅かな遺物しか伴わない場合が多く、拠点的な集落は形成されなかったものと考えられる。

【弥生時代】

弥生時代になると春日丘陵を中心として多数の集落や墓地がつくられるようになり、遺跡数には著しい増加が認められる。特に、前期段階では伯玄社遺跡のほかは小規模な遺跡が点在する程度だったものが、中期前半頃には大規模な遺跡が春日丘陵北半部のほぼ全面に及ぶようになり、市域の遺跡分布状況が一変する。急激な人口の増大、生活圏の拡大が認められるこの時期は、福岡平野一帯を支配した奴国王が住まう都として相応しい威容を整え始めた画期的時期といえる。春日丘陵北半部から北方の低地に広がる約 2ha の範囲には、弥生時代中期から後期にかけての重要遺跡が間断なく展開し、須玖遺跡群と称する大遺跡群を形成している。この遺跡群は奴国王墓をはじめ弥生時代最大規模の青銅器工房を擁する須玖岡本遺跡を中核として、国内最古の青銅器生産を示す多数の鋳型が出土した須玖タカウタ遺跡、ガラス工房が調査された須玖五反田遺跡、鉄器工房の存在が確認された赤井手遺跡など傑出した内容の遺跡が密集している。これまでの発掘調査により、市域が弥生文化の先進地として栄え、弥生時代の終末まで奴国の中心地として対外的にも重要な役割を担っていたことが明らかとなっている。

【古墳時代】

古墳時代に入ると春日丘陵西方の那珂川流域に前方後円墳が間断なく築造される。市内の前方後円墳としては日拝塚古墳、下白水大塚古墳などがあり、主に春日丘陵西方の台地上に築かれている。また、市城南西部から隣接する那珂川町にかけての観音山山麓地帯には多数の群集墳が造られている。集落については春日丘陵上に点在するが、その密度は弥生時代と比べると低くなり、往時の繁栄ぶりからは規模を縮小する。6 世紀中頃になると春日市南部から南東部に隣接する大野城市牛頸地域を中心に九州最大規模となる須恵器の生産が行われるようになる。

広大な範囲に展開する牛頸窯跡群に連なる窯跡の分布は、春日市南東部の牛頸川両岸まで及び、ここに多くの須恵器窯跡や集落が営まれ、古墳時代以降も大規模な須恵器生産が9世紀まで継続して行われている。

【飛鳥・奈良時代】

対外交通の要衝である博多湾に面する福岡平野には、大和の中央政権によって6世紀代に那津官家が置かれるが、7世紀後半期には大宰府が成立したと推定され、以後、北部九州の政治・文化の中心は大宰府に移る。大宰府の成立については663年の白村江における敗戦を契機に那津官家を内陸部に移したことが端緒とされるが、これと同時に唐・新羅軍の侵攻に対する備えとして664年には水城、665年に大野城が築造される。また、大宰府南方の基山に基肆城が築かれたことが『日本書紀』には記されている。このほかにも一連をなす防御施設として小水城の存在が知られており、大野城市上大利や春日市域では大土居と天神山の2か所に残されている。一方、上白水にウトグチ瓦窯が開かれたのもこの頃で、九州では最古級の瓦専用窯として注目されている。また、大宰府からは水城の東西につくられた門を経て鴻臚館へと続く官道が通っており、春日市内では春日公園内遺跡と先ノ原遺跡さきのほるにおいてその一部が確認されている。外敵を遮断する水城と外交使節を迎え入れる官道には、この時代の複雑な国際情勢が表れている。768年には大宰大貳藤原田麻呂が天智天皇の神籬ひもろぎの地に藤原氏の祖神を勧請し、春日神社を創建したことから、春日村の名がおこったとされている。

【平安時代～鎌倉時代】

9世紀には中央政府による強固な国家体制である律令制が綻びを見せ、大宰府も在庁官人が実務を掌握するようになり形骸化が進んでいった。在地領主による地方支配と有力貴族や社寺による土地の荘園化が全国的に広まっていくが、春日市域では平安末期から鎌倉時代にかけて荘園が成立する。白水荘しろうずのしやうは石清水八幡宮領、小倉荘こくらのしやうは宇佐八幡宮弥勒寺喜多院領、須玖は太宰府天満宮安楽寺領であった。中白水遺跡なかしろうずの一角で調査された居館跡は、これ以降の在地領主層の館跡と推測される。また、承天寺末寺として上白水に乳峰寺、春日に大光寺、下白水に蓮華寺が創建された。市域において近代まで続く農村としての原風景は概ねこの時期に形作られたものと言える。

【室町時代～安土桃山時代】

戦乱の時代においては、貞和年間に乳峰寺が兵火に遭い焼失。白水地域ではこれ以後、室町時代にかけての板碑・石塔が数多く残っている。春日市域には室町時代末に春日、小倉、須玖、白水の4か村があったとされる。安土桃山時代には筑紫広門の家臣、島鎮慶しましづよしが一岳城いちのたけじやうの端城である天浦城あまのうらじやうに拠って大友氏に叛く。この時期、九州は肥前の龍造寺氏、豊後の大友氏、薩摩の島津氏が激しく覇権を争い、春日市域でも1586年に島津勢によって原村と春日神社を焼失させられるなど戦乱に翻弄された。豊臣秀吉による九州平定後は小早川秀秋が筑前国主になり、春日村の200石を聖福寺、100石を承天寺に寺領として寄進している。

【江戸時代】

筑前国は関ヶ原の軍功から黒田長政に与えられ、黒田家による福岡藩が成立する。家老黒田一成（三奈木黒田家）は春日村知行領主となり、長く荒廃していた春日神社を再興した。また、1638年下白水村おほたくみに御旗組8軒が福岡より移住し、昇町（幟町）の由来となる。江戸時代は新田開

発・殖産事業が盛んに行われるが、1664年、須玖村の武末新兵衛^{たけすえしんべい}は藩許を得て白水池の堰堤を改築し大池となした。安政年間には小倉村の白水喜四郎^{しろすきしろう}が小倉用水路を竣工している。江戸期を通じて大小60余の溜池が造られるなど、市域に存する5村とも農業生産の発展期であったと言えよう。一方、田畑以外の山林の多くは村民共有の秣山・里山^{まぐさやま}として長く利用され、これら水利や林野資源保全の慣行は近代に至ってもなお順守されていた。

【明治時代以降】

明治4年の廃藩置県により福岡県が成立したが、春日市の前身である春日村は明治22年に春日村、小倉村、須玖村、上白水村、下白水村の5村が合併し誕生した。現在の市域とほぼ同じ範囲で構成された那珂郡春日村は、当初の戸数416戸、人口2,389人の純農村であった。大正時代に鉄道が開通し、春日原停留所が設置されたことにより、市域の東部から徐々に町が開かれていくが、昭和に入って戦時色が濃くなるに伴い春日村には官・民の軍需工場が置かれ、多くの工員団地が作られるようになった。敗戦後は、これらの工場跡が米軍基地として以後27年にわたって接収されるなか、昭和28年の町制施行により春日村は世帯数2,943、人口14,076人の春日町となる。以来、市街地の整備が進み、福岡都心部に近い好立地から人口は着実に増加し、昭和47年に3万人市制特例法により市制が施行され、世帯数13,947、人口45,016人の春日市が誕生した。時代はまさに高度成長経済期であり、なおも人口は加速度的に増加を続け、春日市は住宅都市としての発展を始めた。一方、市域の至る所で大規模な宅地造成や土地区画整理事業が行われ、多くの埋蔵文化財が発見されるとともに発掘調査後に消えていった。また、それまで里山・秣山などとして人々の生活に密着した存在だった近くの山々は、地域の産業構造や生活環境の変化により、かつてほど身近な存在ではなくなっている。人口増加に伴って住民の入出も多くなり、地域の一体感や健康で豊かな文化を志向する施策の必要性から、「弥生の文化遺産をもとに、水と緑を一体にした都市基盤の整備を図り、健康で文化的な公園都市の建設」を基本理念としたまちづくりを目指す第2次総合計画が制定された。この基本理念は現行の第4次総合計画においても基本路線として踏襲されており、平成17年度から導入されたコミュニティスクール（学校運営協議会制度）にも顕著に表れている。コミュニティスクールは子供たちが育つ地域基盤作りを目的として、学校運営に地域住民の声を活かし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、共育を進める新しい仕組みであるが、次代を担う子どもたちを中心に人々が関わり合う地域再生の取り組みとして、その成果が全国的に注目されている。

(2) 指定文化財等

1) 指定文化財

春日市内には特別史跡水城跡をはじめ、国指定文化財が6件、県指定が5件、市指定が17件ある。指定物件については古墳時代の遺構や遺物が多く、遺物のほとんどは奴国の丘歴史資料館に収蔵されている。

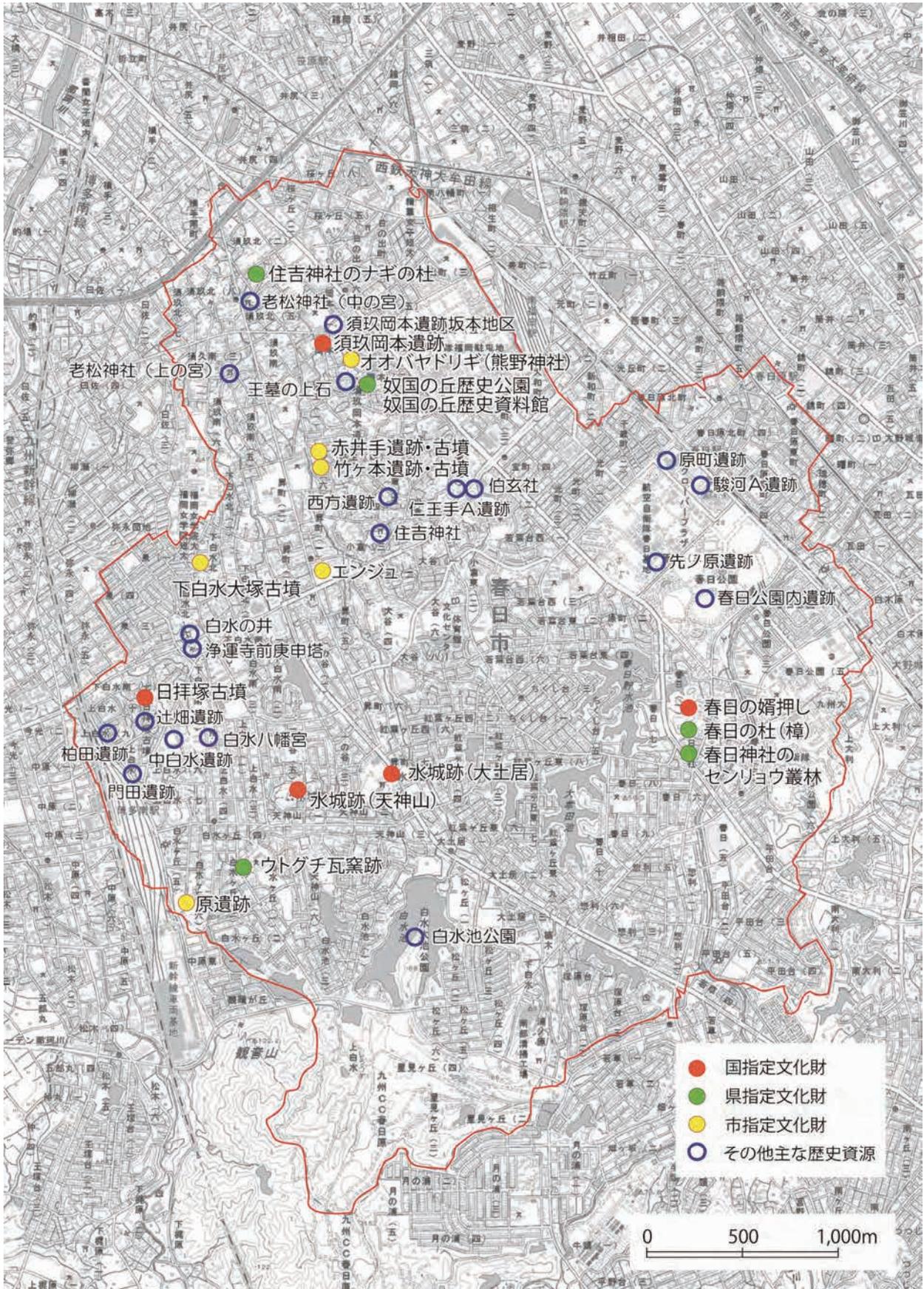
また、指定は受けてはいないものの歴史や文化的価値のある資源が市内に多く存在している。
(指定文化財等位置図)

表 春日市内指定文化財一覧

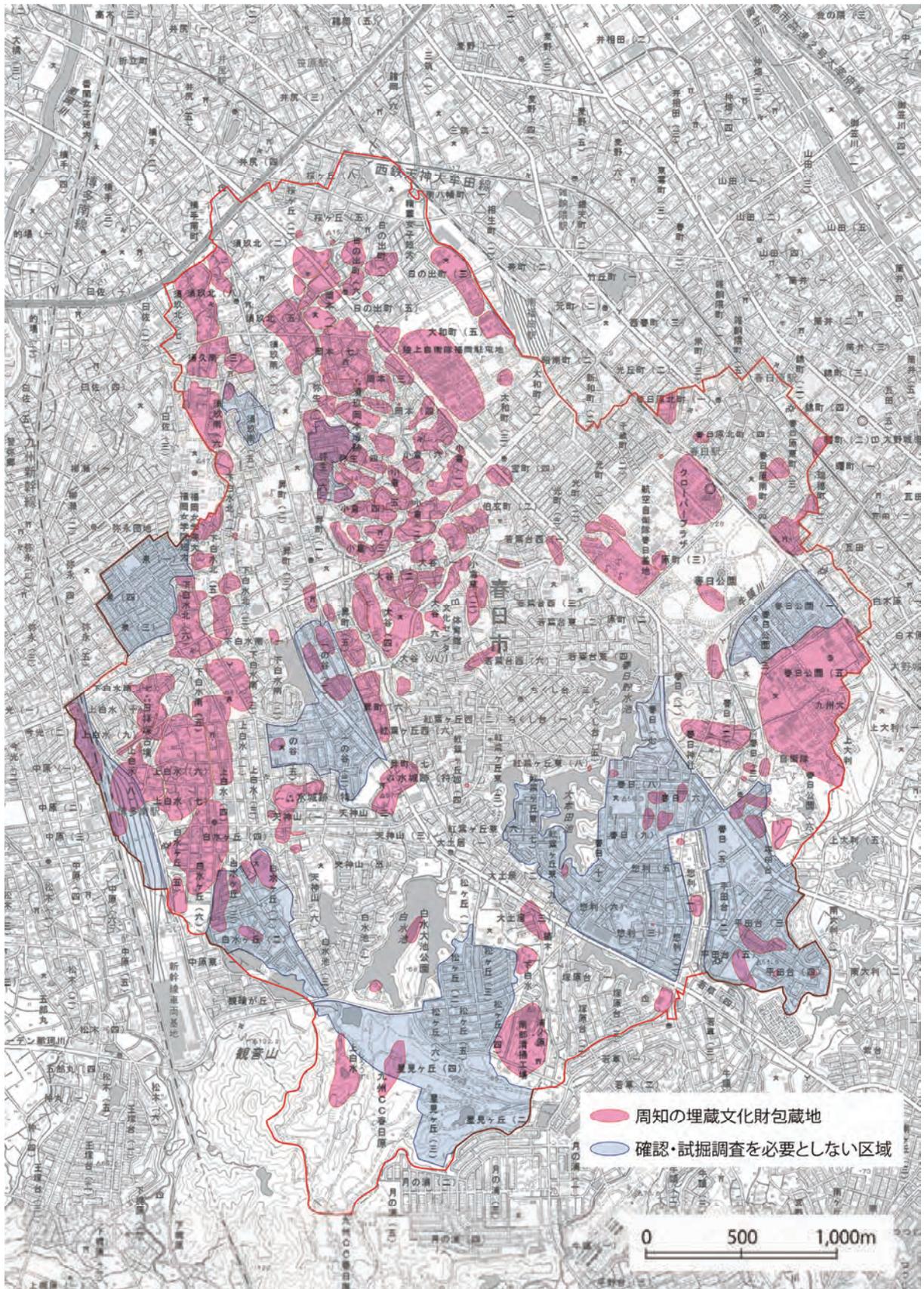
指定区分	種別	指定年月日	名称	所在
国	特別史跡	昭和49年8月10日 (昭和52・53・平成9・14年追加指定)	水城跡(大土居・天神山)	天神山1丁目128番外 昇町7丁目53番外
	史跡	昭和51年2月24日	日拝塚古墳	下白水南6丁目208番外
	史跡	昭和61年6月24日 (平成12年・14年・16年追加指定)	須玖岡本遺跡	岡本2丁目・6丁目・7丁目
	無形民俗文化財	平成7年12月26日	春日の婿押し	春日神社
	有形文化財(考古資料)	昭和30年2月2日	銅銚鎔范(須玖岡本遺跡)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財(考古資料)	昭和61年3月28日	中広銅戈(紅葉ヶ丘遺跡)	京都国立博物館
県	有形民俗文化財	昭和63年12月17日	博多人形祖型	個人所蔵
	天然記念物	昭和38年1月9日	春日の杜(樟)	春日神社境内
	天然記念物	昭和38年1月9日	住吉神社のナギの杜	須玖住吉神社境内
	天然記念物	昭和39年5月7日	春日神社のセンリョウ叢林	春日神社境内
市	史跡	平成17年10月5日	ウトグチ瓦窯跡	白水ヶ丘1丁目4番地内
	有形文化財	昭和52年8月11日	王墓の上石(須玖岡本遺跡)	奴国の丘歴史公園
	有形文化財	平成8年3月8日	須玖岡本遺跡D地点出土銅鏡	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成8年3月8日	銅矛(出土地不明)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成8年3月8日	銅剣(立石遺跡)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成8年3月8日	金製垂飾付耳飾(伝日拝塚古墳)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成18年1月25日	漢式鏃(須玖坂本B遺跡)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成18年1月25日	鉄矛(寺田池北遺跡)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成18年1月25日	後漢鏡片(松添遺跡)	奴国の丘歴史資料館
	有形文化財	平成18年1月25日	戦国式系銅剣(立石遺跡)	奴国の丘歴史資料館
	有形民俗文化財	平成8年3月8日	土製狛犬	奴国の丘歴史資料館
	天然記念物	昭和52年8月11日	オオバヤドリギ	熊野神社
	天然記念物	昭和52年8月11日	えんじゅ	春日小学校校庭
	史跡	平成5年3月1日	赤井手古墳	弥生7丁目67番外
	史跡	平成5年3月1日	竹ヶ本古墳	弥生6丁目2番
史跡	平成8年3月1日	下白水大塚古墳	下白水北5丁目98番外	
史跡	平成8年7月1日	原遺跡	大字上白水1111番3外	

2) 埋蔵文化財包蔵地

市域ではこれまでに150以上の遺跡が確認されている。このうち、1970年代以降の宅地開発等が原因で記録保存を目的とした発掘調査により多くの遺跡が広域的に消滅し、現在130か所の遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている。消滅した遺跡とその周辺部については、今後の各種の開発では確認・試掘調査を必要としない区域として取り扱っている。(埋蔵文化財包蔵地等位置図)



指定文化財等位置図



埋蔵文化財包蔵地等位置図

(3) 周辺関連遺構の状況

1) 大宰府跡・水城跡・大野城跡

大宰府は律令国家において、西街道を管轄する官衙であり、国内において最大のものである。大宰府には大宰府政庁跡、水城跡、大野城跡、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡等の遺跡が残されていて、これらを総称して大宰府史跡と呼ばれる。大土居水城跡及び天神山水城跡もこの大宰府史跡に含まれている。

大宰府跡と水城跡が大正 10 年（1921）に史跡に指定され、大野城跡が昭和 7 年（1932）に史跡指定された。その後の昭和 28 年（1953）に 3 史跡とも国特別史跡となった。

昭和 30 年代後半から大宰府史跡周辺に大規模開発がはじまり、史跡の保存のため昭和 43 年（1968）から福岡県教育委員会による発掘調査が開始され、その発掘調査によって史跡の性格もさらに明らかとなり、特別史跡大宰府跡の追加指定をはじめ、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院等が新たに指定され、現在の指定面積は約 120ha である。

大宰府政庁跡（特別史跡大宰府跡）は、古代の役所で、大宰府の中心となる施設である。創建は 7 世紀後半であり、奈良時代の初めの頃に平城宮の建物を模した左右対称の礎石建物になったことが判明している。更に現在の地表に残る礎石建物は、天慶 4 年（941）におきた藤原純友の乱による焼失後に再建されたものである。現在は史跡公園として整備され、多くの見学者が訪れている。

特別史跡水城跡（水城大堤）は大宰府政庁の北西側にあり、天智 2 年（663）の白村江の敗戦により、大宰府の防衛施設として翌年の天智 3 年（664）に築城された。約 1.2km にわたり二日市地峡帯を遮断する土塁で、土塁北側（博多湾側）には約 60m 幅の濠があった。現在、濠は埋まっており、土塁上は樹木も茂り、市民の憩いの場として整備も行われている。

特別史跡大野城跡は天智 4 年（665）に築城された古代山城である。百濟人の指導によって造られた朝鮮式山城で、大宰府政庁背後の四王寺山の谷部に石垣を構築し、尾根に土塁を約 8km 廻らせている。城内に入るための城門や、礎石建物の倉庫も多数見つかっている。大部分は森林であるが、遊歩道が整備され、一部は県民の森として市民の憩いの場となっている。天神山水城跡からはこの大野城跡である四王寺山を正面に望むことができる。

史跡観世音寺は、斉明天皇追善のため、天智天皇によって発願された、西街道随一の寺で、「府学校」とよばれた、史跡大宰府学校院跡がある。

天智三年この年、対馬島・壱岐島・筑紫国などに防人^{さきもり}と烽^{とび}を置く。また、筑紫に大堤を築き水を貯えしむ、名づけて水城という

天智四年秋八日、達率^{たつそつ}答^{とう}炆^{ほん}春^{しゅん}初^{しゅ}を遣^ゆわし長門国に城を築かしむ。達率^{たつそつ}憶^{おく}礼^{らい}福^{ふく}留^{りゅう}、達率^{たつそつ}四^し比^ひ福^{ふく}夫^ぶを筑紫国に遣^ゆわし、大野^{おの}および^お椽^き二城を築かしむ。 （『日本書紀』より）

2) 基肆城跡

基肆城跡も大宰府史跡に深く係わっている。佐賀県基山町と福岡県筑紫野市にまたがっており、昭和 12 年（1937）に史跡に指定され、昭和 29 年（1954）に特別史跡として指定された。

基肆城は天智 4 年（665）大野城とともに当時の朝鮮半島との緊張関係の中で、大宰府を防衛

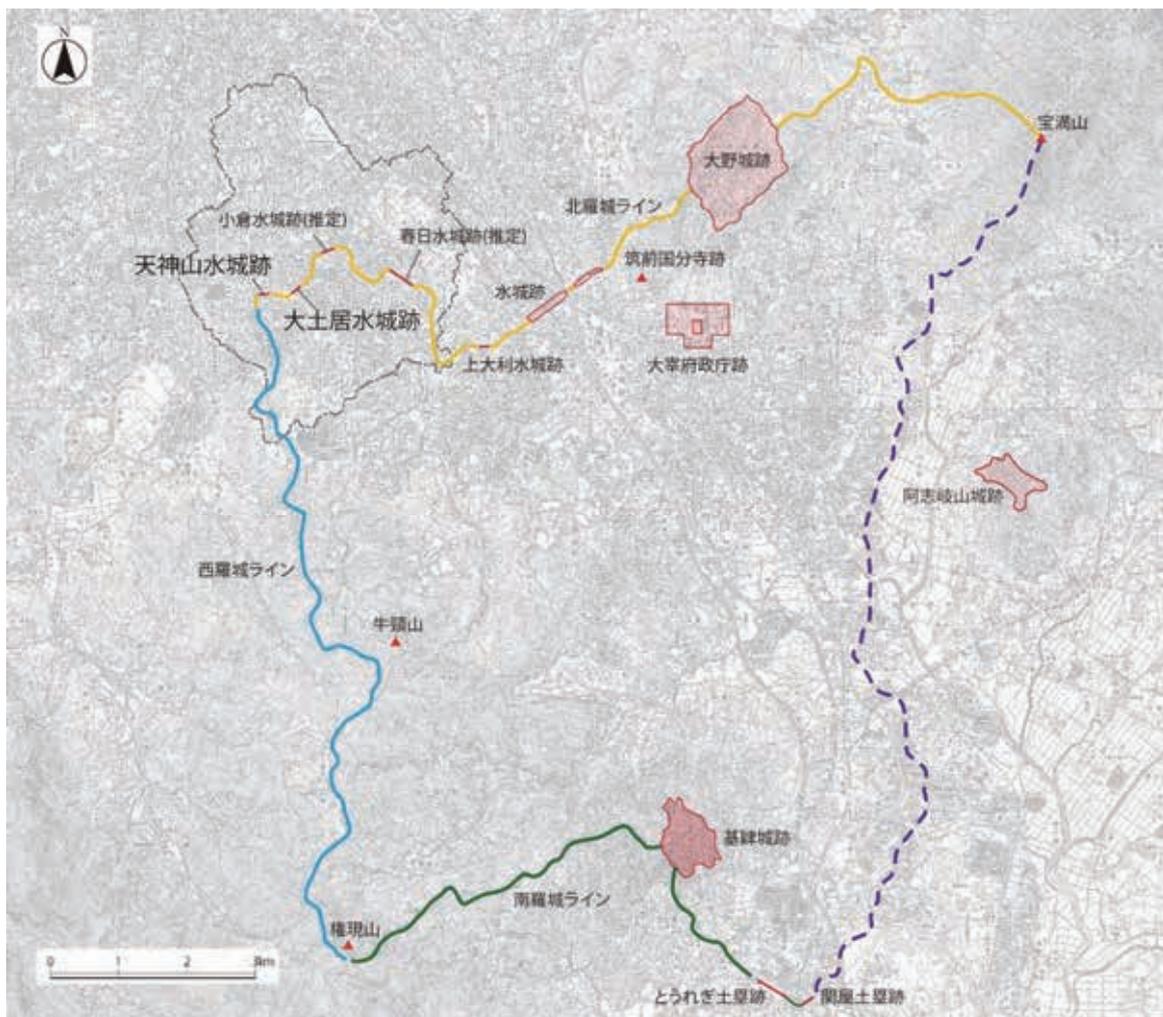
する目的で築かれた朝鮮式山城である。この山城は、基山（404.5m）と東峰（327m）とその間の谷を囲み、約 4.3km の土塁・石塁を巡らしている。城内には、倉庫と思われる礎石建物跡があり、尾根部を階段状に整地して建てられている。

3) 上大利水城跡

水城跡（大水城）から西方約 800m の位置にある小水城で、大野城市旭ヶ丘に所在する。現在残る土塁は、高さ約 2m、幅約 15m、長さ約 80m の規模である。土塁の前面には、外濠乃至湿地状であることが推定されている。昭和 49 年に国特別史跡に指定されている。

※大宰府羅城

古代の大宰府の中核部分である政庁跡の周辺は、大野城から大水城及び小水城を介し南方は基肄城へと連結する堅固な大宰府防衛ラインとして想定され、大宰府羅城と呼ばれる。とりわけ、大水城の西郊に連続して点在する小水城は博多湾側の防衛の最前線に位置している。また、基肄城の南郊にもとうれぎ土塁、関屋土塁という水城状の土塁がある。このほか、大宰府政庁の東方約 5 km の位置にある阿志岐山城跡も羅城の一部と捉える説がある。



大宰府羅城推定図（阿部義平氏の提示した大宰府羅城）

阿部義平 1991 「日本列島における都城形成—大宰府羅城の復元を中心に—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第三六集

4) とうれぎ土塁・関屋土塁

基肄城南東側の佐賀県基山町の JR 鹿児島線沿いに、小水城と同様な土塁が確認されている。これは大宰府防衛のため、南方の有明海からの侵入に備えたものである。現在、関屋土塁は地表下に土塁の基底部が残るのみで、ほとんどその痕跡を残していない。一方、とうれぎ土塁は現在も若干ではあるが、その高まりを残して保存されている。

5) 上津土塁

羅城を形成する関屋土塁・とうれぎ土塁から更に南に 15km 程離れた久留米市上津町には水城と同じ版築工法で築造された上津土塁がある。構築当時の幅は約 20m、高さ 5m 以上、長さは約 450m と推定されている。大宰府羅城を形成するものではないが、付近に想定される古代官道を遮断するような関と想定される。水城や山城を築城した同時期に、有明海側から敵の侵入を防ぐ目的で造られたと考えられている。



大宰府関連史跡位置図



大野城跡から水城跡を望む

第3章 大土居・天神山小水城の概要

第1節 指定説明と指定地の範囲

(1) 指定に至る経緯

水城は『日本書紀』によれば、天智天皇3年(664)に「筑紫に大堤を築き水を貯えしむ。名づけて水城という」とある。百済国復興のために朝鮮半島に援軍を派遣した倭(日本)が、唐・新羅の連合軍に敗れた「白村江の戦い」(663)の翌年に築いたものである。福岡から大宰府へ向かう際、平野が最も狭くなる地点に全長約1.2kmの土塁を築いて、博多側の外濠には水を貯えていた。土塁の東西には門が置かれ、西門には古代の迎賓館である筑紫館(鴻臚館)^{つくしのむろづみ}から続く官道が通っていたことが発掘調査によって明らかになっている。さらに、西側には、尾根線を塞ぐように上大利・大土居・天神山などの小水城が築かれており、広範囲に渡って敵に備えたことが分かる。

水城大堤については古来からその存在は知られており、近世に描かれた『筑前国郡絵図』にも水城の土塁が描かれている。しかしその他の小水城については見当たらない。

大正元年に水城の調査を行っていた東京帝国大学の中山平次郎氏と実地調査を試みた竹内榮喜(陸軍少将)氏はその職業から戦略的見地での観察に優れていたようで、「従来の水城を距ること西方約一里の大土居及び天神山に於いて水城と同一構造の土壘と見做すべき不完全なる遺跡の點在せるを見出したのである。」と述べている。その時点で今日知られている大土居、天神山、上大利の三つの小水城の存在を明らかに確認していることが伺える。※

水城が初めて史跡指定されたのは大正10年3月3日、太宰府市と大野城市にまたがるいわゆる大水城を対象としたものであった。その後、昭和28年3月31日には特別史跡となっている。

春日市が福岡都市圏のベッドタウンとして人口が増え続けていた昭和47年(1972)、大土居水城跡周辺も住宅地として開発が進められ、遺跡破壊の恐れが生じた。前述のように大土居水城跡は水城大堤と一連の遺跡であることは知られていた。当時は福岡県教育委員会によって緊急の発掘調査が行われている。土塁推定箇所土塁と直交方向にトレンチが入れられ、土塁の盛土とその北側(博多湾側)に深い落ち込みが確認されたことから、土塁外側に濠の存在が一連の水城跡の調査で初めて推定された。その後、大土居水城跡は、昭和49年1月に大野城市にある上大利水城跡(小水城)とともに、既に指定されていた水城(大水城)に追加指定という形で特別史跡に指定された。更に、昭和52年には既に指定された大土居水城跡のうち字下白水字天堤(昇町7丁目)所在の築堤の一部が追加指定された。

昭和53年には、大土居水城跡の西方に近接する天神山水城跡が、天神山と通称される自然丘陵と土塁が追加指定された。

平成に入り、大土居水城跡を分断する県道長浜太宰府線の拡幅計画があり、平成9年に県道東側の残りの土塁部分が追加指定され、道路工事に先立ち調査を行った結果、県道路部分についても平成14年12月に追加指定された。

※竹内榮喜 1929「太宰府を中心とする国防築城」『筑紫史談』第46輯

(2) 指定の説明

春日市内に残る大土居・天神山水城跡は福岡平野南東奥部にある 7 世紀半ば過ぎに築造された水城である。大正 10 年（1921）に国史跡、昭和 28 年（1953）には国特別史跡に指定された現在の太宰府市と大野城市の市境に残る水城跡（通称“大水城”）の西方の花崗岩風化土壌からなる低丘陵地帯の地峡部の要衝に分布する三つの水城のうちの二つである。大水城と比較し土塁の横断面幅の規模が 1/2 以下と小型であることから、通称“小水城”と呼ばれる。

大土居水城跡

大水城の西門跡から西方約 3.4 km に残る土塁長約 110m に東西方向に走る土塁と、その西側に土塁の取り付く自然丘陵が残る。指定以前に土塁の一部は県道によって切り通されていた。土塁の前面は急勾配で立ち上がっている。昭和 47 年（1972）に県道西側の土塁と自然丘陵で民間開発が浮上した。福岡県教育委員会によって緊急発掘調査が行われた。土塁横断方向のトレンチ調査によって、版築による二段築造の土塁構造が確認され、さらに土塁の北側前面に深い落ち込みが確認され、土塁前面の濠の存在が想定された。この調査成果から大水城と同様の濠をともなう二段築造の土塁が良好に残っていると判断され、昭和 49 年（1974）に小水城で初めて国特別史跡に指定された。県道東側には土塁は古くに宅地化されていたが、東西方向の帯状の高まりとして残っており、所々で版築状の土層が観察されることから、昭和 52 年（1977）、平成 9 年（1997）に追加指定された。

平成 7 年、9～11 年には県道拡幅工事計画による春日市教育委員会による計 4 次に渡る発掘調査が行われた。拡幅計画範囲部分の 1 次調査では、調査当時の地表面から深さ約 2m の地下までの範囲に版築による土塁が残っていることを確認した。土塁横断面の幅が約 40m であることがわかった。現道部分の 2～4 次調査では、地下約 2m の範囲に版築土塁と木樋（木製導水管）の痕跡を確認した。大水城で確認されている木樋と構造的な異同はあるが土塁前面に想定される濠への導水を目的とした点で共通性が看取された。また、土塁の前後は深い落ち込みを部分的に確認できることから濠の存在が想定される調査成果となった。土塁を構成する重要な要素が残っていることから、県道路盤工事より下層については木樋も含め埋め戻し保存を行い、県道地下の調査範囲を平成 14 年（2002）に追加指定を行った。

天神山水城跡

大土居水城跡の西方約 400m に東西方向の長さ約 140m の小規模な土塁が残る。土塁の一部は市道によって切り通されている。土塁前面は急勾配で立ち上がり、その奥は土塁後面に平坦部をもつ二段築造の土塁として残っている。現況の地表面では土塁の横断の幅は約 20m で、高さは約 4 m である。土塁の西側は自然丘陵が取り付き、尾根部に前方後円墳、円墳の 2 基の古墳も残る。小規模ながら土塁全体の構造がよくわかり、昭和 53 年（1978）に追加指定された。

史跡の構造解明につながる本格的な発掘調査は行われていない。しかし、土塁の前方、後方で宅地開発等によるこれまでの試掘及び確認調査によると、大土居水城跡と同様の土塁の前後に付随する濠の存在は想定可能であると考えられる。

(3) 指定地の範囲

名称「特別史跡 水城跡」

指定年月日 大正 10 年 3 月 3 日指定

特別指定年月日 昭和 28 年 3 月 31 日指定

○大土居水城跡

指定年月日 昭和 49 年 8 月 10 日

追加指定：昭和 52 年 2 月 2 日・平成 9 年 3 月 12 日・平成 14 年 12 月 19 日

指定面積 9,883.85 m²

追加指定面積計 5,692.85 m²

昭和 52 年 2 月 2 日：1,802.46 m²

平成 9 年 3 月 12 日：902.83 m²

平成 14 年 12 月 19 日：2,987.11 m²

指定地番	昇町 7 丁目	5、9、15-2、41、47、48-1、48-2、49、50-1、50-2、51-1、51-2、51-3、51-4、52、53、54-1、54-2、54-3、55、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1028
	昇町 8 丁目	1-2、2-2、3-2、4-1、4-2、4-2、10、11、12、13、14



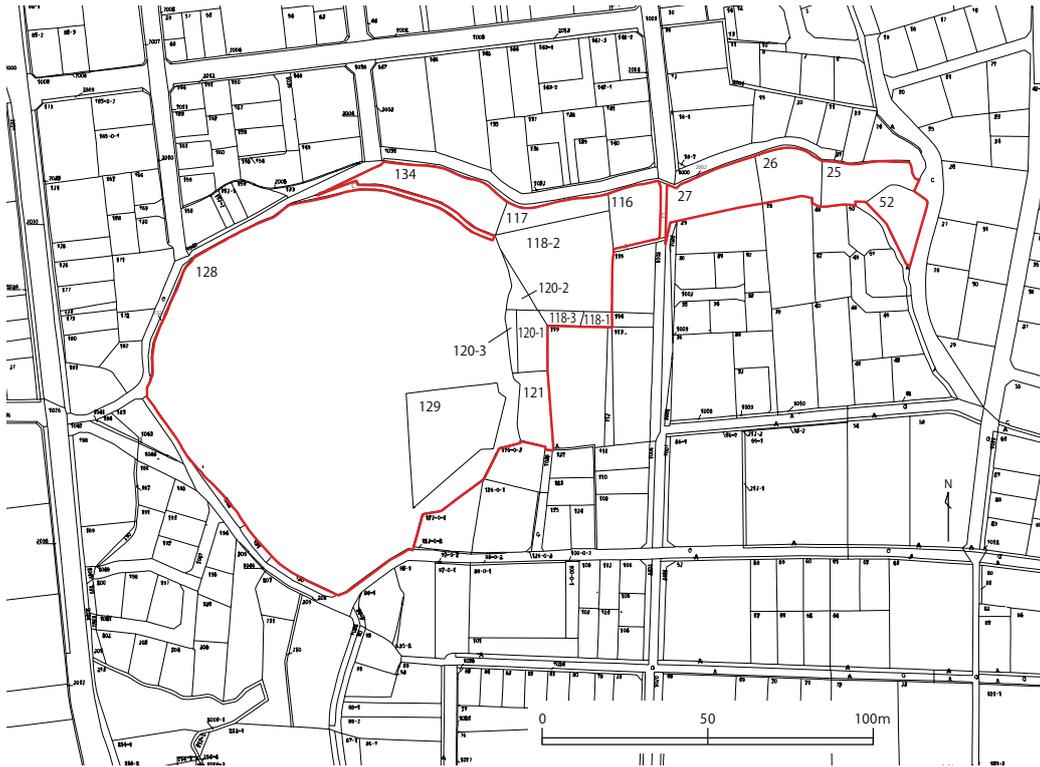
大土居水城跡 特別史跡指定範囲

○天神山水城跡

指定年月日 昭和53年3月7日

指定面積 17,154.01 m²

指定地番	天神山1丁目	25、26、27、52、116、117、118-1、118-2、118-3、120-1、120-2、120-3、121、128、129、134
------	--------	---



天神山水城跡 特別史跡指定範囲

(4) 管理団体の指定

春日市内に存在する特別史跡水城跡(大土居・天神山)は春日市が所有者及び管理団体である。保存や管理の実務は春日市教育委員会文化財課が行っている。

第2節 史跡指定地及び周辺地域の現状

(1) 土地所有関係・土地利用の状況

1) 大土居水城跡

昭和47年の緊急調査以降昭和49年の史跡指定までの間に既に公有地化を開始している。主だった部分については公有地化を進め、県道部分を除き平成16年度までに公有化率は95.6%となっている。民有地は墓地と山林を合わせ4.4%となっている。

大土居水城跡の道路部分に関しては、道路用地として国と県が所有者となっている。道路部分を含めた公有化率は96.9%となる。

土地利用状況について地目上は山林、雑種地、宅地、墓地となっているが、住宅は全て除却されている。昇町8丁目（西側）の丘陵部の北面には墓地として納骨堂が建っている。また、昇町7丁目（東側）の中央南面には江戸時代以降の墓石が建つ墓地がある。墓地を除き、史跡内には自由に出入りができる。

表 大土居水城跡土地状況（道路以外）

取得年度	指定年月日	地番	地目	台帳面積 m ²	所有者
S.48年度	S.49.08.10	昇町8丁目13番	山林	1,015.00	春日市
S.49年度	S.49.08.10	昇町8丁目14番	山林	1,015.00	春日市
S.50年度	S.49.08.10	昇町8丁目10番	山林	1,015.00	春日市
	S.52.02.02	昇町7丁目41番	雑種地	28.00	春日市
	S.52.02.02	昇町7丁目55番	宅地	360.13	春日市
S.51年度	S.49.08.10	昇町8丁目12番	山林	913.00	春日市
	S.52.02.02	昇町7丁目53番	山林	589.00	春日市
H.08年度	S.52.02.02	昇町7丁目54番2	宅地	300.00	春日市
H.09年度	S.52.02.02	昇町7丁目54番3	宅地	178.88	春日市
H.10年度	S.52.02.02	昇町7丁目54番1	宅地	277.45	春日市
H.11年度	H.09.03.12	昇町7丁目48番1	山林	136.00	春日市
H.12年度	H.09.03.12	昇町7丁目50番2	山林	130.00	春日市
H.13年度	H.09.03.12	昇町7丁目50番1	山林	225.00	春日市
H.14年度	H.09.03.12	昇町7丁目51番2	宅地	123.01	春日市
H.14年度	H.09.03.12	昇町7丁目51番3	宅地	61.60	春日市
H.15年度	H.09.03.12	昇町7丁目51番4	宅地	95.02	春日市
H.16年度	H.09.03.12	昇町7丁目51番1	宅地	132.20	春日市
未	S.52.02.02	昇町7丁目52番	墓地	69.00	個人
未	S.49.08.10	昇町8丁目4番1	山林	36.00	個人
		昇町8丁目4番2	山林	0.45	福岡県
未	S.49.08.10	昇町8丁目11番	墓地	197.00	個人
			総面積	6,896.74	
			公有地	6594.74	95.6%
			民有地	302.00	4.4%

平成28年3月現在

表 大土居水城跡土地状況（道路部分）

指定年月日	地番	地目	台帳面積 m ²	所有者
H.14.12.19	昇町7丁目5番	雑種地	57.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目9番	雑種地	31.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目9番先	水路	7.44	国
H.14.12.19	昇町7丁目15番2	宅地	2.77	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目47番	雑種地	9.29	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目48番2	山林	51.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目49番	雑種地	3.30	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1008番	宅地	266.08	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1009番	畑	5.29	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1010番	畑	136.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1011番	雑種地	10.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1012番	山林	13.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1013番	山林	276.00	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1014番	宅地	218.40	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1014番先	里道	17.50	国
H.14.12.19	昇町7丁目1015番	宅地	211.28	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1016番	宅地	284.48	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目1028番の一部	宅地	42.72	福岡県
H.14.12.19	昇町7丁目5番先～1015番先まで 謄本なし図上求積		1,262.24	国
H.14.12.19	昇町8丁目1番2の一部		78.76	福岡県
H.14.12.19	昇町8丁目2番2		0.04	福岡県
H.14.12.19	昇町8丁目3番2		3.07	福岡県
H.14.12.19	昇町8丁目4番2		0.45	福岡県
	合計	総面積	2,987.11	
		国有地	1287.18	
		県有地	1699.93	

平成 28 年 3 月現在



大土居水城跡 特別史跡指定年度



大土居水城跡 公有地化年度



大土居水城跡 土地所有狀況



大土居水城跡 地目別土地利用状況

2) 天神山水城跡

昭和 53 年に史跡指定を受け、公有地化を開始している。現在は 92.1%となっている。民有地は東側土塁上に残る住宅地と、丘陵部東側の一角である。

土地利用状況について地目上は山林、雑種地、原野、公園、宅地、畑となっている。現況では丘陵状の天神山は、山林として樹木に覆われている。丘陵部から東側に伸びる土塁は地目上は山林であるが、樹木は伐採されている。市道を挟み更に東へ伸びる土塁は、宅地が 3 筆並び、西側の宅地は更地となっているが残り 2 筆は住宅が建っている。東端の雑種地は住宅街の中の緑地広場として整備され、特別史跡水城跡としての解説板を設置している。また、丘陵部に隣接する宅地については、住宅が 1 棟建っている。

天神山丘陵頂部には円墳と前方後円墳があるが、未調査であり詳細は分かっておらず、文化財指定も受けていない。丘陵部は市民の憩いの場として開放しているが、丘陵部東側は斜面崩落の恐れがあり、立入り禁止としている。

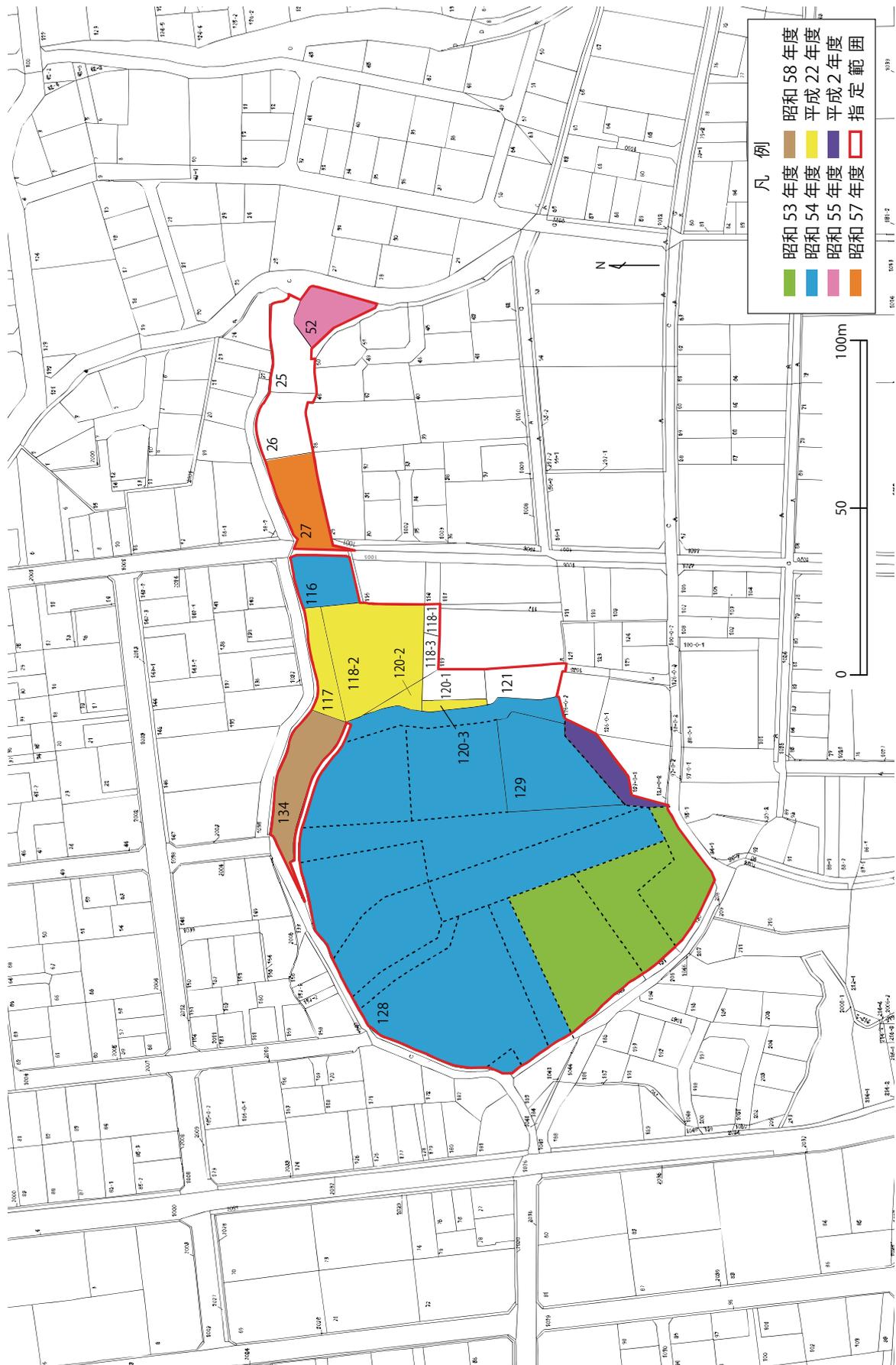
表 天神山水城跡土地状況

取得年度	指定年月日	地番	地目	台帳面積 m ²	所有者	
S.53年度	S.53.03.07	天神山1丁目128番地	山林	3247.56	春日市	
S.54年度	S.53.03.07	天神山1丁目128番地	山林	8,154.21	春日市	
	S.53.03.07	天神山1丁目116番地	山林	346.00	春日市	
S.54年度	S.53.03.07	天神山1丁目129番地	山林	925.00	春日市	
S.55年度	S.53.03.07	天神山1丁目52番地	公園	301.00	春日市	
S.57年度	S.53.03.07	天神山1丁目27番地	雑種地	465.00	春日市	
S.58年度	S.53.03.07	天神山1丁目134番地	山林	571.00	春日市	
H.02年度	S.53.03.07	天神山1丁目128番地	山林	308.23	春日市	
H.22年度	S.53.03.07	天神山1丁目117番地	原野	269.00	春日市	
	S.53.03.07	天神山1丁目118番地2	宅地	1,053.28	春日市	
	S.53.03.07	天神山1丁目120番地2	宅地	84.62	春日市	
	S.53.03.07	天神山1丁目120番地3	宅地	69.00	春日市	
未	S.53.03.07	天神山1丁目118番地1	宅地	52.72	個人	
未	S.53.03.07	天神山1丁目118番地3	宅地	69.00	個人	
未	S.53.03.07	天神山1丁目120番地1	宅地	211.69	個人	
未	S.53.03.07	天神山1丁目25番地	宅地	382.53	個人	
未	S.53.03.07	天神山1丁目26番地	宅地	365.17	個人	
未	S.53.03.07	天神山1丁目121番地	畑	279.00	個人	
				総面積	17154.01	
				公有化	15,793.90	92.1%
				民有地	1,360.11	7.9%

平成 28 年 3 月現在



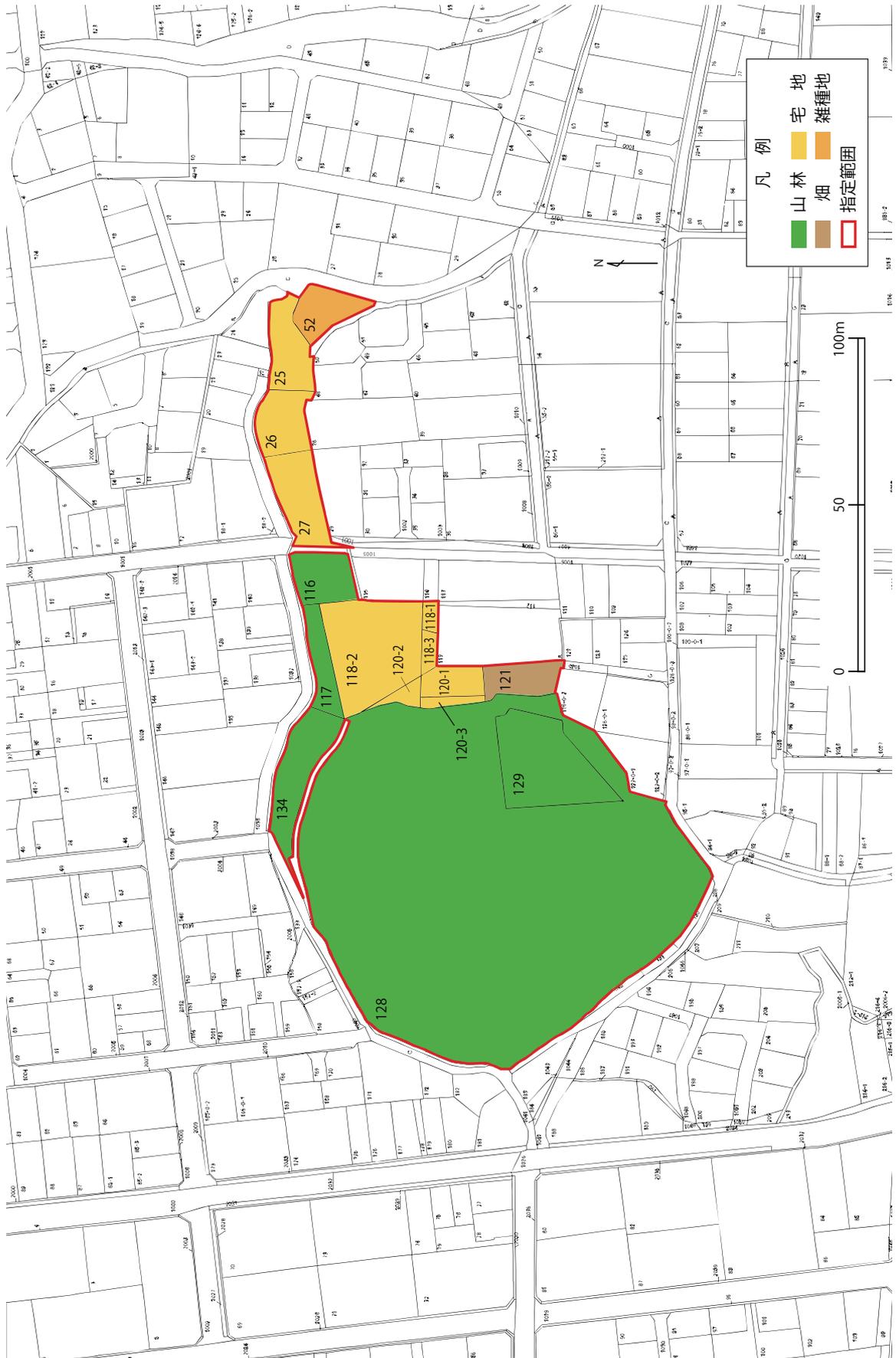
天神山水城跡 特別史跡指定年度



天神山水城跡 公有地化年度



天神山水城跡 土地所有狀況



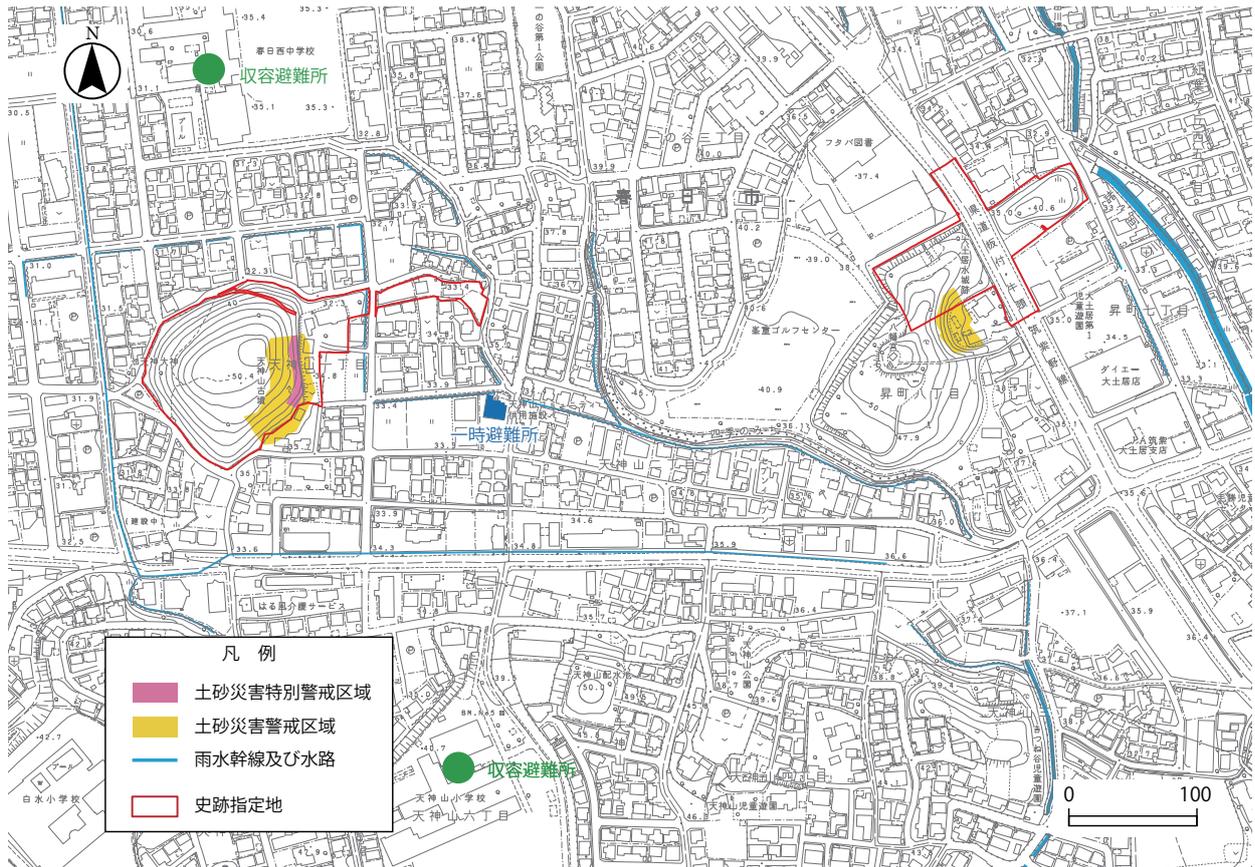
天神山水城跡 地目別土地利用状況

(2) 法規制

1) 危険区域等

大土居水城跡の南側は自然丘陵の尾根に続いており、尾根東側の斜面が一部土砂災害警戒区域に指定されている。また、天神山水城跡についても自然丘陵部の東側が土砂災害計画区域と土砂災害特別計画区域となっている。いずれも特別史跡の範囲に含まれている。

天神山水城跡の危険箇所については、ネットフェンスを設置し、市民が立入らないよう対策を行っている。



災害危険箇所図（春日市浸水ハザードマップより）

(3) 水城跡の環境整備事業

大土居水城跡と天神山水城跡はそれぞれ史跡指定を受けた当初、環境整備事業を行っている。遊歩道や擁壁、照明灯などは初期に整備したものがそのままとなっている。

【大土居水城跡】昭和 49 年指定

整備年度	整備内容
昭和 52 年度	指定地内説明板および注意看板の設置、遊歩道設置、境界への外柵工事等

【天神山水城跡】昭和 53 年指定

整備年度	整備内容
昭和 57 年度	指定地南側擁壁、園路広場、遊歩道の伐開、張芝等の工事（補助第 1 期）
昭和 58 年度	指定地北西側擁壁、園路広場、遊歩道の伐開、張芝等の工事（補助第 2 期）
昭和 59 年度	指定地南北入口に説明板、照明灯の設置、遊歩道、擁壁の整備拡充（補助第 3 期）
昭和 60 年度	指定地頂上部の前方後円墳の説明板設置、照明灯 3 基追加、遊歩道、外周部擁壁の整備拡充（補助第 4 期）
昭和 61 年度	指定地頂上部の四阿設置工事
昭和 62 年度	前方後円墳の外柵および外周園路の整備、円墳の外柵および説明板の設置、東側土塁の擁壁工事



大土居水城跡自然丘陵部の環境整備
(昭和 54 年撮影)



天神山水城跡自然丘陵部の環境整備
(昭和 58 年撮影)

(4) 利活用の状況

大土居水城跡は市民に開放しており、自由に史跡地内を散策する事が出来る。天神山水城跡については、前述の危険箇所を金属フェンスで囲み、土塁部分の一部は柵を設置して立ち入らない様になっているが、その他は自由に見学や散策できるようになっており、近隣住民の散歩などに利用されている。

また、春日市教育委員会では歴史探訪として大土居・天神山水城跡の他、推定小倉水城や春日水城、大野城市にある上大利水城跡を散策する「小水城群探訪」等のイベントを行っている。

平成 26・27 年度は、「水城・大野城・基肆城築造 1350 年」をテーマに福岡県をはじめ、大野城市、太宰府市、筑紫野市、宇美町、佐賀県基山町と多数の講演会やイベント等を行った。

第4章 大土居・天神山水城跡の調査の成果

第1節 発掘調査

(1) 大土居・天神山水城跡の位置

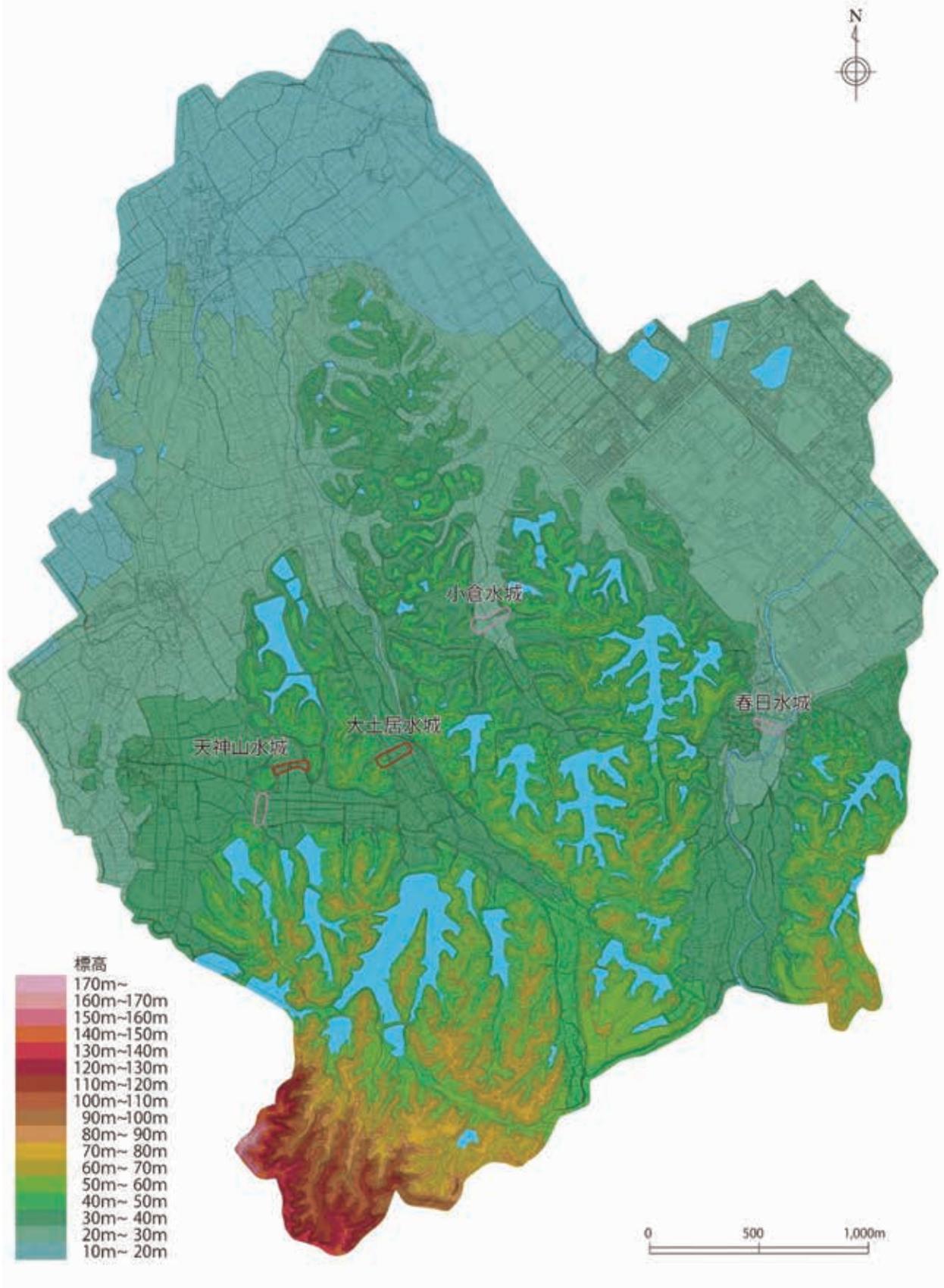
春日市内には大土居水城跡と天神山水城跡が水城跡として史跡指定を受けているが、他に小倉水城跡と春日水城跡が推定され、大宰府を取り囲む羅城の一角を形成していたと考えられる。水城大堤と比較して規模は小さく、現在の都市化された市街地内にあつて、現地で見なければ、その形状等はわからない。昭和49年に大土居水城跡が史跡指定される以前は、春日市内にも多くの田畑があり、脊振山系から伸びる尾根筋と丘陵部、平野部の谷が複雑に入り組んでいたことが昭和30年代の航空写真や、復元した旧地形図からも分かる。博多湾から那珂川を越えた大宰府までの平野部の西側山裾は複雑な地形であり、要所となる谷あいには小水城が築かれた事が伺える。



大土居・天神山水城跡(昭和37年航空写真)



大土居・天神山水城跡(平成17年航空写真)



春日市内の小水城位置図

(同図は、平成15年度春日市教育委員会作製の「春日市旧地形復元図」に彩色したものの。
小倉・春日小水城および天神山水城の南北方向土塁（ピンク部分）は推定である。)

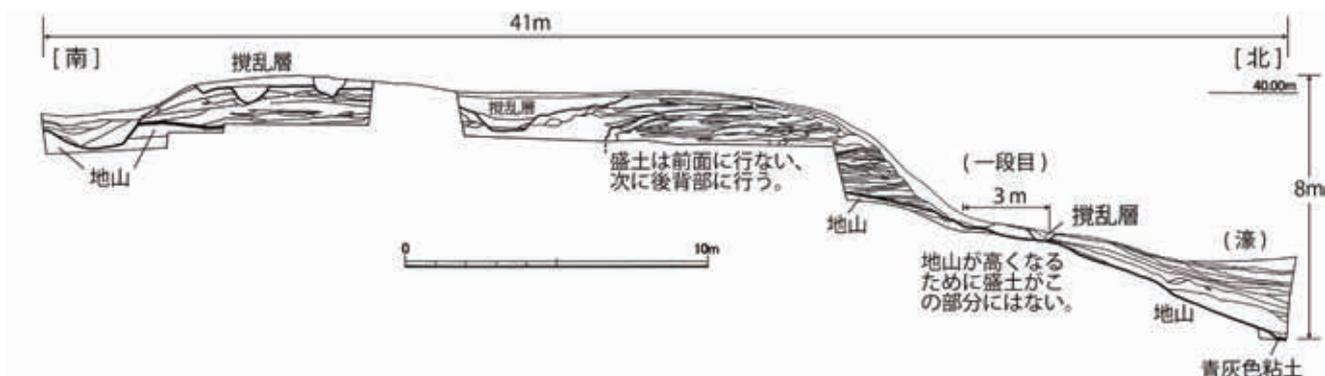
(2) 発掘調査

1) 大土居水城跡の発掘調査

○福岡県教育委員会の発掘調査

現在、土塁の一部は県道によって切り通されており、長さ約 110m、幅約 40m 弱のベルト状の緑の高まりが遺跡の存在を表している。土塁の西側に取り付く丘陵の一部が残っている。東側に取り付く丘は、既に住宅地として造成され、その下の土塁との間に諸岡川という小さな川が流れている。この川の下流は弥生時代頃からあったことが発掘調査で確認されており、水城を築造した当時から土塁の間を流れが抜けていたと思われる。

大土居水城跡は、昭和 47 年（1972）に遺跡周囲の宅地開発によって破壊されかけたことを契機に県教育委員会によって緊急発掘調査が行なわれている。当時から水城大堤と一連の遺跡であることは、既に知られていたが、大土居水城跡は、水城大堤を小さくまとめた 2 段の盛土による土塁であることが当時の発掘調査によって具体的に確かめられた。更に土塁の北側（博多湾側）の裾は谷部に向かって急激に深く落ち込むことが確認され、後に水城大堤の発掘調査で確認された外濠の存在を暗示する調査成果であった。



昭和 47 年 トレンチ調査による土層図

○春日市教育委員会の発掘調査

平成 7 年（1995）には土塁を貫通している県道の拡幅工事計画が持ち上がり、平成 7 年から平成 12 年まで春日市教育委員会によって 1～4 次の確認調査が行われた。

第 1 次調査

県道長浜・太宰府線の拡幅予定部分約 600 m²の緊急発掘調査を平成 7 年 7 月 13 日から 10 月 30 日にかけて行った。調査の方法として、まず最初に土塁の外側（北側）および内側（南側）の裾部立ち上がりを確認するために、各々の推定する前後の箇所に土塁線とはほぼ直交方向（ほぼ南北方向）にトレンチを設定した。また、二つのトレンチを土塁中央部に向かってほぼ連続するようにトレンチを延長して土層の観察を行った。調査の結果、地表下深さ約 2m にわたって土塁基底部の積土層を確認した。また両裾部の調査および指定地現況との比較から、土塁の基底部幅は、少なくとも 40m 以上であること、土塁の高さは 8m 以上であることを推定した。

第2次調査

県道の仮付け替えにともない現道下の発掘調査を平成9年12月1日から平成10年3月31日にかけて行った。現道下はすでに水道本管、汚水本管の埋設管が路線とほぼ平行に入っているため、土塁線直交方向での連続したトレンチは設定不可能と判断し、土塁線と平行する方向（ほぼ東西方向）に4つのトレンチを設定し、要所については1次調査と同様に南北方向のトレンチを入れて土層観察を行った。この結果、調査区の最も北寄りの東西方向のトレンチで、木樋下に敷かれる枕木状の大型板材の一部が確認された。板材の発見にともない、このトレンチ内及びその南側を最大限拡張しながら調査を進めると、木樋断面方向でみて上位半分ほどは後世の抜き取りで消失していたが、木樋本体を確認することができた。この位置は土塁の横断方向の中でほぼ中央部分に当たる。長さ約8mに渡って木樋を検出し、木樋に使用された各部材の組み合わせ状況等を精査した。

また、木樋検出部分の南側周囲の土層調査で、土塁南側裾部に近い部分で、後述する3次調査で確認した取水部分木樋の北西側すぐそばで、土塁積土層の途中に2列平行の小規模な柱列跡を確認した。土塁の積土作業の初期の工程で必要とした足場組みの痕跡と推定される。

確認された木樋は土塁の内側（上流側）で取水し、土塁地下を貫通させて、土塁の外側（下流側）へ排水する導水管であり、これまでに大水城の発掘調査で確認されている木樋と同等の機能、目的をもって設置されたものであることを確認できた。大水城とその西郊に点在する小水城群が同じ目的で築造された防衛施設であることを補強する貴重な調査成果となった。

この結果、福岡県の関係諸機関との協議の結果、県道地下の水城関連遺構を極力現地保存することとなり、次年度から保存を目的とした必要最小限度の確認調査を行うこととした。

第3次調査

前年度の2次調査で木樋が確認され、土塁中での木樋の全体的な構造・機能等を解明するために、木樋の両端に相当する取水部側と吐水部（排水部）側の確認調査を行った。調査期間は平成10年11月24日から平成11年3月31日にかけて行った。

取水部側では、前年度確認された柱列跡のすぐ東側で、木樋の取水部端部を長さ約8mの間の確認を行った。木樋の上半部は、前年度調査と同様に抜き取りに遭っていた。前年度の土塁中央部付近の木樋底板と取水部木樋の底板との比高差の検討から、土塁中央部から土塁内側（上流部）に向かって緩やかな下り勾配になっていることがわかった。これまでの大水城の木樋の調査研究では、木樋の勾配は取水部側から吐水部側への緩やかな下り勾配と理解されていることとは逆の結果となった。また、木樋の西側では樋の延長線と平行する立柱2本を確認した。立柱は、取水部木樋と一連の構築物として設置されたと理解でき、木樋の東側の相対的な位置にも立柱の存在が想定できることから、木樋取水部から導水するための木樋上部構造を復元するための重要な資料として注目される。併せて、木樋取水部及び土塁内側前面での内濠状の遺構の有無等を解明するための土層調査を行ったが、導水や取水に関する新たな資料は得られなかった。

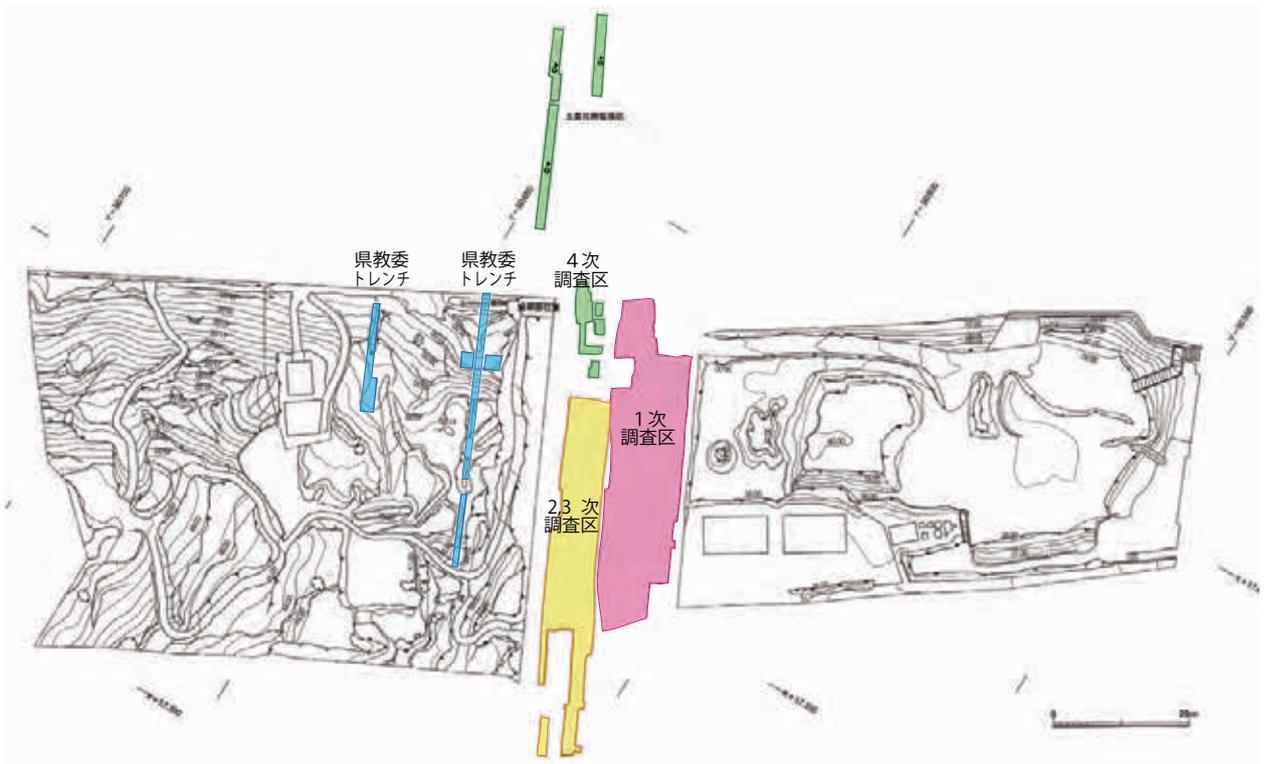
次に吐水部側では、1次調査時に確認した土塁基底部裾部と県道西側指定地内で観察される土塁裾部を結ぶ土塁の立ち上がりラインを想定して調査区を設定して木樋端部の検出を行ったが、端部推定部分からかなり内側でかなり腐朽した木樋の端部を確認した。

第4次調査

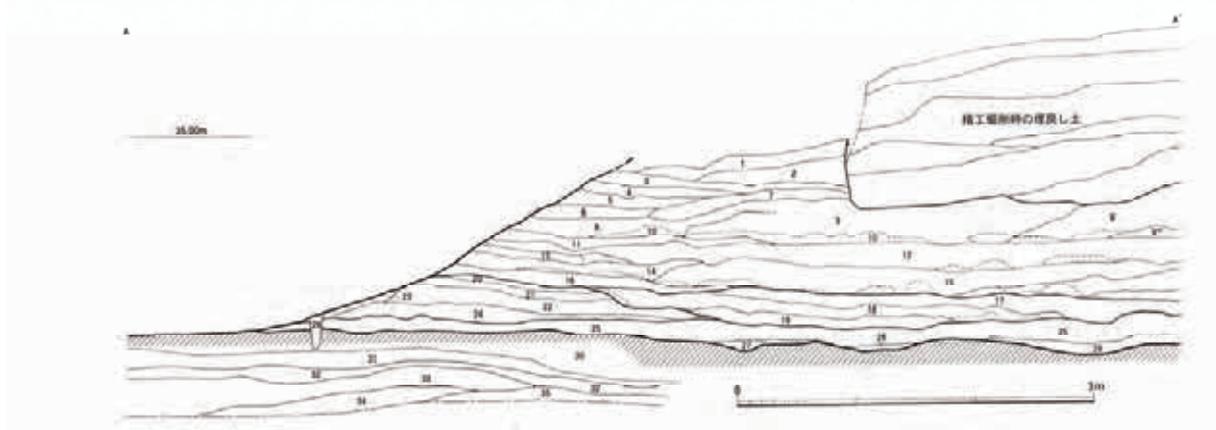
前年度調査の継続的調査として、木樋吐水部周辺とその北側の土塁の前面の外濠想定部分の確認調査と指定地内現況の平板測量による地形図作成作業を、平成11年4月12日から平成12年2月28日まで実施した。

吐水部周辺の調査では、残存する木樋の前面を掘り下げたところ、木樋端部から北側約6～12mの範囲で枕木及び花崗岩塊を密集させた石敷き遺構を確認した。石敷き遺構の範囲は、本来の吐水部側木樋の端部の前後と推定され、土塁裾部と吐水部の木樋が交差する周囲の補強のための地業の痕跡と推定される。

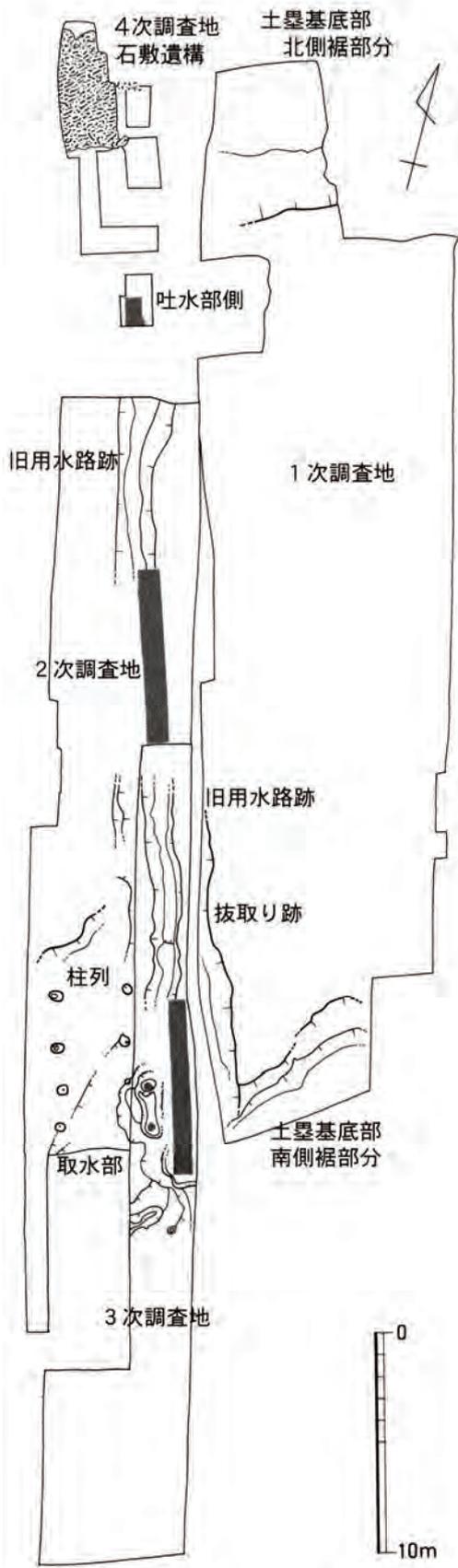
土塁外側前面の外濠想定部分の確認調査は、土塁前方の3か所に南北方向のトレンチを設定して土層の観察を行った。土塁裾部から約40m前後で外濠を想定した場合の対岸に相当する地山の立ち上がりの一部にみられたり、湿地状の土層堆積がみられたりしたが、外濠が存在する確証は得られなかった。



大土居水城跡調査範囲図



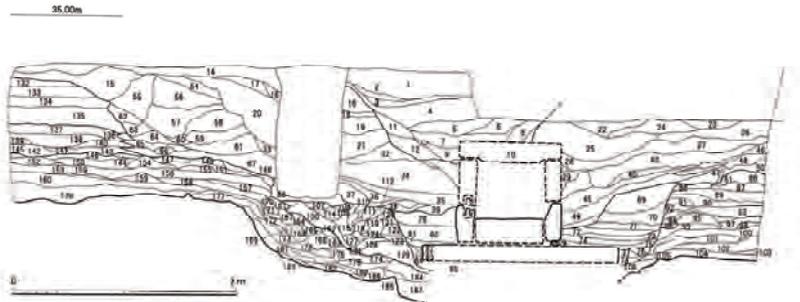
1次調査土層図（土塁外側裾部の立ち上がり）



各調査区位層図 (1~4次調査)



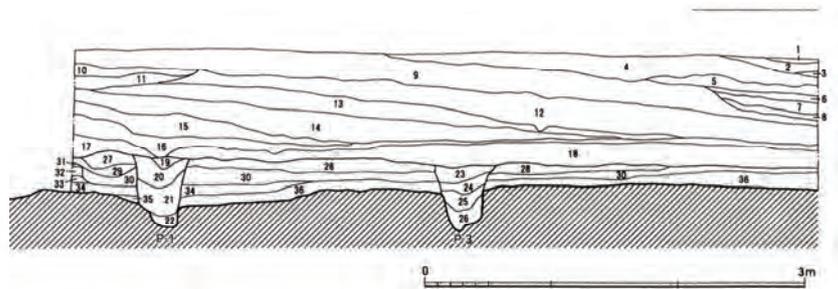
土塁外側裾部立ち上がり



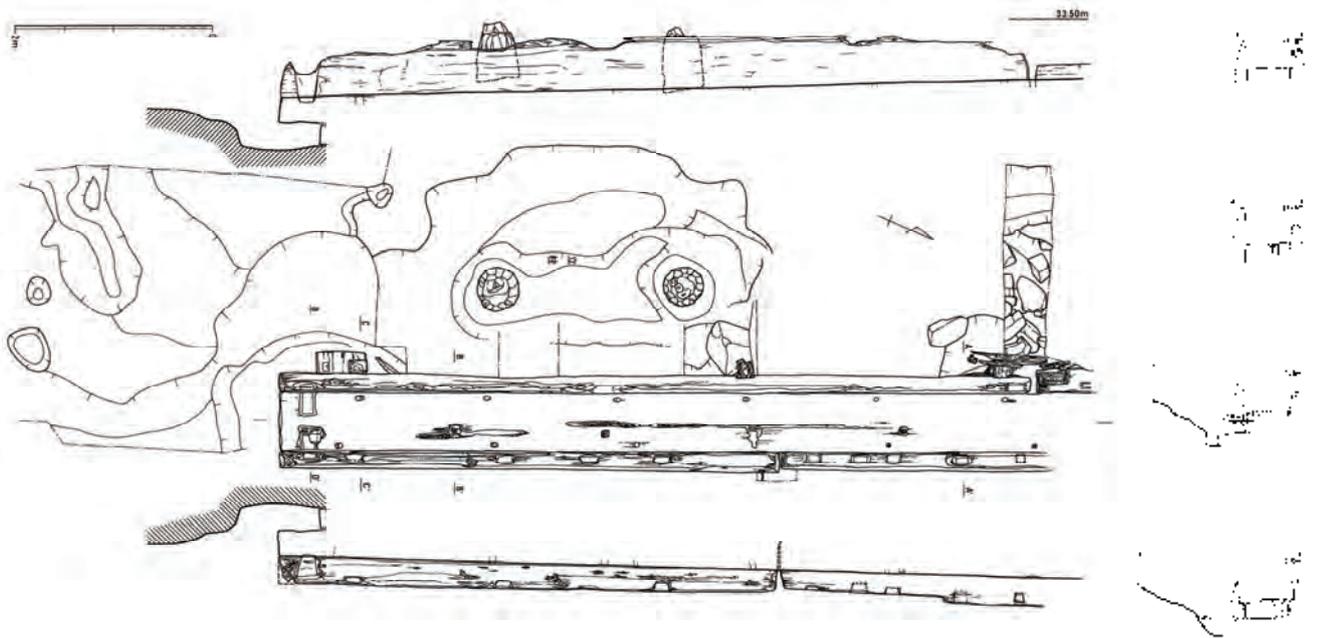
木樋横断面図周辺土層図 (2次調査)



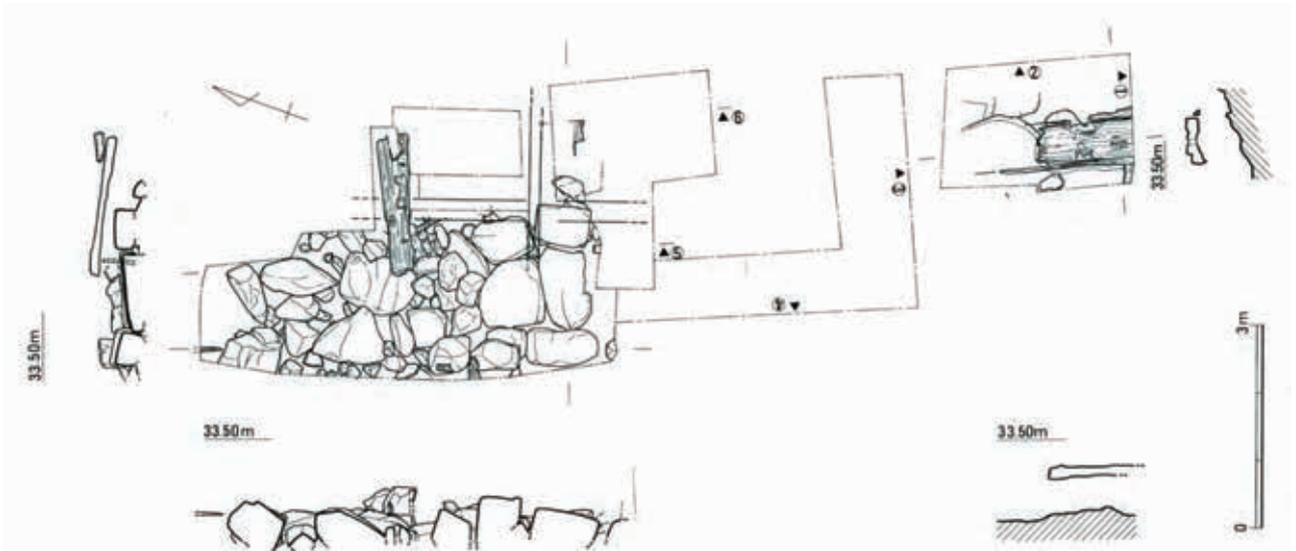
柱列跡 (2次調査)



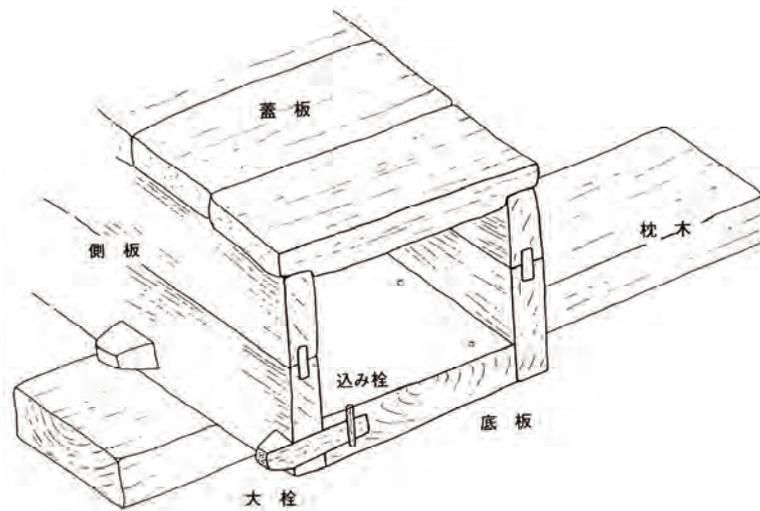
柱列土層図 (2次調査)



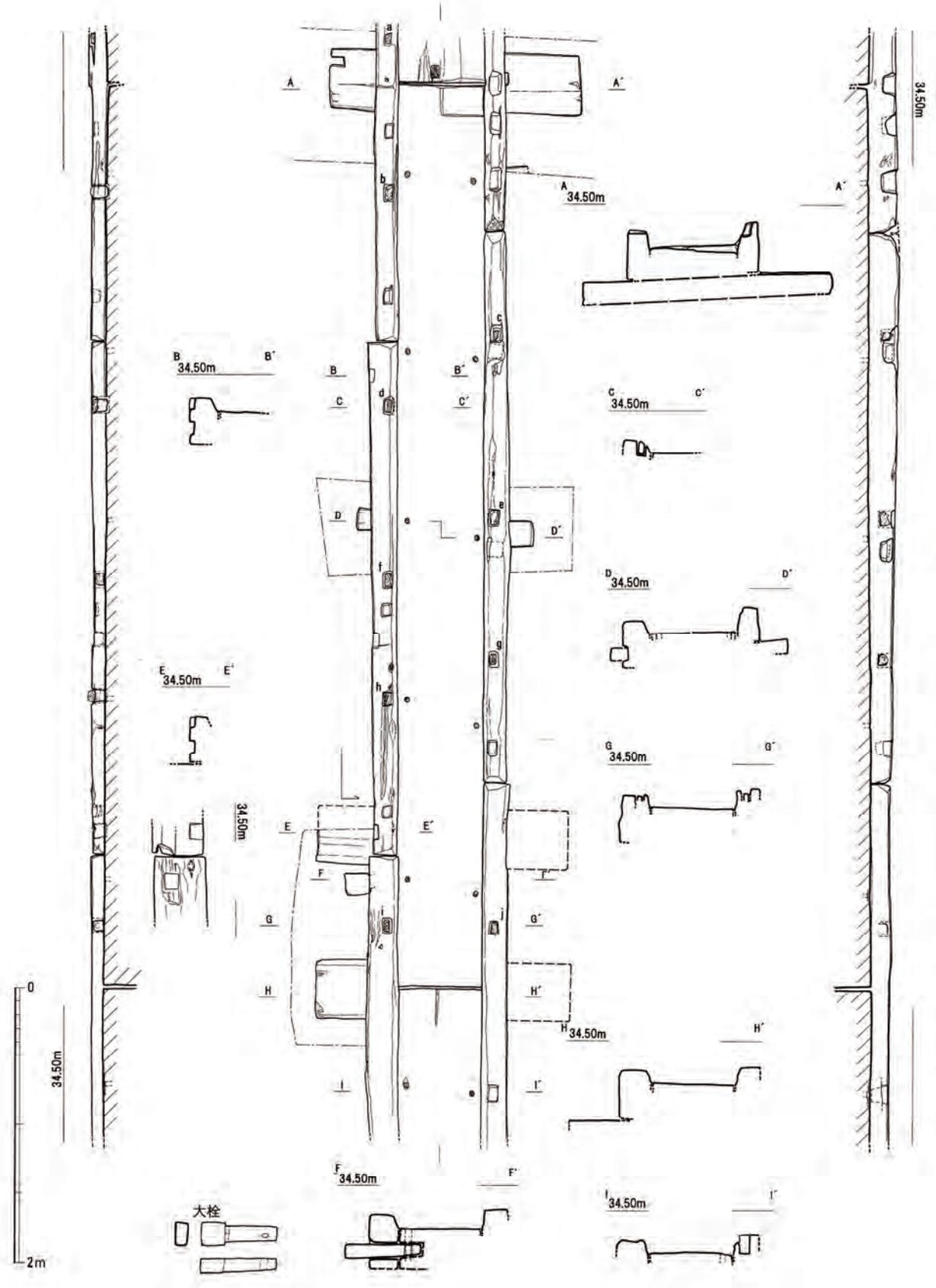
取水部側木樋実測図（3次調査）



吐水部側木樋および石敷き遺構実測図（4次調査）



大土居水城木樋断面構造復元図



木桶実測図 (2次調査)



中央部木樋 (2次調査)



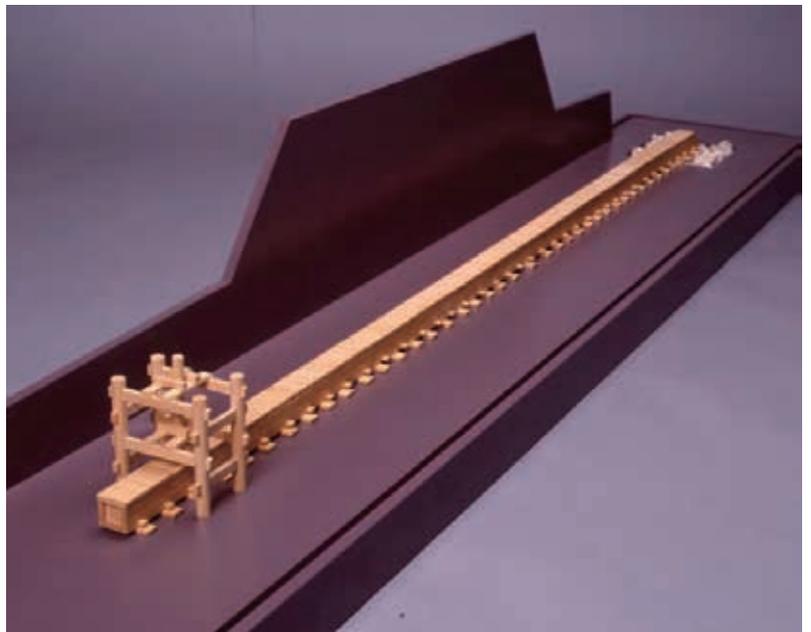
大栓の抜き取り状況 (2次調査)



木樋取水部 (2次調査)



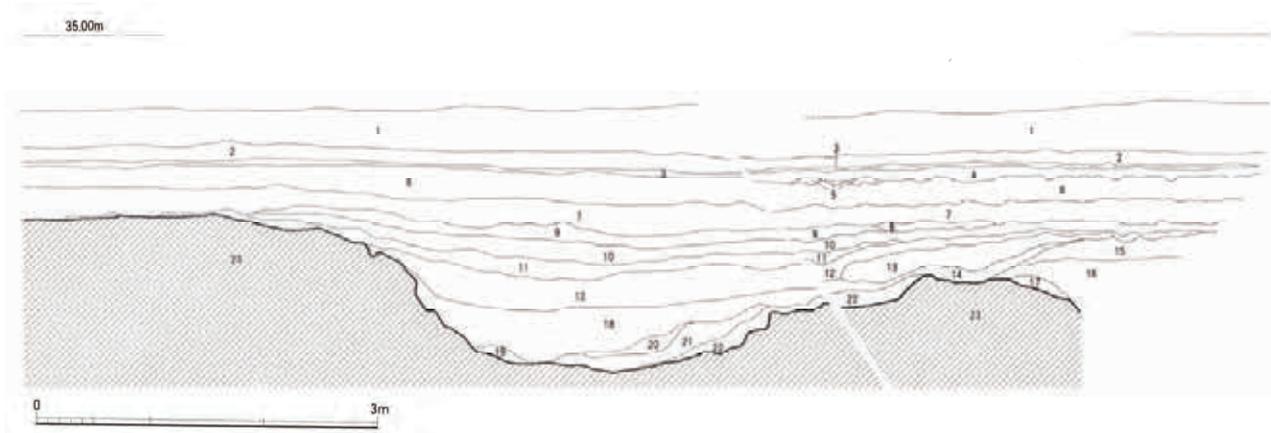
抜き取り後の大栓 (2次調査)



大土居水城木樋復元模型

左上：木樋復元模型 取水部の拡大

左下：木樋復元模型 吐水部の拡大



外濠想定部分土層図（4次調査）



取水部側木樋（3次調査）



第3次調査区全景

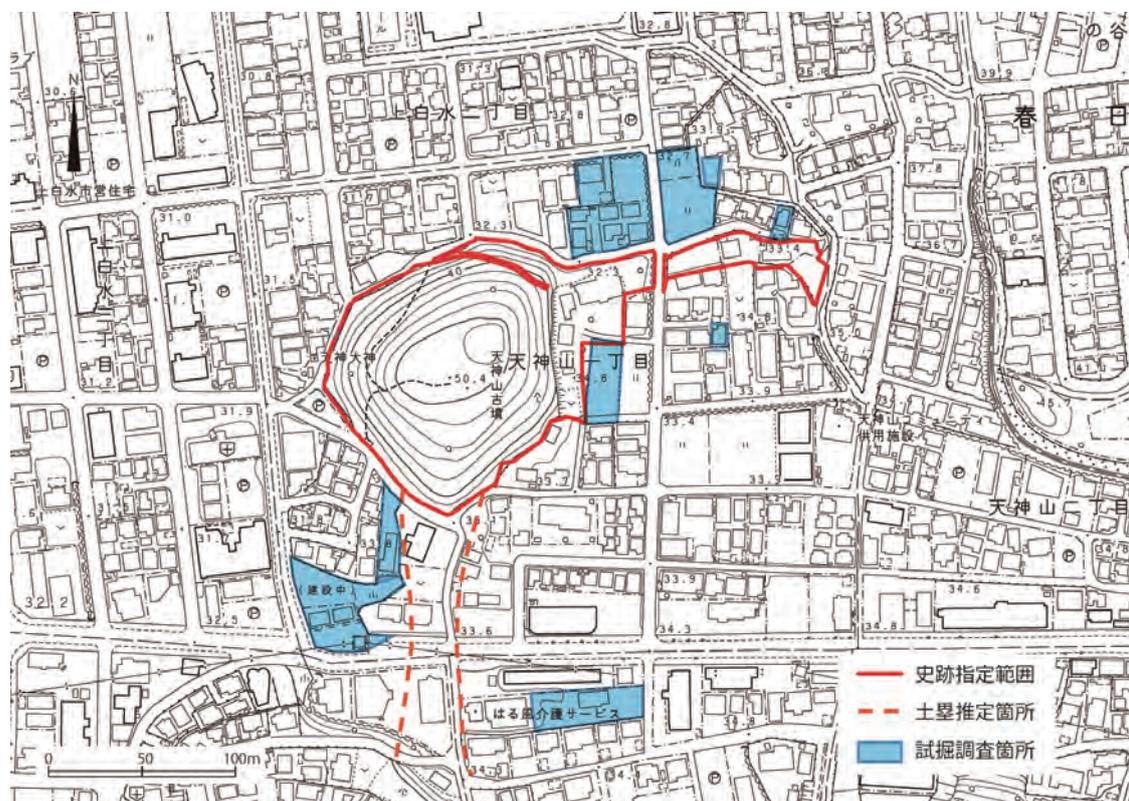
2) 天神山水城跡の発掘調査

大水城西門跡から西方約 4km にあり、博多湾側で確認される小水城の最西端に位置する。東西南方向の土塁と西側の自然丘陵部分が国特別史跡である。

土塁の正確な規模、構造等は不明だが、旧地形図等から長さは 140m 前後と推定される。

土塁については 1 か所市道によって切通し状に寸断されており、積土（版築）の状況が若干であるが観察でき、1 層あたりの単位は厚さ 5～10cm 前後であろうか。見かけの規模は現地表面上で土塁幅約 20m 弱である。この部分はおそらく本体部分であろう。この土塁に取り付く自然丘陵は地形的に残丘で、丘陵南側にも南北方向の土塁が存在することが推定できる。同推定部分の周囲でのこれまでの試掘・確認調査から、基底部幅約 25～40m、長さ 130m 以上の土塁状の遺構があった可能性が考えられる。

また、下図はこれまでに史跡地周辺で行った試掘調査のうち、堆積土層の観察から湿地状と考えられる調査箇所で、土塁の内外に水城に関連する濠等が想定できる地点である。



天神山水城跡試掘調査位置図

第2節 測量調査

二つの水城跡はいずれも土塁と土塁が取り付く背後の自然丘陵から構成される史跡である。現在までに史跡地内でのこの構成要素を明確に分別するほどの発掘調査はあまり行われていない。したがって、今回の測量調査によって土塁の範囲と、その背後の自然丘陵の関係を地形測量図の観察からある程度推定するための資料として作成した。

大土居・天神山水城とも土塁は、現状の地表面から上に帯状に細長く残っているのが比較的土塁の方向性は把握しやすい。細長く伸びる土塁線に平行する縦断面の基準線（No. 0）を設定し、それに直交する横断面をほぼ等分の一定間隔で史跡地内の東西方向にほぼ網羅するように設定した。

（1）大土居水城跡の測量図

昭和47年福岡県調査によって土塁の位置がNo. 6～No. 6+6. 0からNo. 7に相当することから、土塁の築造開始範囲はそれより若干西からと推定される。したがって、土塁の推定長は、県道地下に残る土塁基底部分も含めて、110m以上と考えられる。

土塁横断面の形状は、昭和47年調査のトレンチ土層図部分に当たるNo. 6+6. 0からNo. 7の間が最も築造当初に近い横断面の形状と推定される。大水城と同様の二段築造であるが、大水城の一段めの土塁（下成土塁）に二段めの土塁（上成土塁）が前面寄り築かれ、天端の平坦面が狭いことと比較して、大土居小水城は二段めの土塁（上成土塁）の天端平坦面が広く築造されていると推定される。

また、この間の現場での土塁最高所（標高41m前後）と春日市発掘調査による県道地下部分の土塁基底部分（標高33m前後）との比高差から、少なくとも土塁の高さは8mと推定復元できる。

No. 6より以西は、土塁の取り付く自然丘陵部分であるが、土塁取り付き部分から急激に高まり、最も西寄り（No. 0～No. 2）で丘陵最高所（約48m）にいたる。No. 0～No. 2の横断面及びその南西側に伸びる尾根部分は比較的平坦部分が多く見られる。この部分から土塁部分は、全体を見渡せる格好の眺望性を有していたと推定される。

（2）天神山水城跡の測量図

縦断面No. 0から、横断面No. 13（12）からNo. 14（13）の間で土塁が東へ延びると推定される。よって、天神山水城跡の土塁の推定長は140m以上と考えられる。土塁横断面の形状は、No. 13からNo. 18の間が土塁前面の法面が最も残りが良いと考えられる。

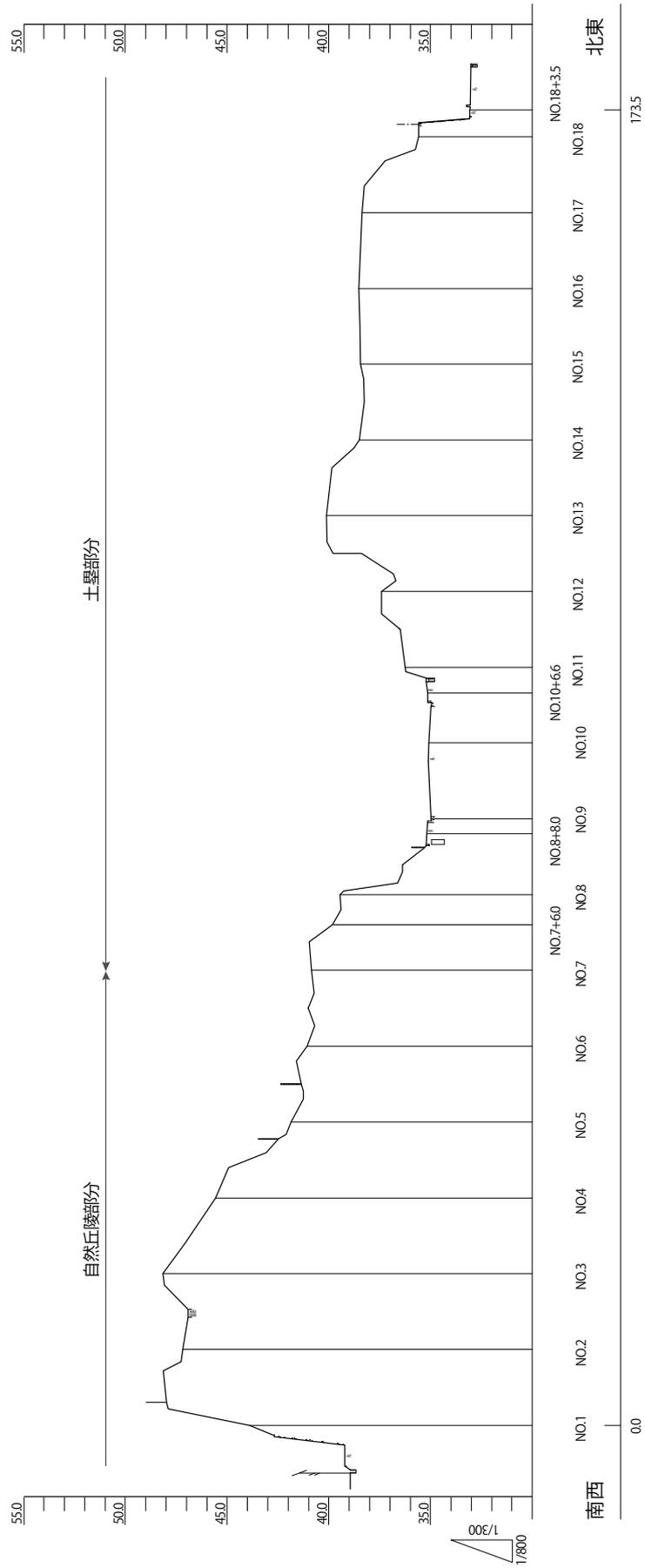
No. 18の東側で市道によって土塁は横断方向に切り通されている。そのさらに東側の土塁は指定直後の環境整備で土塁前面法面の保護のために擁壁で被覆されているため、形状は不明である。



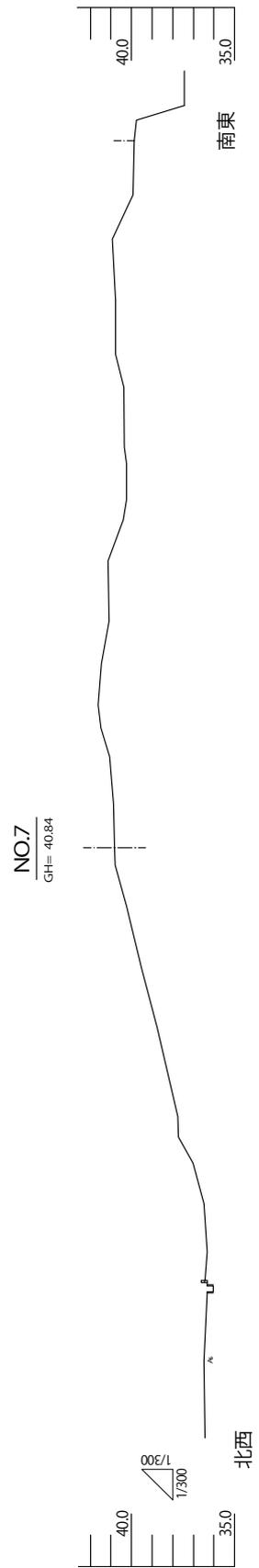
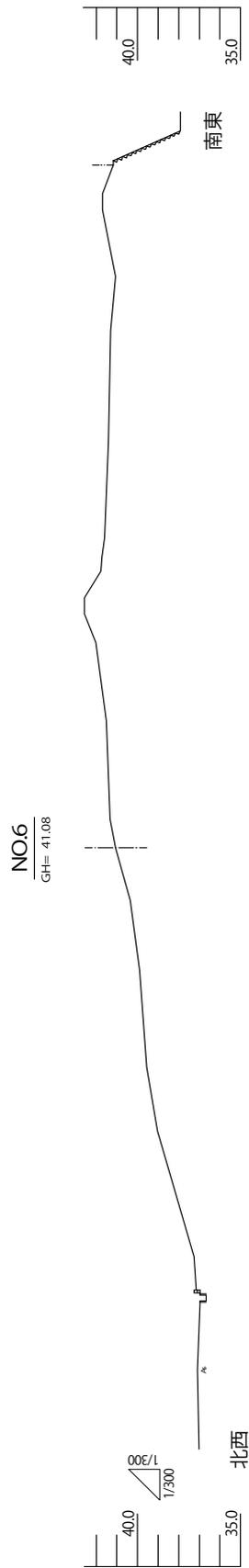
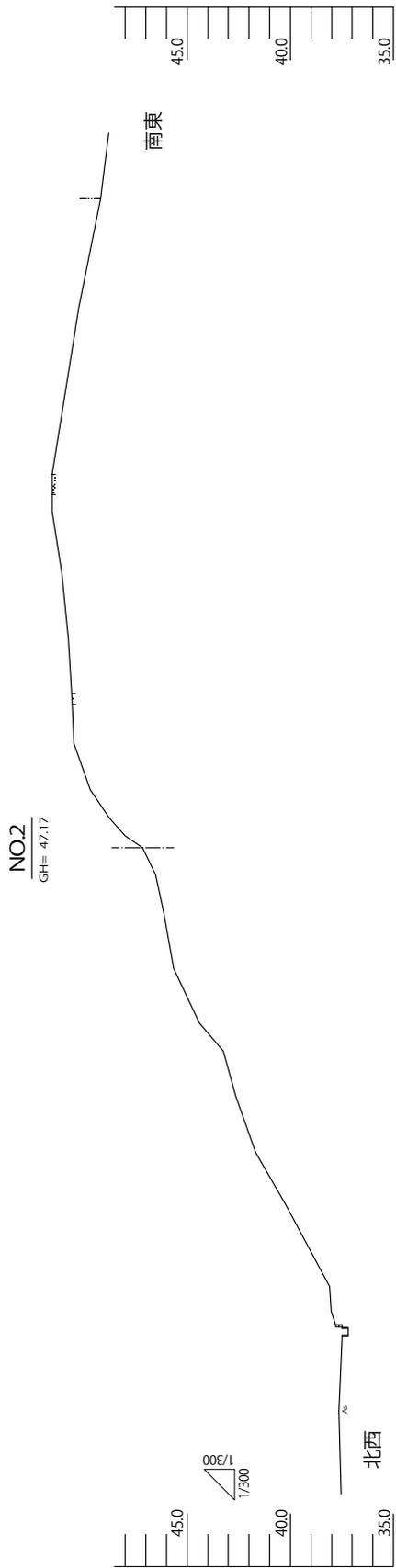
— 縦横断面図表示ライン
(P57~59)

大土居水城跡平面図

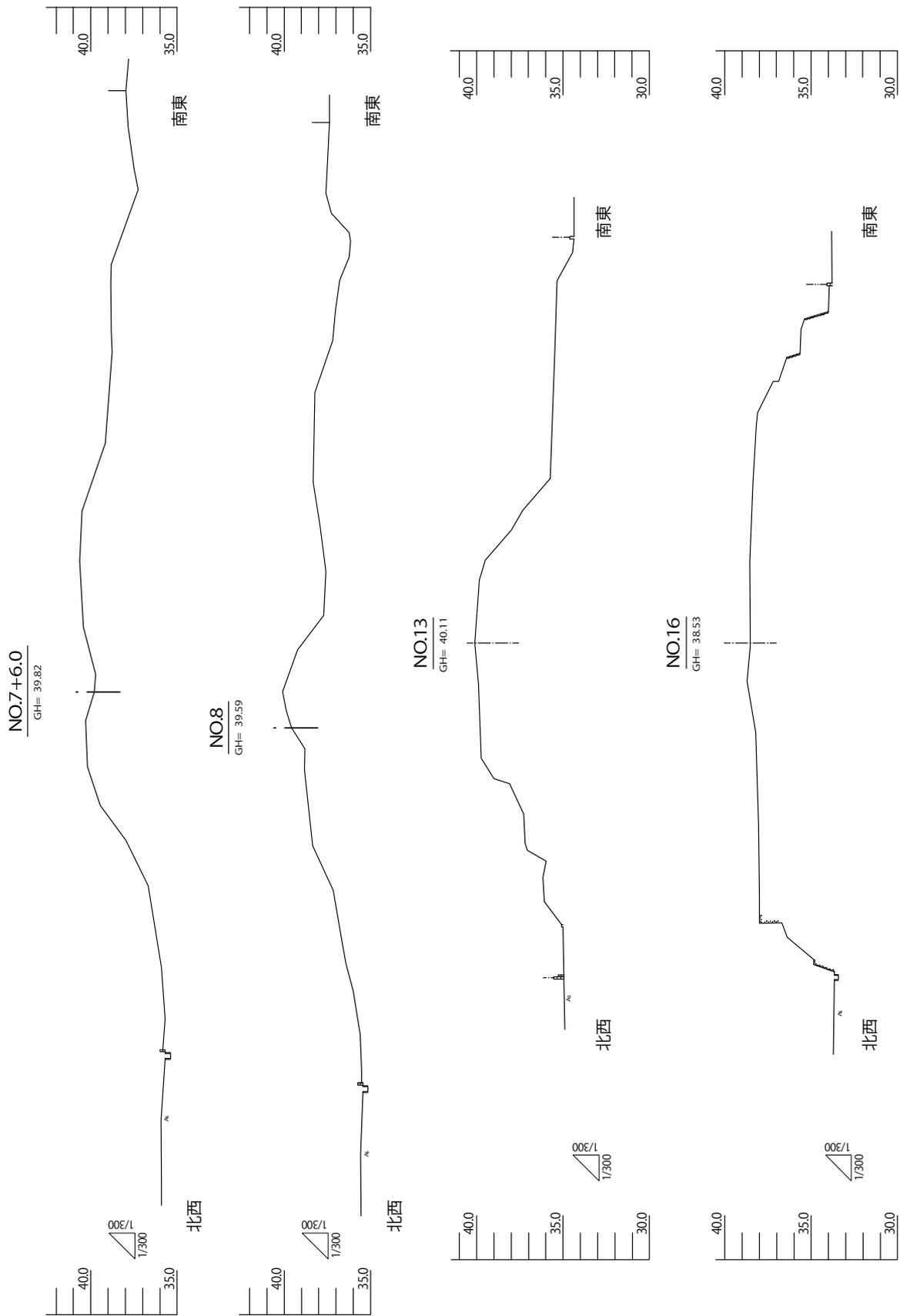
NO.0



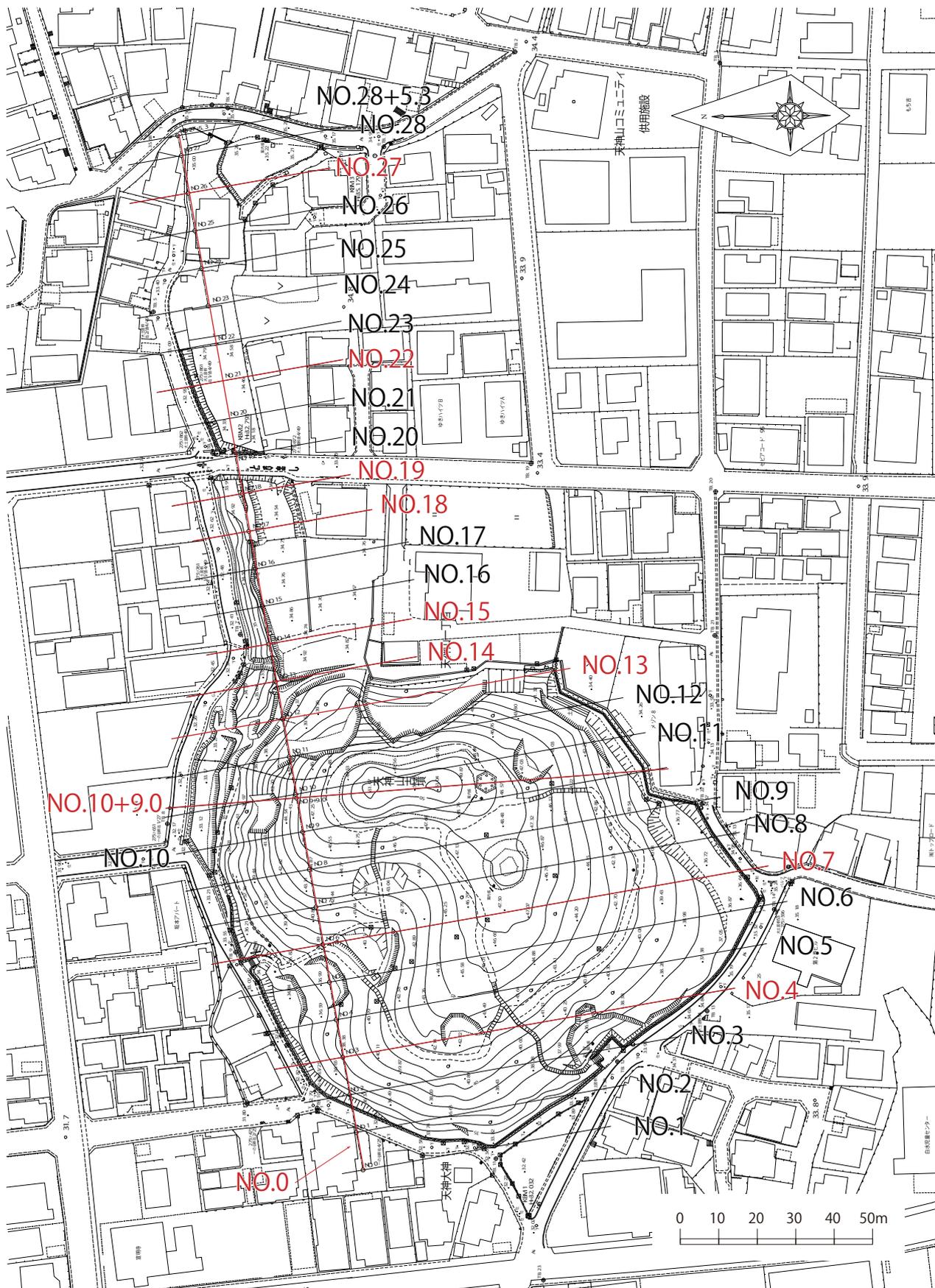
大土居水城跡縦断面図



大土居水城跡横断図



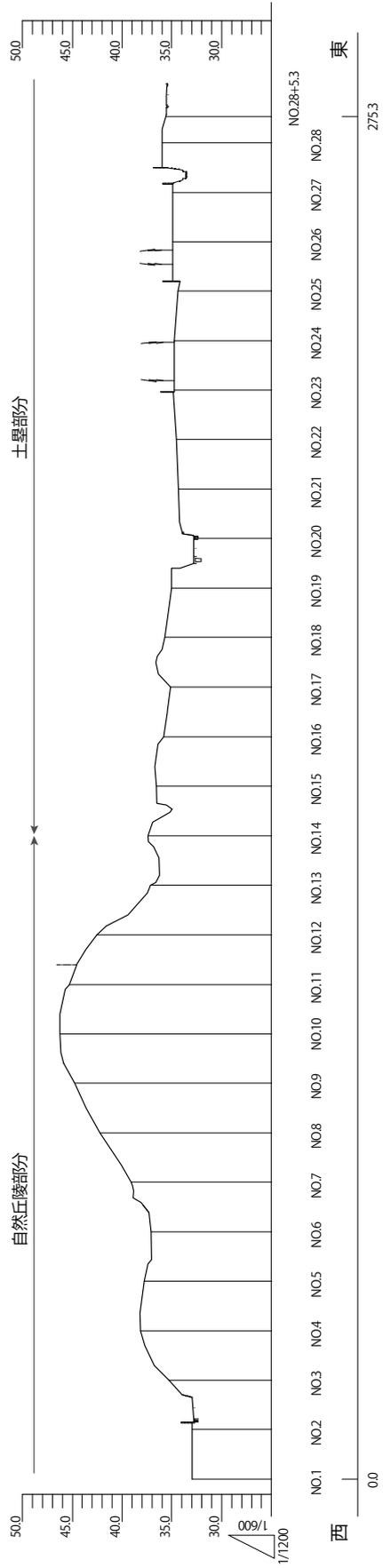
大土居水城跡横断面図



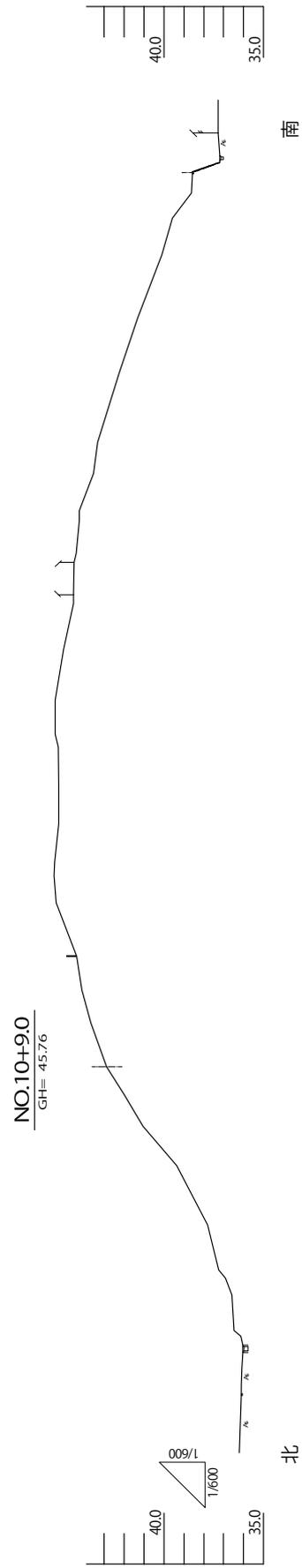
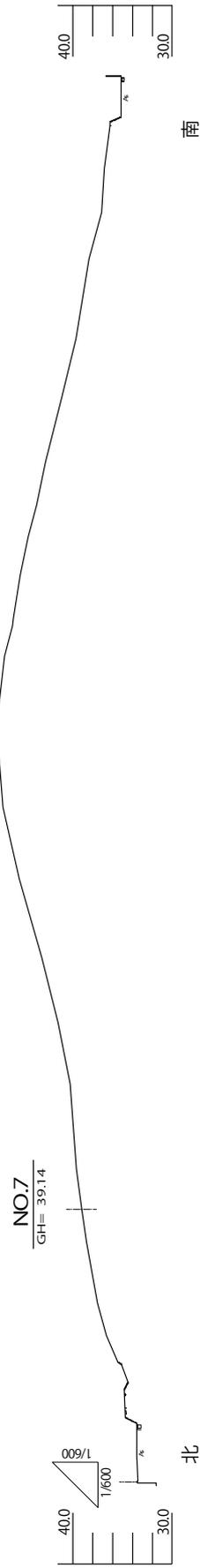
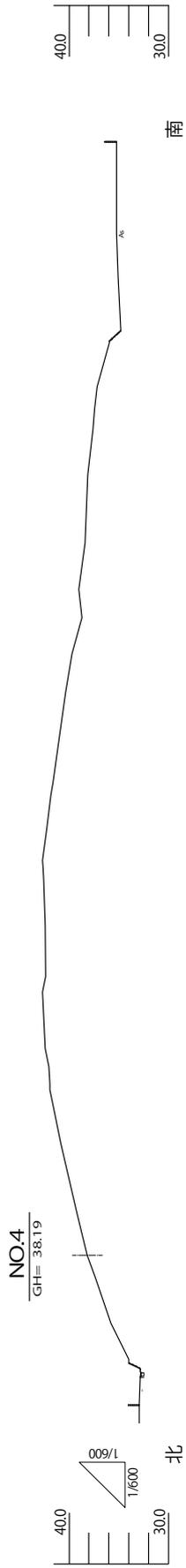
— 縦横断面図表示ライン (P61~64)

天神山水城跡平面図

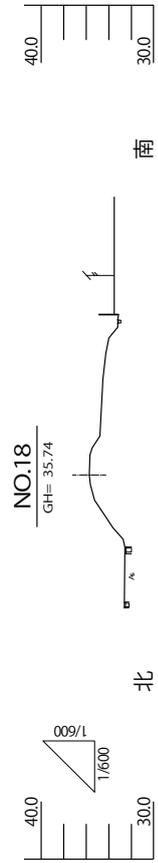
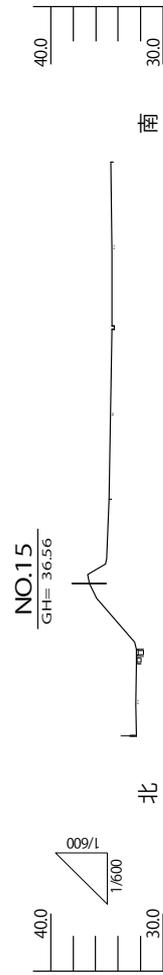
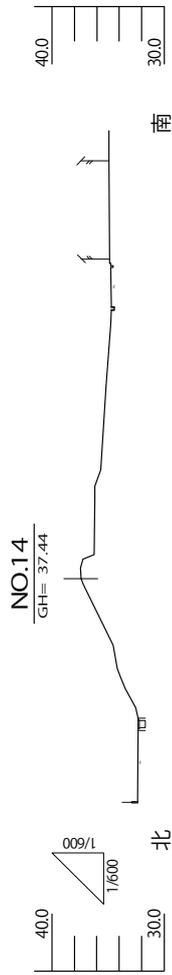
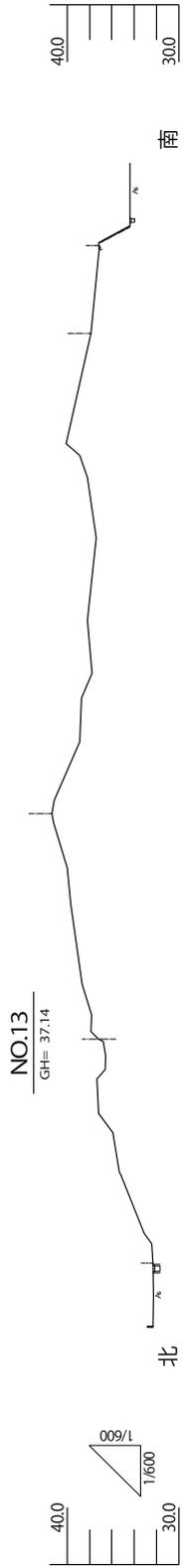
NO.0



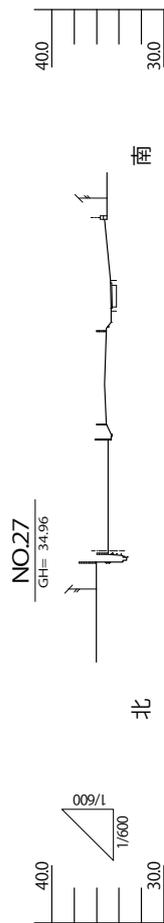
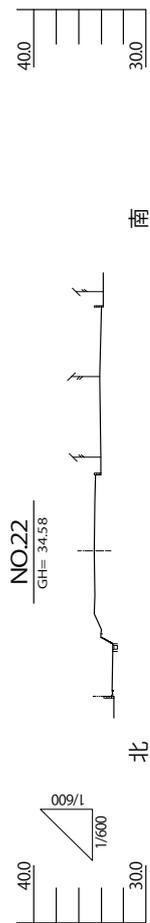
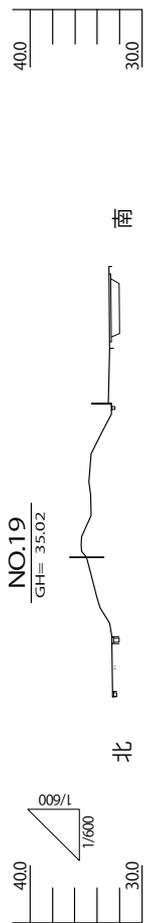
天神山水城跡縦断面図



天神山水城跡横断図



天神山水城跡横断図



天神山水城跡横断図

第3節 植生調査

(1) 大土居水城跡の樹木

大土居水城跡の樹木は県道を挟み、東西で植生の状況が違う。

東側土塁上は史跡指定を受ける以前は宅地として利用されていたため、建物跡には空地の状態になっており樹木が無い。また、イロハモミジやカイヅカイブキなど庭木として植えられていたと思われる植生も見られる。また、東側の諸岡川に面してスギの大木が立っている。北側の隣地境界付近にもスギが並び、フヨウなどもみられる。西側の県道沿いの一部はメダケの竹林になっている。

土塁の中央部は樹高15m以上のシイを中心に高木が密に繁っている。日照の少ない林床は草本類も少ない。腐葉土層の表土も薄く、雨水によって表土の流出が一部でみられ土塁がえぐれている箇所がみられる。

県道西側は土塁と自然丘陵が接合するが、土塁上などはシイ・カシ類の高木が並び、樹高15mを超えている。自然丘陵の中腹から上部にはクヌギやコナラ、クリの中木も混じる。また、南側斜面は隣接する丘陵部からモウソウチクの竹林が史跡地にも拡大している。

西側の自然丘陵部と土塁部分は大木が多く、樹高も高いため地面への日照も少なく、下草や低木は少ない。里山としての利用が終わり、管理されないままの状態が続いていたため、立ち枯れや倒木も見られる。

県道などに落ち葉や枯れ枝等が散乱するため日常的な清掃管理を行っている。

(2) 天神山水城跡の樹木

天神山水城の樹木種は、シイ類が最も多く自然丘陵の西側を中心に全体でみられる。シイはツブラジイが主体で、アラカシは北側斜面に見られる。

また、中木のコナラやハゼ、クリが南側緩斜面から山頂付近と北側緩斜面の一部で植生がみられ、林床への日照は良いほうで下草も比較的豊かである。市内では希少なコシアブラ、センリョウなどの幼木やシュンランなどの草本類を見ることができ、林床の腐葉土の堆積が安定し、表土の流出は比較的少ない。いっぽう、ツブラジイ等の高木が密生する西側及び北から東側急斜面は林床が暗く、下草などが貧相である。表土の腐葉土層が薄い急斜面を中心に表土が流出し、既遊歩道の一部がえぐれている。

南側はサクラやツツジなどの景観木があり整備の際に植えられたものである。

全体的に高木が多く、日光が地表に届かないため丘陵内部には下草や低木は少ない。丘陵内部の見通しも良い。しかし、丘陵裾部は高木から低木までであるため、丘陵内外の見通しは良くない。大土居水城跡同様に、薪炭林として利用されなくなったことから、それまでの里山としての管理が行われず、立ち枯れや倒木も多い。

さらに裾部の中高木は道路に覆いかぶさるように枝葉を伸ばしており、落葉や台風などの強風により小枝が道路上や周辺民家の敷地へ落ちるため、地域住民には迷惑をかけている。指定地が土塁部分に限られ、指定地と住宅地とが直接隣接する点に原因の一端がある。



大土居水城跡の樹木位置図



天神山水城跡の樹木位置図

凡例	
●	樹木直径 1m以上
●	0.5~1m未満
●	0.5m未満

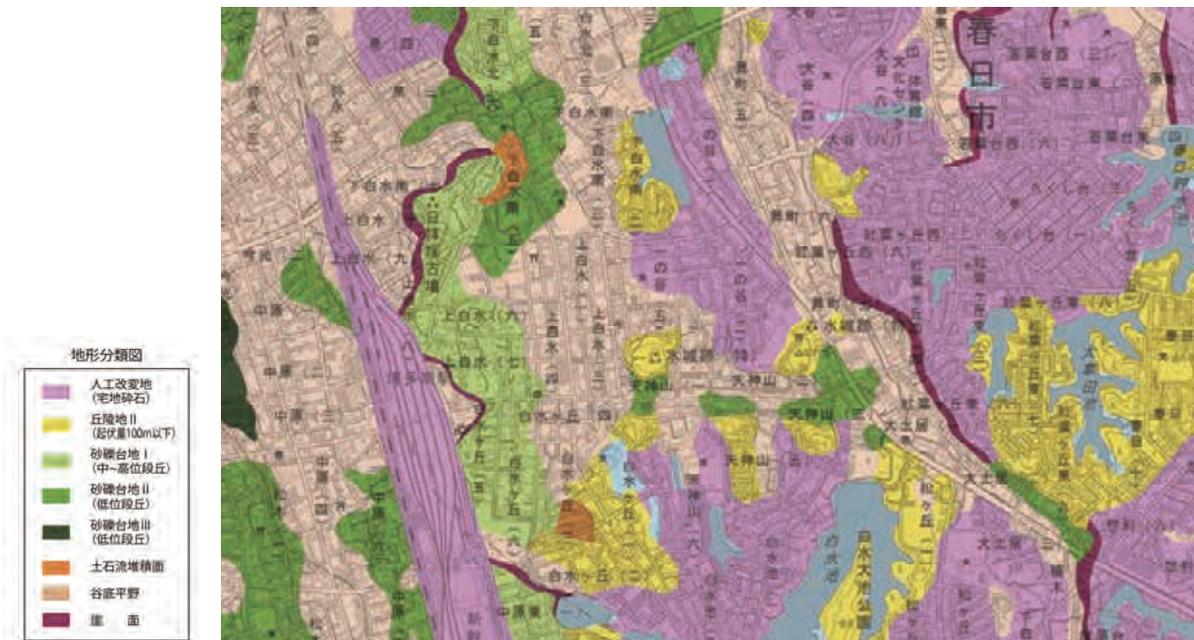
第4節 地質・土壌調査

(1) 地質

地形分類上では水城跡（大土居・天神山）周辺の平坦地は谷底平野に当たる。大土居の東側土塁部分に関しては丘陵地的な地形を呈している。土塁が取り付く地山は低丘陵地に分類される。

表層地質については、平地部分は砂・泥・礫からなる沖積層が占めており、丘陵部は黒雲母花崗岩によって形成されている。天神山から西へ500m程離れた場所は低位段丘面構成層の礫・砂・粘土も見られる。天神山の西から北西方向へ800m程離れた中位段丘面は粘土を含んだ火山灰で構成されている。この段丘上には国指定史跡日拝塚古墳が位置している。

大土居・天神山水城跡の二つの土塁部分と天神山水城跡の南北方向の推定土塁部分は、土地分類基本調査（国土交通省国土政策局国土情報課）の表層地質図において、人工埋積土（古代遺跡・遺構）に分類されている。このうち、天神山水城跡の南北方向の推定土塁部分についてはこれまでの周辺での確認調査では版築状の土塁積土は未確認である。



(2) 土壌調査

土地分類基本調査では天神山の地山については乾性褐色森林土（筑前2統）に分類されているが、大土居水城跡も含めて「市街地・その他」とされている。

大土居水城跡については発掘調査を行っており、その際には地山（旧表土）と盛土に用いられた土砂の状況を調査している。



大土居水城跡発掘調査からの地質・土壌

旧表土（地山）：黄褐色～黄灰色の粘土質、黒灰色粘土、黒灰色粘土（腐植質多く混る）、暗灰色粘質砂土、淡青灰色シルト、灰褐色粗砂などからなる。

盛土：暗灰色～灰色系の粘土、灰黄色系の粘土と灰褐色系の砂層、黒灰色のウロコ状粘土ブロック

積土の特徴：版築工法による積土で、粘土質と砂質土を交互に使用。土層中の特徴は黒灰色粘土の塊で最小単位の積土が基底部などで見られる。土層断面の形状がウロコ状に見えるもので、積み方の要所部分に集中的に用いられている。



土塁北側裾部（1次調査）



土塁中央部積土状況（1次調査）

第5節 景観を中心とする調査

(1) 水城跡内部から見た周囲の景観

大土居水城跡からの景観については樹木が繁茂しており史跡外の景観はあまり望めない。土塁上からの眺望も樹木に遮られた状態である。大土居の丘陵地西端はゴルフ練習場に面しており、西側への眺望が開ける。真正面に天神山水城跡の丘陵部が望める。

天神山も丘陵部は樹木が繁っているため、周囲への眺望は遮られている。山頂部の東側は樹木も少なく視界が開けており、大土居水城跡の丘陵部が望める。その先は丘陵地が重なり、御笠川が流れる平野部は望めないが、平野部東側に連なる山地を望むことができ、大野城跡がある大城山を正面に見ることができ、その先には羅城の東端となる宝満山も見える。

天神山水城跡の東側土塁には解説サインが設置してあるが、西側に続く土塁の断面形状がよく見える場所であり、築造当時の姿をイメージしやすい場所でもある。

(2) 周囲から水城跡を見た景観

大土居水城跡、天神山水城跡は共に高木が生い茂り、住宅地の中の一塊の緑地としての景観を呈している。

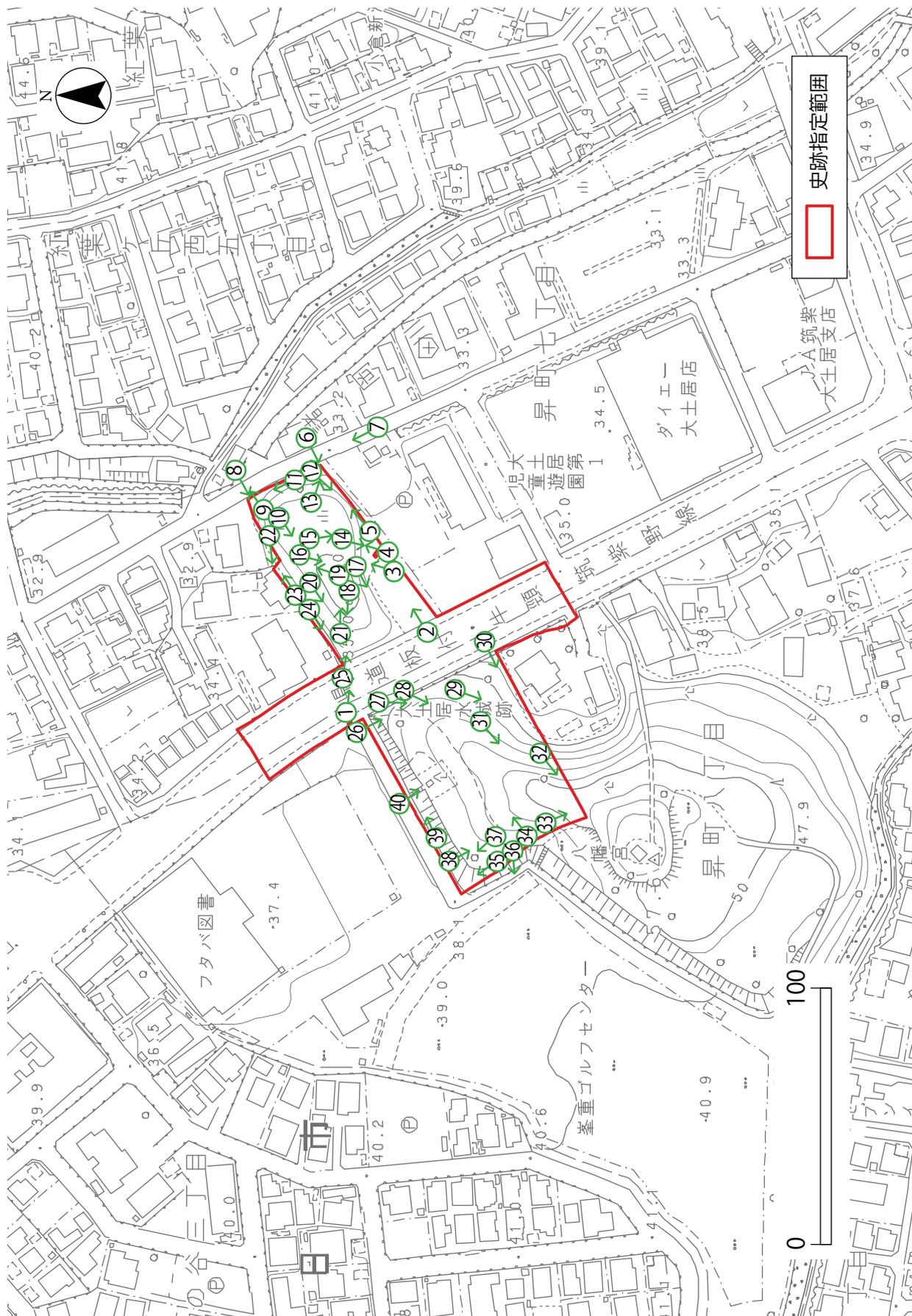
特に大土居水城跡については土塁部分を分断する県道が南北に通っており、南にある大土居交差点側から見ると、緑地を切り通している様な景観となっている。北側にある一の谷3丁目交差点からは、大土居の丘陵部分と県道からの高低差と15mを超える高木によって小山としての景観となっている。

大土居水城跡の東側は土塁部分だけで、県道側は削平されたなだらかな地形でもあり、西側の地山を含んだ部分よりも比較的小さな緑地に見える。しかし、近くから見ると緑地が細長い事が分かるため以前は東西に連続するものであることと、県道によって分断されていることが分かる景観となっている。

天神山水城跡については南側を東西に走る春日中央通りから50m程住宅街に入っているが、標高差も約15mあり、更に15mを超える高木が繁っているため、大土居水城跡と同様に小山としての景観となっている。天神山の丘陵部から東に延びる土塁部分は、近年まで樹木が生茂っていたが現在は伐採され、土塁全体の地形をみることが出来る。住宅街の中の遺跡として特徴ある景観となっている。また、天神山丘陵部からもこの土塁部分を見下ろすことができる。

両水城跡から南に500～700m離れた場所に白水池の大堤があり、堤上からは北西方向の眺望が開けている。そこからは平坦地に住宅が立ち並ぶ中に、天神山と大土居の樹林地が見える。

現在は住宅などが建て込んでおり、住宅地内の街路などから水城跡を望むことは難しいが、旧地形図や古い航空写真を見ると、昭和30年代以前であれば、見通しの良い平野部でも土塁の姿を確認できていたと思われる。



史跡地写真撮影位置図 1

(番号と→は、次頁以下に示す写真番号と一致し、撮影位置および撮影方向を示す。)

大土居水城跡



写真1 東側土塁 県道沿いの状況



写真2 旧宅地により手前は土塁が削平されている



写真3 近世以降の墓地



写真4 宅地跡のコンクリート工作物



写真5 宅地跡の石積擁壁



写真6 東端部のコンクリート工作物



写真7 東端部の状況



写真8 東端部 コンクリートの階段



写真9 東端部 コンクリートの階段



写真10 旧宅地により土塁頂部が削平されている



写真11 宅地跡のコンクリート工作物



写真12 宅地跡のコンクリート工作物



写真13 東端部の状況



写真14 コンクリートの階段



写真15 宅地跡の樹木



写真16 旧宅地により段差が生じた土塁



写真 17 土壘中央部の南側の状況



写真 18 土壘中央部の状況



写真 19 土壘中央部の大木



写真 20 旧宅地進入路により段差の生じた土壘



写真 21 土壘中央部



写真 22 土壘北側のコンクリート擁壁



写真 23 土壘上に造られた旧宅地の通路



写真 24 旧宅地進入路により段差の生じた土壘



写真 25 東側土塁県道沿いの状況



写真 26 西側県道沿いに設置された史跡解説板



写真 27 西側県道沿いに設置された史跡銘板



写真 28 県道境の擬木柵



写真 29 西側土塁に整備された階段



写真 30 南側境界の状況



写真 31 自然丘陵に整備された階段



写真 32 史跡地に侵入する竹林



写真 33 自然丘陵南西端部の状況



写真 34 自然丘陵頂部のベンチ基礎



写真 35 自然丘陵西端部北斜面の状況



写真 36 自然丘陵西端部から天神山の眺望



写真 37 自然丘陵北斜面の階段



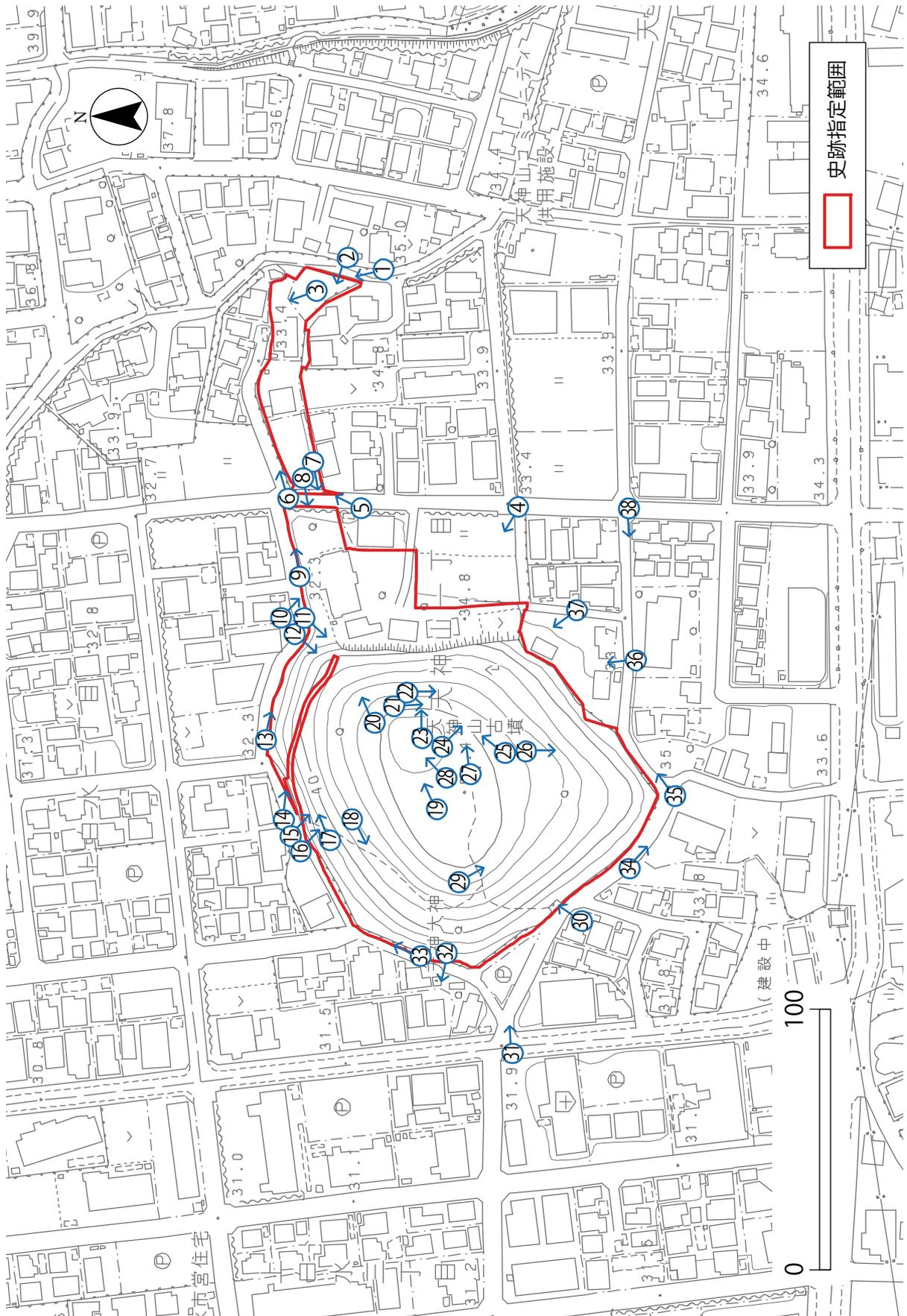
写真 38 整備された階段の状況



写真 39 自然丘陵北裾部の状況



写真 40 自然丘陵にある納骨堂



史跡地写真撮影位置図 2

(番号と→は、次頁以下に示す写真番号と一致し、撮影位置および撮影方向を示す。)

天神山水城跡



写真1 史跡地東端部の緑地広場



写真2 緑地広場の史跡解説板



写真3 史跡地東端部の緑地広場



写真4 天神山自然丘陵（南東方向より）



写真5 土塁切通しに設置された史跡解説板



写真6 土塁東側の状況



写真7 切通しで見られる土塁断面



写真8 土塁断面と自然丘陵部



写真9 史跡地北側の状況



写真10 土塁と自然丘陵の取り付き部



写真11 史跡地側に設置された注意書



写真12 急傾斜地との境界フェンス



写真13 自然丘陵北端部状況



写真14 自然丘陵北側状況



写真15 環境整備で設置された史跡解説板



写真16 自然丘陵北側の入口



写真 17 環境整備設置の史跡解説板



写真 18 自然丘陵内部の状況



写真 19 自然丘陵内の樹木



写真 20 自然丘陵北側の急傾斜地



写真 21 自然丘陵頂部 (危険箇所のフェンス)



写真 22 自然丘陵頂部 (危険箇所のフェンス)



写真 23 自然丘陵からの眺望
(大土居水城跡丘陵部と四王寺山)



写真 24 自然丘陵からの眺望
(白水大池・天拝山方向)



写真 25 自然丘陵頂部の四阿



写真 26 自然丘陵南東斜面



写真 27 自然丘陵頂部の円墳



写真 28 自然丘陵頂部の前方後円墳



写真 29 自然丘陵南側に整備された階段



写真 30 自然丘陵南側の入口



写真 31 自然丘陵西側と見学者用駐車場



写真 32 天神の森天神（上白水七天神）



写真 33 自然丘陵西側裾部



写真 34 自然丘陵南側裾部



写真 35 自然丘陵南側裾部



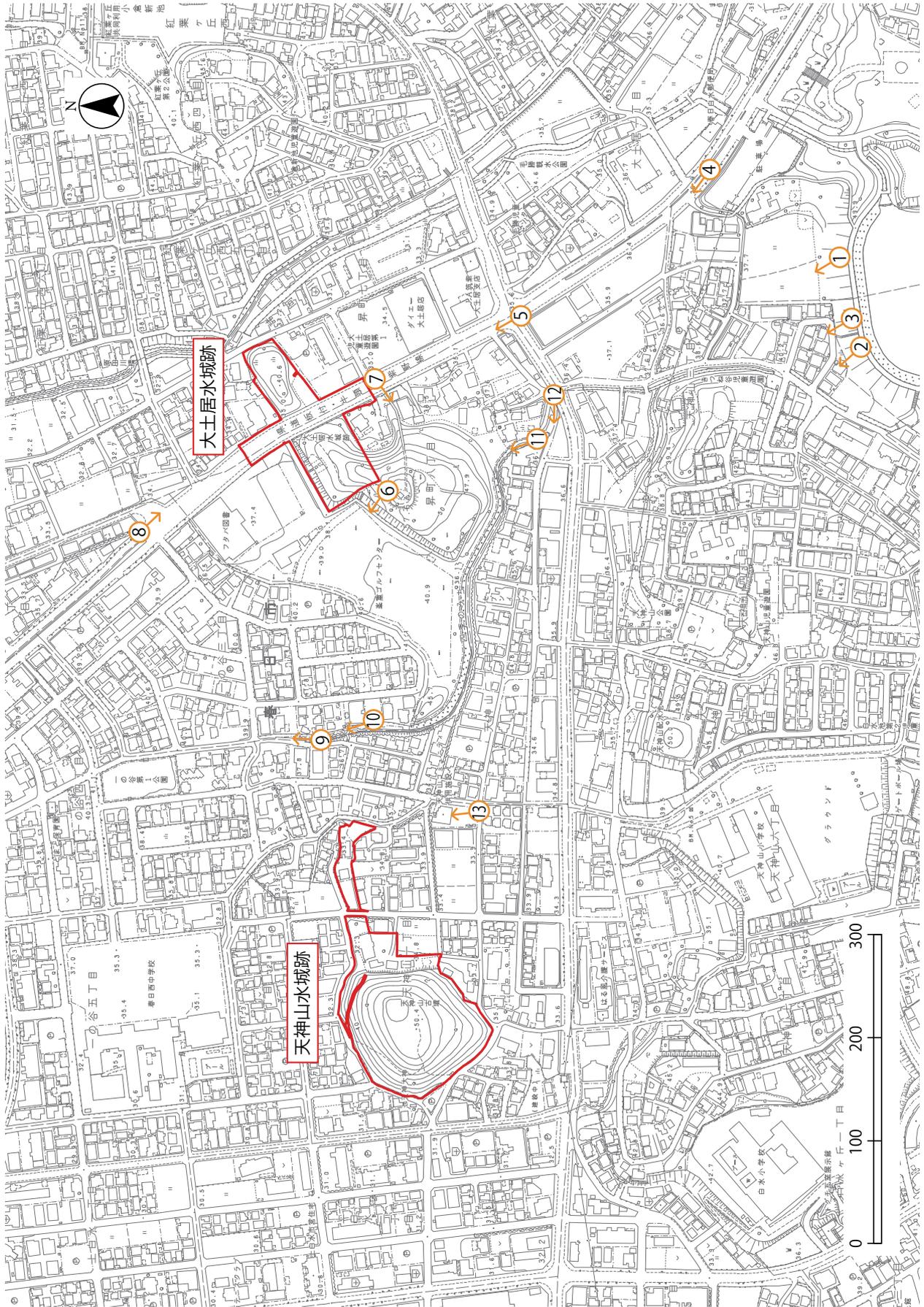
写真 36 自然丘陵南東部側裾部
(土砂災害特別警戒区域)



写真 37 自然丘陵南東部側裾部
(土砂災害特別警戒区域)



写真 38 自然丘陵南側の遠景



史跡地周辺写真撮影位置図

(番号と→は、次頁以下に示す写真番号と一致し、撮影位置および撮影方向を示す。)

周辺状況



写真1 白水大池堰堤から見た大土居水城跡



写真2 白水大池堰堤から見た天神山水城跡



写真3 白水大池堰堤から見た両水城跡



写真4 白水池公園駐車場から見た大土居水城跡



写真5 大土居交差点から見た大土居水城跡



写真6 大土居八幡宮からの眺望(福岡市方向)



写真7 大土居八幡宮参道口



写真8 県道長浜太宰府線北側から見た大土居水城跡



写真9 四季のみち北端部



写真10 四季のみち親水公園と橋



写真11 四季のみち東部



写真12 四季のみち東入口



写真13 天神山地区公民館
(天神山コミュニティ供用施設)

第6節 地名・伝承・地籍図

(1) 地名・伝承

大土居水城跡

史跡指定範囲のうち、県道による切り通し部分よりも東側の土塁部分は大字下白水字大土居及び天堤に相当する。

昭和28(1953)年に春日町神社氏子総代会によって刊行された『春日町郷土誌』には、天智天皇の御代に築堤した際に、人柱として美君尼(びくに)を埋めたことから、土塁を“美君尼土手”と称し伝承したことが記されている。さらにこの土手の付近を天堤と称え鎌倉時代の元寇の際の水城とも伝承していることが記されている。しかし、いずれの伝承もその出典は不明である。

天神山水城跡

江戸時代後期に福岡藩による編纂された地誌『筑前国続風土記附録』によると、天神山水城跡の所在する上白水村の項に“天神七祠”(七天神)を祭祀したことが記録されている。そのうちの一つは「天神山天神」が天神山の山上にあったことが記されているが、現在は山上のどこに何を祀っていたか不明になっている。後述する「上白水村絵図」には天神山の西側裾部から東へ延びる古道の先に祠等があったと思われる。この古道のすぐ西側の史跡指定地西側裾部の外側に史跡指定地西側裾部の外側に七天神の一つである「天神の森天神」が残る。

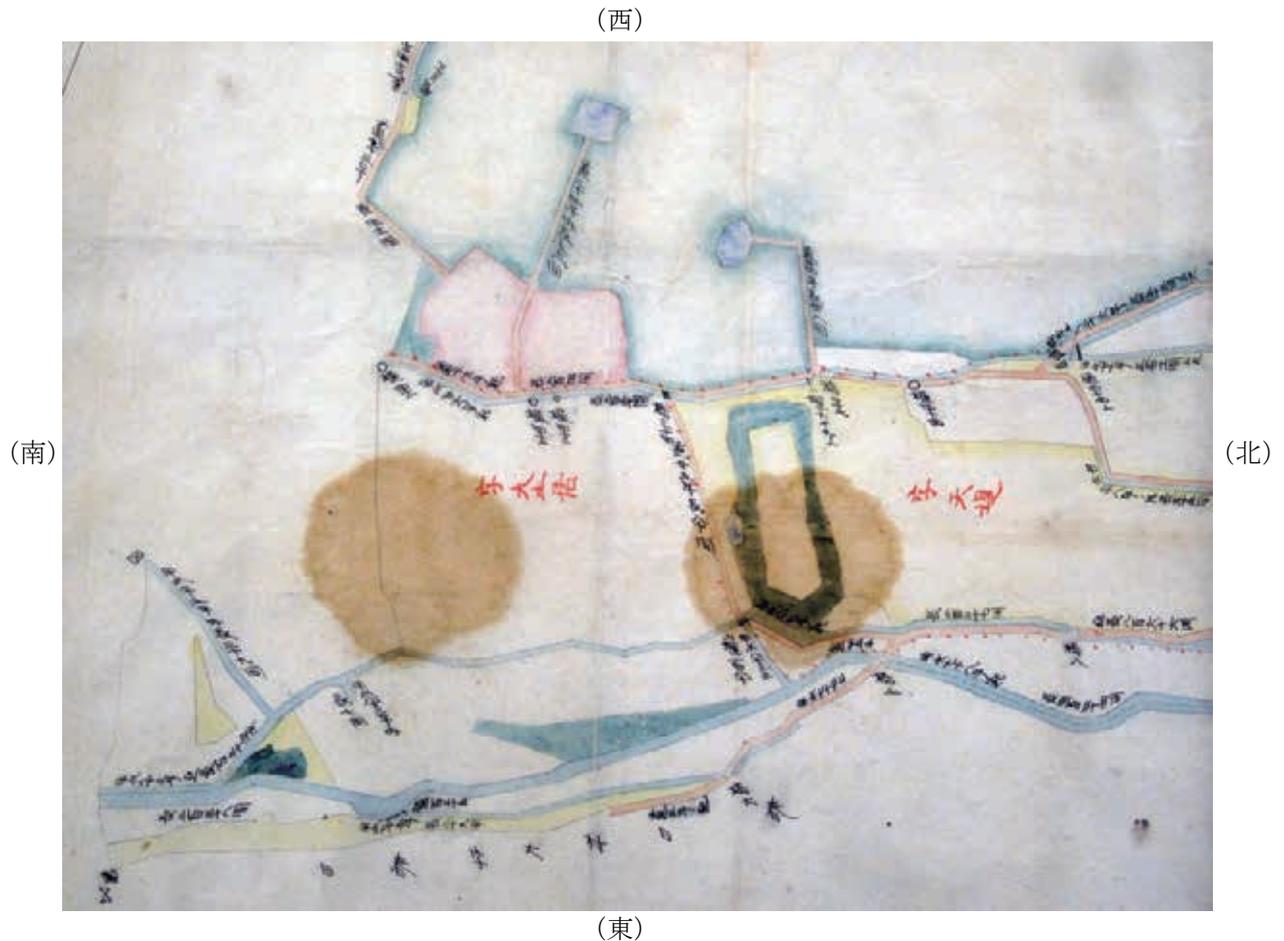
(2) 地籍図等に見える水城跡の土塁 大土居水城跡

下白水水利組合旧蔵の「下白水區土木圖」に大土居水城跡の土塁部分が表現されている。同図は、大正8(1919)年の写しとされる。明治期の所謂地籍図をオリジナルとするものと思われる。

大字下白水の字(小字)大土居に接し、その下流の字天堤に地峡部を東西に横切る堤防状の表記が見える。土塁の前後の小字名は“大土居”“天堤(あまづつみ)”であり、土手の高まりを意識した地名として残る。

図上(西)の土塁の丘陵部との取り付け部分は水路及び小路によって切られており、近代以前に土塁は切り通されていたことが明らかである。また図下(東)も河川、水路及び小路によって土塁は切り通されている。土塁西側を通過する水路は、春日市による発掘調査時に木樋の直上で松杭の護岸の残る水路跡を確認している。

土塁本体は、2色に色分けされていることから、二段築造の土塁の形状をとどめていると考えられる。



下白水區土木圖
 (青色：神墓地 茶色：道路 水色：溝池 緑色：山野堤防
 桃色：宅地 黄色：畑 白色：田)

(3) 地籍図等に見える水城跡の土塁 天神山水城跡

上白水水利組合所蔵の「上白水邑絵図」に天神山水城跡の土塁部分が表現されている。同図は所謂地籍図であり、制作年代は明治 30 年代以前と考えられる。四枚一式の地図で、縦 5.2m 横 3.3m を測る。後世の裏打ち補修の際に余白がかなり切り取られているため、製作年、土地利用別の色分けの凡例等が失われている。同地域の各年代の地形図等から判断すると、水色：土手、青色：地溝、赤色：道路、朱色：宅地、茶色：墓地、黄色：畑、白色：田、緑色：山野、紫色：神社祠堂となる。東西の帯状に伸びる部分は、現在の該当する各字図と大きな変化は見られない。土塁本体は 2 色に色分けされ、土塁前面側（北側）は土地の利用状況が“トテ（どて）”、その背後（南側）は“古畑”と表記されている。さらに土塁前後の外側は“田”であり、土塁は前面が一段高い土壇状であったことが明らかである。また、小高い自然丘陵部分の北から西にかけての裾部分は帯状に畑（黄色）として利用されている。古い時代から丘陵裾部が段状に成形されていた可能性がある。さらに、そこから南側にかけて畑地利用が連続している。天神山の南方から北に突出する丘陵北端との間が鞍部状になっている箇所、南北方向の土塁が推定される部分である。

土塁の東西の各丘陵部への取り付け部分が明らかであり、かつ東側丘陵との取り付け部分の北側は谷状の凹部となっていることから、土塁前面の濠の存在を推測せしめるものである。また、東西の丘陵は、“管林”と表記されており、地域の共有林的な性格を有していたと考えられる。



上白水邑絵図（天神山部分の拡大）

上白水邑絵図（明治中期）

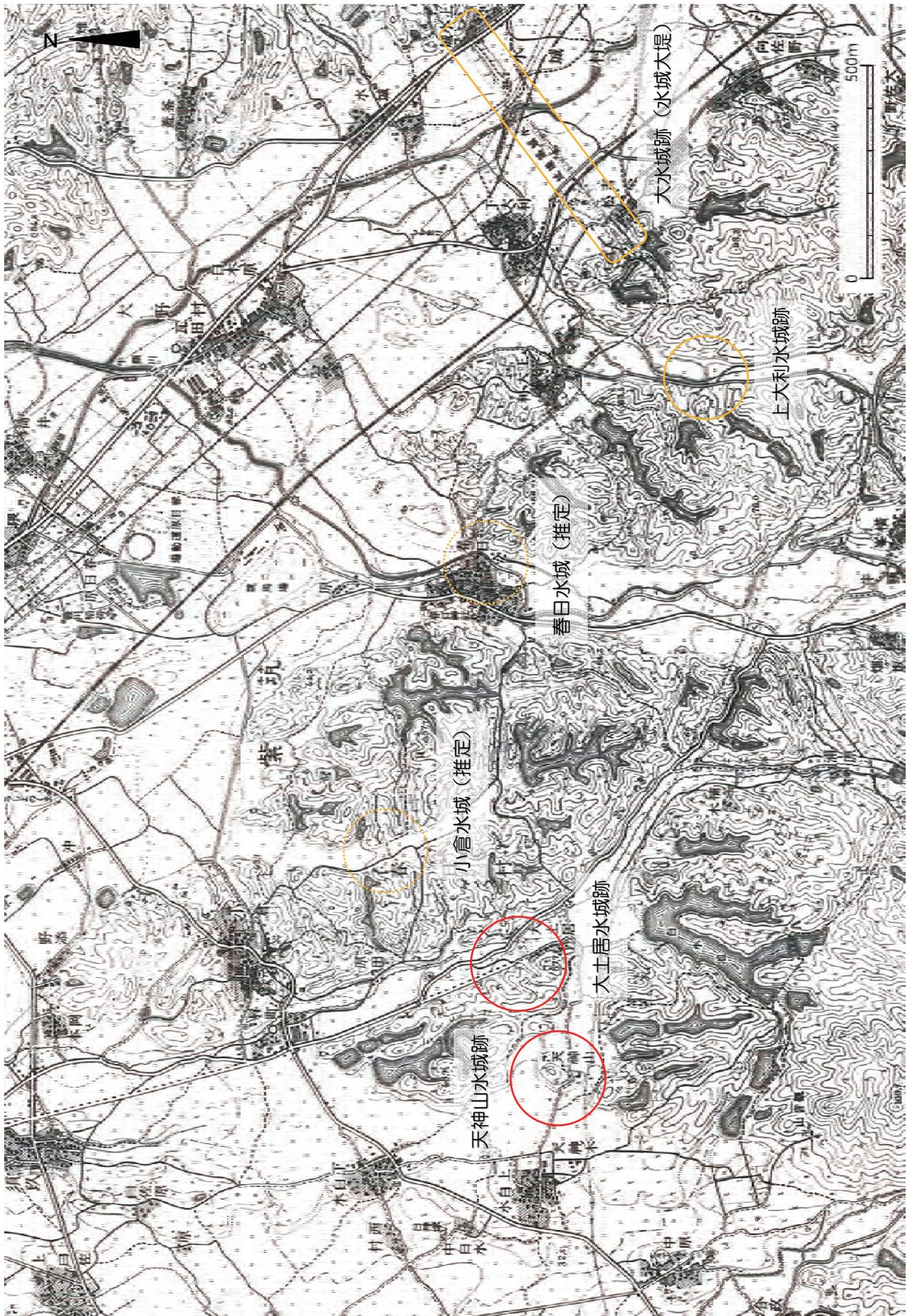
(北)



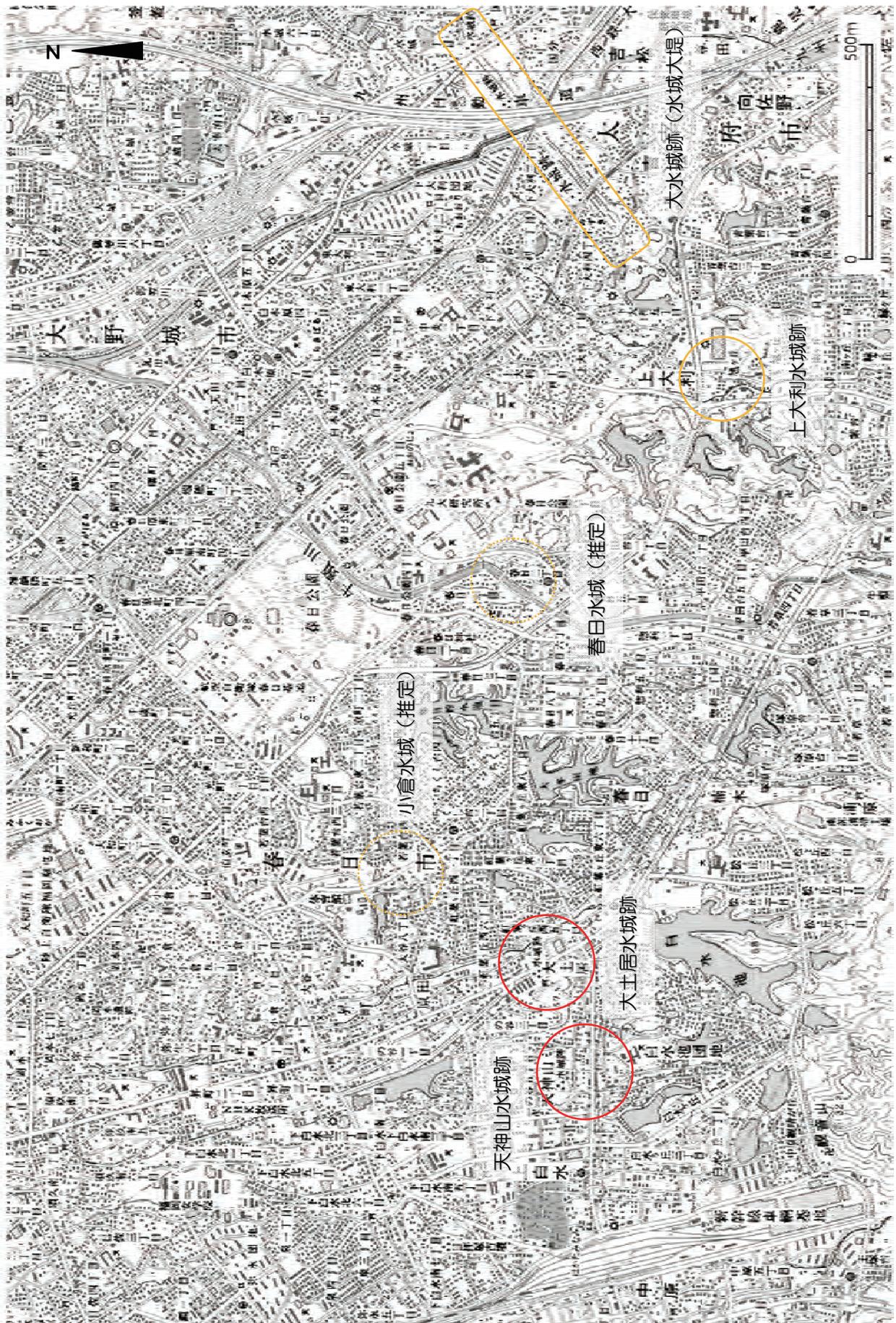
(西)

(東)

(南)



旧地形図による大水城および小水城の位置
 (昭和15年発行、二万五千分一地形図福岡近傍六号福岡南部を使用)



現在の地形図による大水城および小水城の位置
 (平成 17 年発行、25000 分の 1 地形図福岡南部を使用)

(4) 大土居水城跡所在の墓地

土塁の南側に隣接して市内では比較的古い6基以上からなる近世墓地が残る。天明6(1786)年を最古に嘉永3(1850)年までの6基で、墓碑から一族墓である。

(5) 旧地形図による推定小水城

旧日本陸軍陸地測量部によって明治33(1900)年に測量された昭和15年発行の旧地形図をみると、既史跡指定の大土居・天神山水城跡以外にも、春日市域の比較的大きな地峡部に土塁を想定できる箇所が2か所認められる。

推定小倉水城は、大土居水城跡の北東方向約750mに存在が推定される小水城である。概ね南北方向で北に向かって開く地峡部に対して、ほぼ直交するように東西方向に谷間を横切る小道が破線で表記されており、この箇所が細長く土手状になっていたと推定される。現況の地形図上では前後をすでに住宅地で覆われているが、旧地形図上で見える東西方向の小道と現況の市道がほぼ重複し、この市道に南側の住宅地の家並みがやや高い傾向にある。

推定春日水城は、東方向約1.7kmに存在が推定される小水城である。旧春日集落の東はずれに、北流する牛頸川との間に土手状のケバが表記されていることから、この箇所が小水城の土塁である可能性がある。現況では、この地点は低層の住宅地となっているが、事前の確認調査では積土層等の土塁の痕跡は確認できていない。

天神山水城跡は、既指定地内の東西方向の土塁の南西方向約200mに、概ね南北方向の土塁の存在が推定される。南方的那珂川町と春日市との境にある観音山から北へ派生する一丘陵の北端部が指定地内の自然丘陵部分に当たるが、少し南へ引いた部分は鞍部状に低くなっている。ここに土塁が想定される。(45ページの春日市内の小水城位置図を参照)

第7節 史跡の価値

大土居・天神山水城跡（小水城）は、水城跡（大水城）、大野城跡、基肆城跡との歴史的関係性の中での古代史上の稀有な防衛線としての一体化したきわめて重要な価値を有すると同時に、春日市の過去から現代に至るまでの諸環境との関係性を捉えると、以下のような史跡としての価値がある。

また、これらの価値が今後の整備を含めて、適正な維持管理によって多様性のある価値を創出することができよう。

○古代史上の歴史的構造物としての水城跡

- ・『日本書紀』に築造の経緯が記され、日本の古代史を知る上できわめて重要である。
- ・日本で初めて外敵からの防衛のために築造された施設であり、1350年以上を経過してなおその姿を見ることができる。
- ・水城は大水城（水城大堤）と数基の小水城からなり、複雑な地形を巧みに利用して防衛線を構築し、大宰府と博多湾を隔てる壮大な構造体である。
- ・春日市内に残る二つの小水城は、大水城と各所に構造の共有性をもち、今なお土塁としての形状を保っている。

○眺望性の豊かな史跡空間

- ・春日市の二つの水城跡は、福岡平野側から侵入を遮断する点で、連続する水城群の最も西側の拠点であり、かつ土塁の取り付く自然丘陵部分が良好な環境下で残っていることから、他の水城跡に比べ、築造当初の眺望性を視覚的に理解することができる。天神山水城跡では土塁の取り付く丘陵頂部に立つと、眼下に土塁を見下ろし、その東方約400mにある大土居水城跡の自然丘陵部、さらにそのはるか南東方向に大野城跡が残る四王寺山、阿志岐山城跡などを望むことができる。

○緑地環境の豊かな史跡空間

- ・都市化の著しい春日市において二つの小水城跡は、市内において史跡地が豊かな自然環境を有しており、かつては里山の環境を維持していた。繁茂し過ぎた樹林は一定の整理は今後必要であるが、多様性のある環境下で遺跡の見学、史跡学習のほかに、豊かな自然環境を楽しんだり、環境学習を実施するなど史跡地の活用性の広がり期待できる。

第5章 保存管理

第1節 保存管理の課題

水城跡（大土居・天神山）は史跡指定後には市民が自由に見学できるよう、散策路や解説板の設置を行い、民有地や危険な箇所などを除いて日常的に立入りが可能である。史跡地内の自然丘陵部分は都市の中に残された緑地として、市民の憩いの場となっている。版築工法で築造された土塁も天神山の一部を除き、自由に立ち入ることができるが、公有地化以降盛土などで保護されていない。また、史跡として指定を受ける以前は、一部が宅地として利用され、土塁上部を削平して家屋が建てられていた。現在も天神山水城跡の土塁上の一部に住宅が建っている。

築造当時から1350年以上経過しており、風雨に曝され、土塁上部が削られた状態であり、現在も保護のための盛土も施していない。また、樹木も繁茂し、かつては里山で薪炭林の利用があったが、現在は伐採や枝打ちも行われず、大木化して根が土塁を傷めている。

（1）大土居水城跡

1) 遺構保存に関する項目

- ①雨水による表土の流出・浸食。
- ②樹根による土塁の損壊。
- ③樹木倒壊による土塁の損壊。
- ④近世以降の建築物・工作物による損傷部分の復旧。

2) 遺跡の顕在化に関する項目

- ⑤二段構築の土塁（上成土塁・下成土塁）は後世の改変が大きく本来の遺構の姿が明確でない。
- ⑥発掘調査後の埋め戻しにより木樋等の状況が確認できない。
- ⑦土塁前面に想定される濠については不明な点も多く、追加の発掘調査が必要。
- ⑧土塁後面に想定される濠については不明な点も多く、追加の発掘調査が必要。
- ⑨史跡地内全体を覆う樹林が繁茂しすぎて自然丘陵部と土塁との接点が明確でない。

3) 保存活用に資する施設に関する項目

- ⑩解説板の老朽化や統一性が無い（関連する大宰府史跡との整合性が必要・関連市町との連携）。
- ⑪散策道で設置された階段が老朽化している。

4) その他

- ⑫自然丘陵部は急傾斜の箇所があり、崩落の危険性がある。
- ⑬史跡地の南側に防衛線に関する何らかの遺構が続くと思われるが、史跡としての指定を受けてはいない。周知の埋蔵文化財包蔵地であり、今後の調査が待たれる。

(2) 天神山水城跡

1) 遺構保存に関する項目

- ①雨水による表土の流出や浸食。
- ②樹根による土塁の損壊。
- ③樹木倒壊による土塁の損壊の危険性。
- ④土塁の一部がブロック擁壁によって被覆されている。
- ⑤土塁上に家屋が建っている。

2) 史跡の顕在化に関する項目

- ⑥二段構築の土塁（上成土塁・下成土塁）は後世の改変が大きく本来の遺構の姿が明確でない。
- ⑦土塁前面に想定される濠については不明な点も多く、追加の発掘調査が必要。
- ⑧土塁後面に想定される濠については不明な点も多く、追加の発掘調査が必要。
- ⑨前方後円墳や円墳等の遺構を含めて、考古学的確認調査が必要。

3) 保存活用に資する施設に関する項目

- ⑩解説板の老朽化や統一性が無い（関連する大宰府史跡との整合性が必要・関連市町との連携）。
- ⑪散策道で設置された階段が老朽化している。
- ⑫土塁上に家屋が建っているため東側の緑地広場とは連続性が確認できない。

4) その他

- ⑬自然丘陵部の樹木が繁茂して外部からの見通しが悪いため、防犯上懸念される。また、樹木の落葉や枯枝が周辺の道路や近隣民家へ落ちてくる。
- ⑭自然丘陵部は急傾斜の部分があり、崩落の危険性がある。
- ⑮丘陵部南側は、かつて土塁があったことも想定されるため、考古学的確認調査が必要。

(3) 両水城跡に関する事項

- ・市民に十分に活用されていない。
- ・大土居水城跡と天神山水城跡は不連続であり、住宅地内の周辺街路も複雑で回遊できない。
- ・市内各所から水城跡を案内する誘導案内表示等がない。

大土居水城跡



天神山水城跡



第2節 史跡の地区区分

特別史跡水城跡（大土居・天神山）は、大土居及び天神山の水城跡からなり、既存の史跡指定範囲のほか、その周辺についても埋蔵文化財包蔵地から史跡への追加指定を行い史跡としての保存を図る必要があるため、以下に地区区分した。

（1）大土居水城跡

<史跡指定地内>

①土塁部分

版築工法で築造されており、古代の土木構造物である。土塁自体に価値を有している。大土居水城跡は県道長浜太宰府線によって大きく分断されているが、一部では土塁の版築工法が横断面で観察できる。

県道より東側の土塁上に、以前は家屋等が建っていた経緯もあり、上部は削平されている。

②自然丘陵部分

土塁の背後に取り付き自然地形を概ね残している。所謂羅城の防衛線としての関連遺構の存在が推定できる。市街地の中に残る数少ない緑地でもある。

③地下遺構部分

県道部分の地下には発掘調査によって土塁基底部と木樋が確認されている。またその前後は、濠の存在が推定される範囲である。

<史跡指定地周辺>

④濠推定部分

水城跡の土塁の前面と背面は、これまでの発掘調査、試掘・確認調査から濠の存在が推定される範囲である。

現状では、宅地下において埋没している。今後の試掘・確認調査によって推定される濠の範囲、深さあるいは湿地状であるかなどを確認する必要がある。

⑤自然丘陵連続部分

土塁が取り付く自然丘陵部分で、眺望性に優れ防衛のラインとして関連遺構の存在が推定される。今後の試掘・確認調査によって関連遺構の確認が必要となる。

⑥道路部分

水城跡周辺は都市化が進んだ地区でもあり、幹線道路や生活道路が通っている。地下には水道やガス管など埋設されており、取替え等の際には地下を掘削する工事が行われる。

⑦四季のみち

指定地自然丘陵部の南側に連続する丘陵部分の裾部にあり、大土居水城跡と天神山水城跡との回遊路として利用できる。旧水路敷を平成7年度に市都市整備部によって整備された遊歩道である。

(2) 天神山水城跡

<史跡指定地内>

①土塁部分

版築工法で築造されており、古代の土木構造物である。土塁自体が価値を有している。市道によって、土塁の一部が寸断され切り通し状になっているが、版築の積み土の状態が観察できる。

②自然丘陵部分

土塁の背後に取り付き自然地形を概ね残している。丘陵尾根部に前方後円墳と円墳が残る。所謂羅城の防衛線としての関連遺構の存在が推定できる。市街地の中に残る数少ない緑地でもある。

<史跡指定地周辺>

④濠推定部分

土塁部分の前後には、大土居水城跡や水城大堤と同様に濠を設けていた可能性が考えられる。これまでの周辺調査では濠の存在を確認するに至っていないが、今後の調査によっては特別史跡として追加を検討する遺構が確認される可能性がある。

⑤自然丘陵連続部分

指定地内の自然丘陵部から南へ連続する丘陵部分であるが、鞍部となっている。その一部は、南北方向に走る土塁の存在が推定される。今後の試掘・確認調査によって、土塁あるいは関連遺構の確認が必要となる。

⑥道路部分

水城跡周辺は都市化が進んだ地区でもあり、幹線道路や生活道路が通っている。地下には水道やガス管などが埋設されており、取替え等の際には地下を掘削する工事が行われる。

第3節 史跡の構成要素

水城の土塁本体など史跡の価値をそのまま表す要素のほか、史跡地内や周辺部においても周辺環境を構成する諸要素を把握するため、現時点における史跡を構成する要素を抽出し、前項に述べた水城跡（大土居・天神山）の特徴と価値により、次のように分類した。

史跡内は以下の要素で構成されている。大土居水城跡、天神山水城跡は指定地の要素が多少異なるため、指定地別に一覧表を作成した。

なお、発掘調査の進展により、今後、構成要素については、追加や変動がありうる。

●大土居水城跡

	構成要素		内容
史跡指定地内	水城の価値を有する要素	地上に表出している要素	土塁、自然丘陵
		地下に埋蔵されている要素	木樋、土塁基底部、土塁前面に想定される濠、土塁後面に想定される濠
	水城の価値と異なる要素	水城以外の遺構等の要素	近世以降の墓地、緑地
		史跡の保存・活用に有効な要素	解説板、指定表示板、階段・散策道（史跡の保存と理解および利用者の便益に資する工作物）、柵、樹木
	上記以外の要素		道路、納骨堂、史跡に無関係の近現代工作物（電柱・基礎ブロック・駐車場跡）など
史跡指定地外（周辺環境）			史跡地から連続する自然丘陵、景観、四季のみち、商業・住宅地、昇町八幡宮

●天神山水城跡

	構成要素		内容
史跡指定地内	水城の価値を有する要素	地上に表出している要素	土塁、自然丘陵
		地下に埋蔵されている要素	土塁前面に想定される濠、土塁後面に想定される濠
	水城の価値と異なる要素	水城以外の遺構等の要素	前方後円墳・円墳、緑地
		史跡の保存・活用に有効な要素	解説板、階段、散策道、四阿（史跡の保存と理解および利用者の便益に資する工作物）、柵、樹木
	上記以外の要素		道・農地、住宅、史跡に無関係の近現代工作物（擁壁）など
史跡指定地外（周辺環境）			地形・景観・天神の森天神堂宇・駐車場・四季のみち・住宅地

第4節 保存管理の基本方針

大土居・天神山水城跡は、市の南西部にあり、史跡および周知の埋蔵文化財包蔵地としての水城跡（大土居・天神山）は周囲を含め市街地の中にあり、史跡指定後に行われた初期の環境整備によって、散策道や丘陵部の階段、解説板等が設置され、既に市民等へ公開され憩いの場などの活用が行われている。史跡は公有地と民有地などがあり、所有者も複数にまたがっている。住宅地、道路のほか耕作地や墓地等の土地利用がなされており、史跡の保存管理には所有者、利用者、地域住民等との協議・調整が不可欠となる。

また、史跡地の大半は自然豊かな樹林景観を保っているが、自然丘陵部の崖崩れの危険性も含んでおり、史跡の保存管理上や市民の今後の活用をふまえると、史跡地周辺も含めて史跡の保存環境や市民が活用しやすい環境など健全な保全が必要である。また、指定地については公有化を進め、一元的に管理することも望まれる。

さらに、今後も史跡地周辺の発掘調査次第では史跡指定地の拡大（追加指定）も考えられ、周辺部の土地利用状況などを把握する必要がある。

このような史跡の現状から、以下の保存管理の基本方針を策定する。

- 史跡を構成する水城としての諸要素を明確にし、史跡の価値を確実に未来に継承する。
- 所有者、地域住民との協議・調整・連携を図ることによって、地域に根ざした保存管理を進める。
- 環境保全等の関係諸機関との協議・連携を図ることによって、適正かつ確実な保存管理を行う。
- 史跡地内外の調査や研究を継続し、水城跡の更なる理解を深めるとともに、適切な保存や活用の検討と実施を進める。
- 市民が安全に活用できるよう史跡の保存管理を行う。
- 大土居・天神山水城跡のほか、水城大堤や上大利水城など大野城市や太宰府市との連携を取りながら特別史跡水城跡としての保存管理と活用を図る。

第5節 保存管理の方法

これまで2か所の史跡について、史跡パトロールとして月1回定期的に実施してきた。また、台風、多雨、大幅な荒天時の後についても、必要に応じて史跡のパトロールを実施してきている。

また、各史跡の所在する自治会では、地域パトロールによる巡回箇所として史跡の見回りが実施されている。

前述の基本方針を踏まえ、今後の二つの水城跡については、以下のように保存管理に留意する。

【大土居水城跡】

- 土塁や自然丘陵の適正な維持管理に努める。
- 地面下（県道）に存在する木樋など当時の土木技術を伝える遺構は価値を維持し、将来にわたって適切に維持・保存を図る。
- 墓地等については遺構の保存を条件に現在の土地利用を維持する。
- 市街地内の緑地としての景観を維持する。
- 地域パトロール（自治会）との情報共有を積極的に行い、地域との連絡体制を構築する。

【天神山水城跡】

- 土塁や自然丘陵の適正な維持管理に努める。
- 史跡と周辺環境と調和が取れた保全及び防災面にも考慮した史跡保存を行う。
- 土塁上の住宅地は遺構の保存を条件に現在の土地利用を維持する。
- 市街地内の緑地としての景観を維持する。
- 地域パトロール（自治会）との情報共有を積極的に行い、地域との連絡体制を構築する。

また、大土居水城跡の発掘調査時の確認された木樋などは調査後道路敷として地下に埋め戻されており、直接確認することが出来なくなっている。木製であるため、常時水に浸される環境であればそのままの状態でも維持できるが、地下水位の低下により、乾燥と湿潤状態を繰り返されると木樋は腐朽が進むことも考えられる。水位観測井を設置して定期的に観測することが必要である。

第6節 現状変更の取り扱い基準

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地内においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、春日市教育委員会が許可にかかる事務を行う。

指定地内の現状変更については、いずれの地区においても土塁及び自然丘陵部は遺構面としての保護を行う事を基本とし、遺構の保存に影響を及ぼす現状変更を認めない。

遺構が水城跡には直接関連しないが文化財としての価値をもつ要素（古墳など）である場合に限り、遺構の保存と史跡としての景観への配慮を条件として、史跡内に存在するその他の要素の現状変更を認める。

指定地は現在公有地化が進み、これまで保存のための軽微な現状変更は行ってきた経緯がある。これを踏まえ、下表のとおり各地区の現状変更取扱基準を設定する。

史跡の価値を明らかにするための発掘調査は、必要最小限の掘削にとどめ、確認した遺構の保存に細心の注意を払うこととする。指定地外で重要な遺構が確認された場合は、追加指定を視野に入れつつ、同様の措置をとる。発掘調査における指針は下表のとおりを設定する。

史跡の適切な保存管理・公開活用のための施設整備は、遺構と景観を損ねない限り認める方針とする。

史跡指定地内の取扱い基準

	大土居	天神山
土塁部分	土塁遺構そのものは基本的に現状変更を認めない。 遺構面を保護するための盛土及び、遺構調査や活用のための整備については、史跡の保存に影響を与えない範囲で認める。 コンクリート工作物など近現代に設置されたものの撤去等は認める。	
自然丘陵部分	基本的に現状変更は認めない。 丘陵部自体や崩落防止など史跡の保護や隣接地への安全を確保するための措置は史跡の保存に影響を与えない範囲で認める。	
地下遺構部分	地下遺構は基本的に現状変更を認めない。 県道路盤から上部についての道路維持行為は認める。	—
樹木	土塁上や自然丘陵の適正な管理を行うため、枝打ちや不要木の伐採については認める。	自然丘陵の樹木は適正な管理を行うため、枝打ちについては認める。
調査	水城の規模や築造技術等の解明を目的とする。保存整備等に関する発掘調査については認める。	

保護が必要な範囲の取扱い基準

	大土居	天神山
濠推定部分	各種開発工事、工作物の設置、地盤の掘削等の場合、周知の埋蔵文化財包蔵地として、法 93・94 条に基づいた取扱いを行う。確認調査を実施し、明確な遺構を確認した場合は現状保存に対する理解と協力を求め、追加指定を行うこととする。	
自然丘陵部分	各種開発工事、工作物の設置、地盤の掘削等の場合、周知の埋蔵文化財包蔵地として、法 93・94 条に基づいた取扱いを行う。確認調査を実施し、明確な遺構を確認した場合は現状保存に対する理解と協力を求め、追加指定を行うこととする。	—
道路部分	現状の道路（表層から路盤）の維持補修等の行為については認める。 ガス管や水道管などライフラインとして埋設されたものの補修等は認めるが、新たな部分を掘削する場合は遺構調査を行うものとする。	

第6章 史跡の追加指定と公有化

第1節 史跡の追加指定の基本方針

(1) 指定の経過

大土居水城跡は県教委の発掘調査に基づいて、昭和49年に西側の自然丘陵部を含む範囲を特別史跡水城跡の一部として追加指定を受けている。続いて東側の土塁の高まりが残る部分が昭和52年に追加指定された。その後東側土塁部分の県道側の削平された範囲が平成9年に指定を受け、県道長浜太宰府線の道路敷き部分から土塁基底部、木樋、土塁前後の濠と想定される部分が発掘調査により確認されたため、平成14年に追加指定を受けている。

天神山水城跡については、それまでの調査結果から小水城の一つとして確認されたため、昭和53年に特別史跡として追加指定を受けた。

(2) 今後の追加指定の方針

1) 大土居水城跡の追加指定の方針

水城跡の土塁前後には、これまでの大土居水城跡の調査や水城大堤の調査でも木樋が確認されたことなどから、築造当時に濠が存在したと推定される。このことから、現在は県道の範囲と土塁部分を合わせた十字型の史跡指定範囲ではあるが、土塁前後の宅地についても濠が存在していたことが十分想定される。濠が想定される宅地部分については、土地利用の変更や各種開発等の際には確認調査を行い、濠の存在や湿地である状況等が確認されれば、地権者等との協議を行ったうえで追加指定を行うこととする。

また、自然丘陵の南西側はさらに丘陵が連続し、一部はゴルフ練習場として削平されているが、概ね丘陵の尾根を中心とした地形が残っており、水城築造時に関連する遺構の存在が想定されるため、追加指定を行うこととする。

2) 天神山水城跡の追加指定の方針

史跡地内の発掘調査はこれまでに行われていないが、土塁前後の住宅地開発に際し数度の確認調査を行っている。大土居水城跡と同様に木樋や濠の存在が想定されるが、現在のところ確認できていない。今後、周辺での調査が行われ、濠の存在や湿地である状況等が確認された場合は、地権者等との協議の上追加指定を行うこととする。

史跡地内の自然丘陵から南側は牛頸山方向からの丘陵地に連続する地形を有するが、丘陵部の尾根は途中でいったん鞍部状に沈みこむ。ここに土塁の存在が推定され、今後の確認調査で土塁のほか関連遺構が確認されれば史跡としての追加指定を行うこととする。

3) 市内その他の推定小水城

市内には、大土居・天神山水城跡の他にも、2か所の小水城が推定されている。小倉水城跡、春日水城跡は共に土塁の存在が推定され、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている。今後の調査によって遺構が確認されれば、史跡としての追加指定を行うこととする。

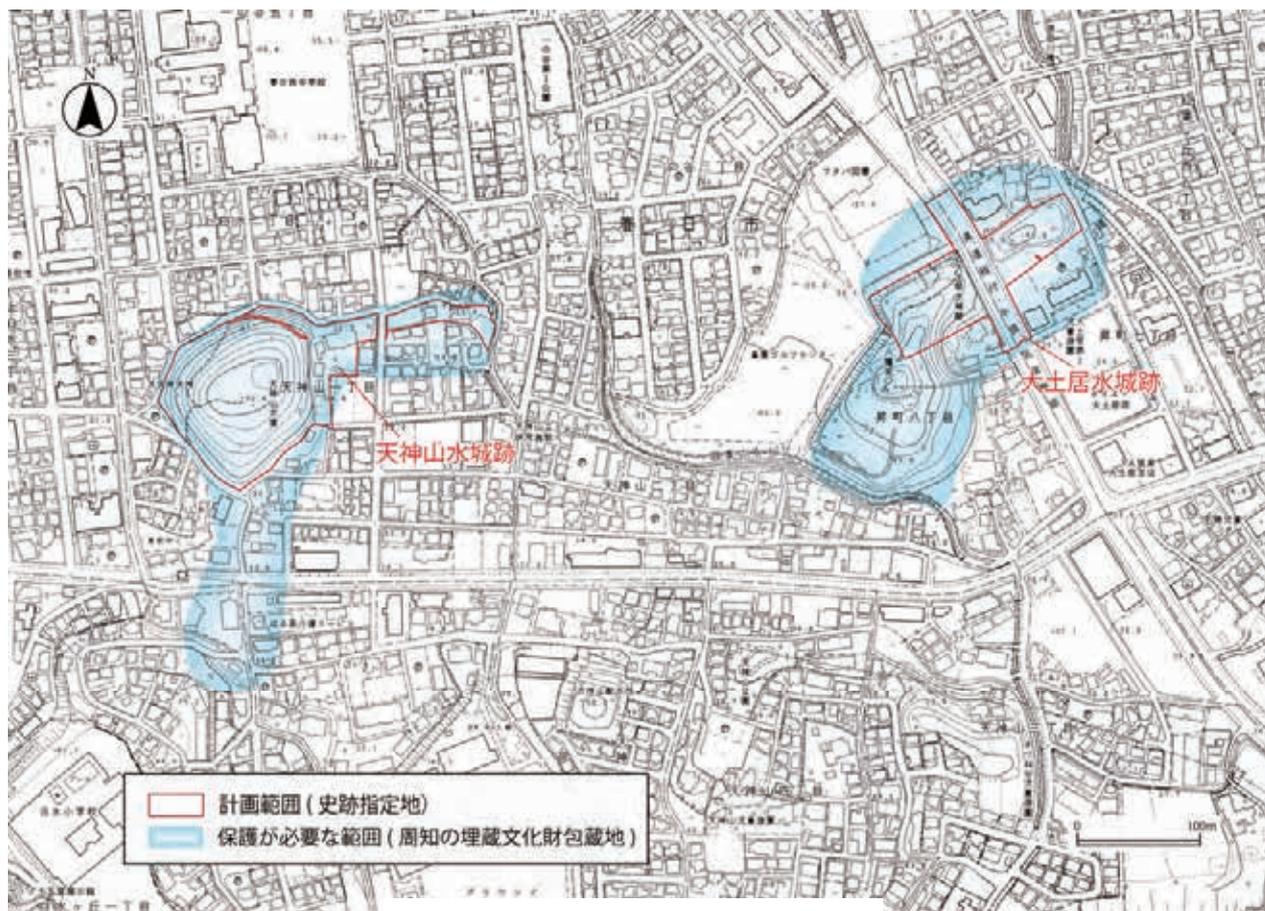
(3) 周辺環境の保護

二つの水城跡は、次ページの旧地形図上で明らかなように、至近距離で隣り合わせの位置関係にあり、水城跡が本来持つ防衛線としての連続性が明確に表れている。このことは、実際に現地でも随所で視覚的に確認することができる。現在の史跡地内の土塁と自然丘陵は一体化しており、史跡地外に連続する自然丘陵部分にも関連する遺構が将来確認される可能性は高い。今後調査が進む中で、遺構が確認された範囲は史跡指定を行うが、遺構が確認されなくとも水城として連続する地形については積極的に緑地として残す。

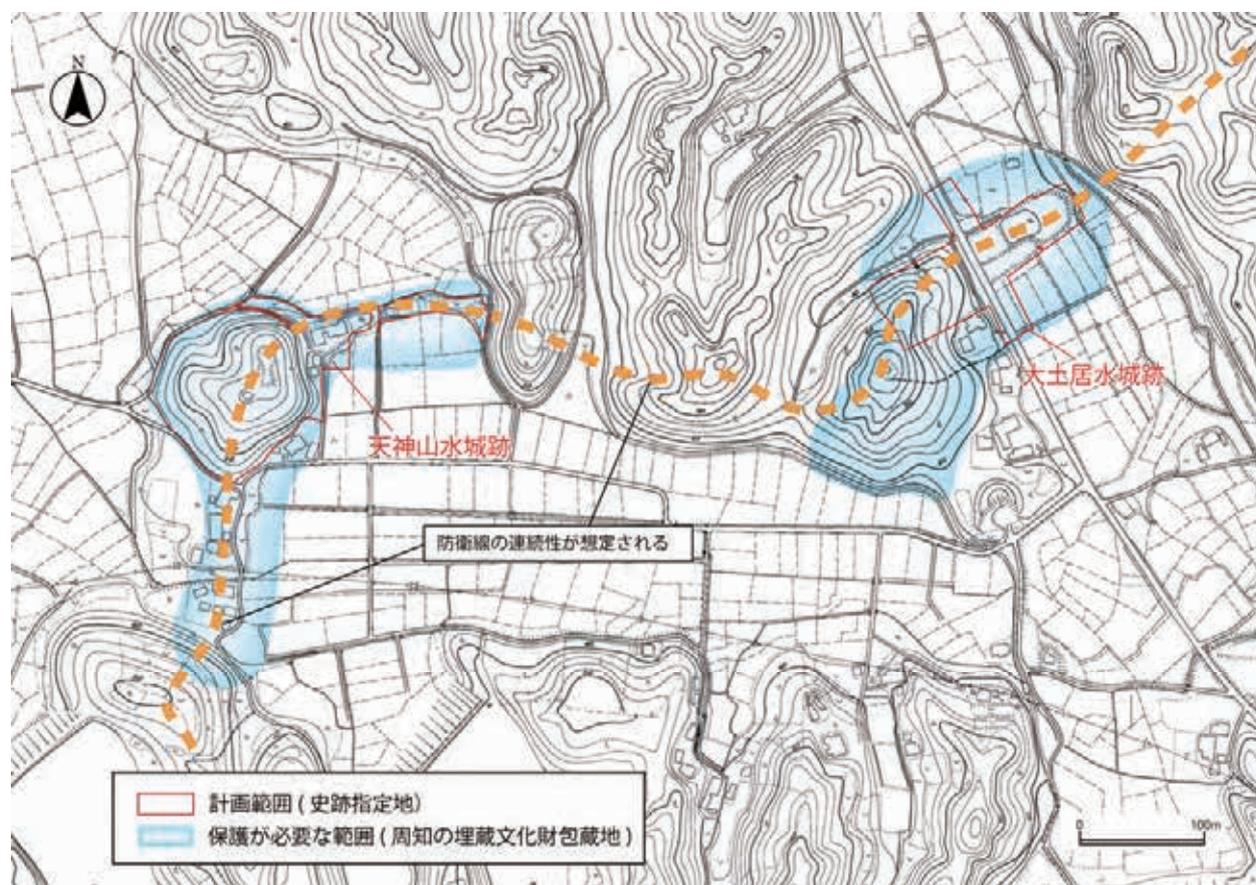
現状では、史跡周囲は住宅地として開発されているものの、一部には辛うじて築造当初に近い地形が残っている。都市化が進んだ市街地において、水城跡や周辺の緑地や自然的景観は貴重なものであり、これらを含めて保護していくことは、今後史跡の保存と活用にあふさわしい環境を継承していくことにつながる。



観音山から望む大土居・天神山水城跡



水城跡史跡指定範囲 (現況図)



水城跡史跡指定範囲 (旧地形図)

第2節 史跡の公有化の基本方針

(1) 公有地化の方針

大土居水城跡及び天神山水城跡はこれまでに公有地化を進め、大土居水城跡については約97%が公有地化済みである。天神山水城跡についても約92%が公有地化されている。史跡指定されている範囲については基本的に公有化を進めることとするが、実情を踏まえ大土居・天神山それぞれの方針を示す。

1) 大土居水城跡

大土居水城跡で公有地化されていない箇所は東側土塁上の墓地と、西側自然丘陵地の納骨堂敷地である。東側の墓地は個人所有であるが、近世からの墓石も立っており、将来的にも墓地として継続することが予想されるため、当面は公有地化せず、現状のままとする。

また、西側の納骨堂の敷地は下白水共有地である。今後も納骨堂として継続することが予想され、当面は現状のままとするが、東側の墓地や納骨堂の移転等があった場合は速やかに公有地化する。

史跡指定地外についても、見学者用の駐車場など史跡の整備活用の上で必要な範囲は公有化を検討する。

2) 天神山水城跡

天神山水城跡で公有地化されていない箇所は土塁東側の宅地と、自然丘陵西側の宅地と畑である。東側の宅地は土塁上に住宅が2軒建っており、今後移転等があれば公有地化を進める。

自然丘陵西側の民有地部分については隣接する住宅と一体的に利用されており、宅地部分は倉庫(車庫)が建っている。当面は公有地化せず現状のままとするが、丘陵部分の斜面崩落等も懸念されることから、公有地化を検討する。

(2) 史跡の追加指定範囲の公有地化の方針

前述のとおり、二つの水城跡周辺は住宅地化が著しく、これまでの周辺部を含めた試掘確認調査によって、それぞれの周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を定めている。今後の周辺の各種開発によって地下の遺構の保護が保証できない場合は、積極的に史跡としての追加指定を行い、公有地化を検討する。

第3節 史跡地及び周辺地域の保全

(1) 史跡地が周辺に及ぼす影響

第1節で述べた通り、二つの史跡指定地に連続する自然丘陵は追加指定の対象地であると同時に、史跡のもつ様々な価値をより高める環境としても保全が必要である。

史跡地内に植生する樹木は、大きく成長し大木化したものもかなり見られる。樹林の一部は鬱蒼としすぎている箇所もあり、史跡の周辺地域への日照障害や落ち葉、枯れ枝などの宅地内への落下飛散など迷惑な代物になっている。また、大木化した樹木は、土塁や自然丘陵の地表を損傷させるほか、斜面崩壊などの災害の引き金になることも想定されるため、適正かつ計画的な伐採を行っていかねばならない。史跡地の緑地としての適正な維持管理は、史跡の保護、活用を促進し、史跡地周辺の環境へも良い影響をもたらすと考えられる。

(2) 史跡地の景観

大土居水城跡及び天神山水城跡は特別史跡として学習の場や、市民の憩いの場として利用されることが望まれる。水城跡の周囲は住宅地として開発され、地形も変わっているが、水城跡自体の景観や水城跡から望む周囲の山々の景観などは当時に近いものがある。

周囲からの景観を守る必要があると共に、史跡地から望める周囲の景観も配慮する必要がある。特に大土居と天神山は相互に望むことができ、展望の確保も必要である。また、大土居・天神山からは大野城跡を望め大宰府史跡の一部であることを確認することができる。

(3) 文化財保存活用の環境

特別史跡水城跡はその全域が断続的に大野城市、太宰府市、春日市にまたがって存在している。大土居・天神山水城跡は、その水城跡の一部として春日市にある。更に水城跡は大宰府史跡に含まれており、大宰府政庁跡をはじめとした関連遺跡や、その他にも基肆城や関屋土塁、とうれぎ土塁など関連遺跡が多く、それらと一体となった整備や活用を図るためにも県教委をはじめ、関係市町との連携を推進しなければならない。

また、春日市内にも弥生時代を中心とした多くの遺跡や遺構が多く残っており、各時代を象徴する遺跡が存在する。

春日市の国指定文化財は、史跡「日拝塚古墳」「須玖岡本遺跡」「水城跡」の3件と無形民俗文化財である「春日の婿押し」、出土遺物である「銅鉾鎔範」「中広銅戈」が重要文化財（考古資料）であり、春日市に存在する多種多様な文化財ネットワークの中心的な存在とも言える。水城跡は市内の文化財ネットワークと共に周辺市町にまたがる関連遺跡の総体を守っていく必要がある。

第7章 管理運営とその体制

第1節 管理運営の理念と方針

水城跡を未来に継承し、公開・活用を積極的に進めるためには、水城跡および水城跡の価値を体現する環境を適切に維持・管理していくことが前提である。

水城跡（大土居・天神山）は国指定特別史跡水城跡の一部であり、重要な文化財である。春日市は昭和49年の特別史跡指定以降、管理団体として管理における責任がある。今後も市は責任と権限をもって管理を行う。史跡地内に存在する私有地については、所有者が管理しなければならないが、その土地の文化財としての管理はあくまで管理団体である春日市の責務である。常に市は所有者と連携を図り、保存管理を行わなければならない。

また、水城跡（大土居・天神山）は地域の財産でもあり、市街地に残された身近な緑地でもある。市民の憩いの場としても広く利用されることを考慮すると、地域に根ざし、市民に愛される史跡としての保存管理・活用を行うことが求められる。

追加指定が検討される場所は、私有地や公有地など様々な所有者や管理状況があるため、追加のための調査を行い、追加指定を目指す。追加指定されるまでは、それぞれにおける管理形態において文化財を保存する理念のもとに所有者と連携・協力しながら適正な管理を行うこととする。

第2節 管理運営の方法

（1）管理団体による適正な管理運営を行う

史跡指定地は、その範囲を明確にするために、春日市は文化財保護法に規定された①標識・説明板等の設置、②土地の所在や地番等の異動の文化庁長官への届出、③史跡が毀損した場合の文化庁長官への届出、④現状変更等の行政事務等の適正な管理を行う。

（2）公有化した土地の適正な維持管理を行う

公有化した土地の維持管理は、春日市の責任において行うが、その際に地区住民の協力を得て実施する。公有化した土地の適切な保存を図るため、危険箇所等への立入禁止表示、管理上の注意札の設置、定期的な見廻り等の日常的な維持管理を行い、軽微な草刈りや植栽の剪定は、地元自治会と行政が協力して行うほか、大がかりな樹木剪定や整理は地元自治会に限らず、市民のなかでも樹木に詳しい専門家の協力を得るなど、多様な人々が参加できる管理体制の構築を検討する。

第3節 管理運営の体制

指定地内で、民地として利用を維持する部分については、地権者との連携を密にして、遺構の保存および周辺景観との調和を維持するよう努める。これらを適切に行うためには、市内部の連携、国・県との連絡・調整を常に密に行っていくことが必要である。

また、史跡の維持管理にとっては、地域住民が史跡の価値を理解し、自発的に運営に携わることが、最も理想的である。そのために行政は、まちづくりや学校教育などさまざまな分野で史跡の価値を粘り強く発信し続けなければならない。

そのうえで、地域の自主的組織や市民活動団体と行政が連携・協働していくこと、そして持続可能な市民参加の体制を構築していくことが求められる。

第8章 整備・活用のあり方

第1節 整備・活用の現状

(1) 整備の現状

第3章第2節(3)に記すように、大土居・天神山水城跡の指定後、初期の整備で史跡説明板、遊歩道設置、園路広場・四阿・照明灯設置、史跡地境界・土塁の擁護壁設置等が行われ、今日まで維持継承されている。しかしながら、史跡地内の樹木の高木化・巨木化と全体の樹林の繁茂と経常的な史跡の維持管理行為として実施してきた清掃等における腐葉土の過度の採取による表土の崩壊等が相俟って、史跡地表面の損傷や初期の整備施設の腐朽や損傷が進行し、史跡地内を見学、散策する市民にとって利用しづらくなっている。

(2) 活用の現状

大土居・天神山水城跡は春日市内に残る唯一の国特別史跡であり、国史跡須玖岡本遺跡・日拝塚古墳など地域の貴重な歴史遺産として春日市奴国の丘歴史資料館のウェブサイト等による史跡の説明、同歴史資料館事業での現地解説を伴う散策、史跡解説を伴う歴史講座等を市民向けに継続的に実施してきた。近年、より広く市民に歴史遺産としての啓発を推進していくための以下の取り組みを実施した。

- ・ 史跡地の地元近隣自治会の合同歴史ウォーク事業での現地解説（平成24～26年度）
- ・ 地元自治会町内会役員会での史跡解説講座の開催（天神山区 平成26、27年度）
- ・ 大宰府関連の歴史遺産を対象とする歴史探訪事業を実施する「NPO 歩かんね大宰府」との連携で、小水城群探訪での現地解説（平成25年度～）
- ・ 史跡地の地元中学校総合的学習の支援として現地探訪と解説（春日南中カレッジ 平成23年度～、春日西中よのなか科 平成25年度～）
- ・ 小・中学校社会科学学習等での地域の文化財資料の活用を図るための教員向け研修会での史跡解説（春日西小 平成26年度）
- ・ 市域全般の文化財啓発事業である奴国の丘フェスタでの水城の版築体験事業の実施（平成26年度～）
- ・ 水城大野城基肆城築城1350事業の関連事業として小水城関連の歴史講座、史跡散策、関連歴史講演会の開催（平成25～27年度）



歴史散歩（大野城跡から大水城と小水城群を遠望・解説）



版築体験（奴国の丘フェスタ）

(3) 今後の整備・活用

水城跡を未来に継承し、公開・活用を積極的に進めるためには、史跡および史跡の価値を表現する環境を適切に維持・管理していくことが必要である。

そのためには、史跡の構成要素ごとに確実に保存し、整備・活用の方針を定めることが必要となる。特に土塁に関しては、二つの水城とも築造当初の形状からかなり変容していることから、保護盛土等の遺構の保護を前提とした整備を行い、遺構の顕在化を保持しつつ積極的に活用していくことを検討する。

大土居と天神山の二つの水城跡が至近距離にあることは、今後の史跡の整備を通して、活用において大きな効果を得る上で最も重要な点である。天神山水城跡の自然丘陵頂部からは、足元に土塁を見下ろしながら、その東方に大土居水城跡の自然丘陵部を見据えることができる。さらにそのはるか東方に羅城の一翼を担う大野城跡が残る四王寺山を見ることができる。そしてさらに南東方向へ視線を向けると、宝満山、阿志岐山城跡がある宮地岳の姿を捉えることができる。この間に、大水城や大宰府政庁跡を直接的に視認することはできないが、南側背後の基肆城跡も含めて、羅城としての防衛のラインを想像することが可能な箇所であり、あらゆる整備の手法を用い展望を維持することが重要である。

史跡地上の樹木、樹林については、高木化・巨木化、繁茂しすぎた結果、史跡自体の損傷にもつながることから、樹木、樹林に関しては慎重な計画のもと環境整備を検討する。水城の築造当初はほぼ樹木が繁茂するような環境は無かったであろうが、長い時代の推移とともに樹林が形成され、本来の目的でもってある時期まで継続的に管理されてきた土塁が埋没し、ある時期からは、いわば里山的な利活用に変容してきた。

現在の水城は、文化財として保護、継承されるのと同時に、都市化の進む市街地にあっては貴重な自然環境や住宅地の憩いの緑地空間を提供することによって地域の貴重な自然との共生の空間として継承されていくことも必要である。

史跡探訪として個人的に訪れる人もいる一方、緑地として訪れる人もいる。夏には子どもたちが昆虫採集に來たり、秋には栗拾いに來る人もいる。史跡指定以前は里山として利用されていたこともあり、自然丘陵部分に関しては、史跡の価値を保護しながら身近な里山としての機能を整備することも多くの市民に利用して頂けるものと考えられる。

学校教育においても、市内の小中学校を中心に、地域の歴史や自然学習の場として利用できるものとして整備を検討する。

その他、情報発信や生涯学習、定期的な歴史探訪コースの一つとするなどソフト事業の充実を検討する。

- ・春日市ホームページで紹介
- ・春日市奴国の丘歴史資料館ウェブサイトで紹介
- ・「水城・大野城・基肆城 築造 1350 年記念事業」を受け継いだ事業の継続
- ・歴史講座～水城体感～ 版築の実演の定期的な開催
- ・水城・大野城・基肆城など大宰府史跡関連市町等との連携事業の継続
- ・「探訪マップ」「文化財ガイドブック」の工夫

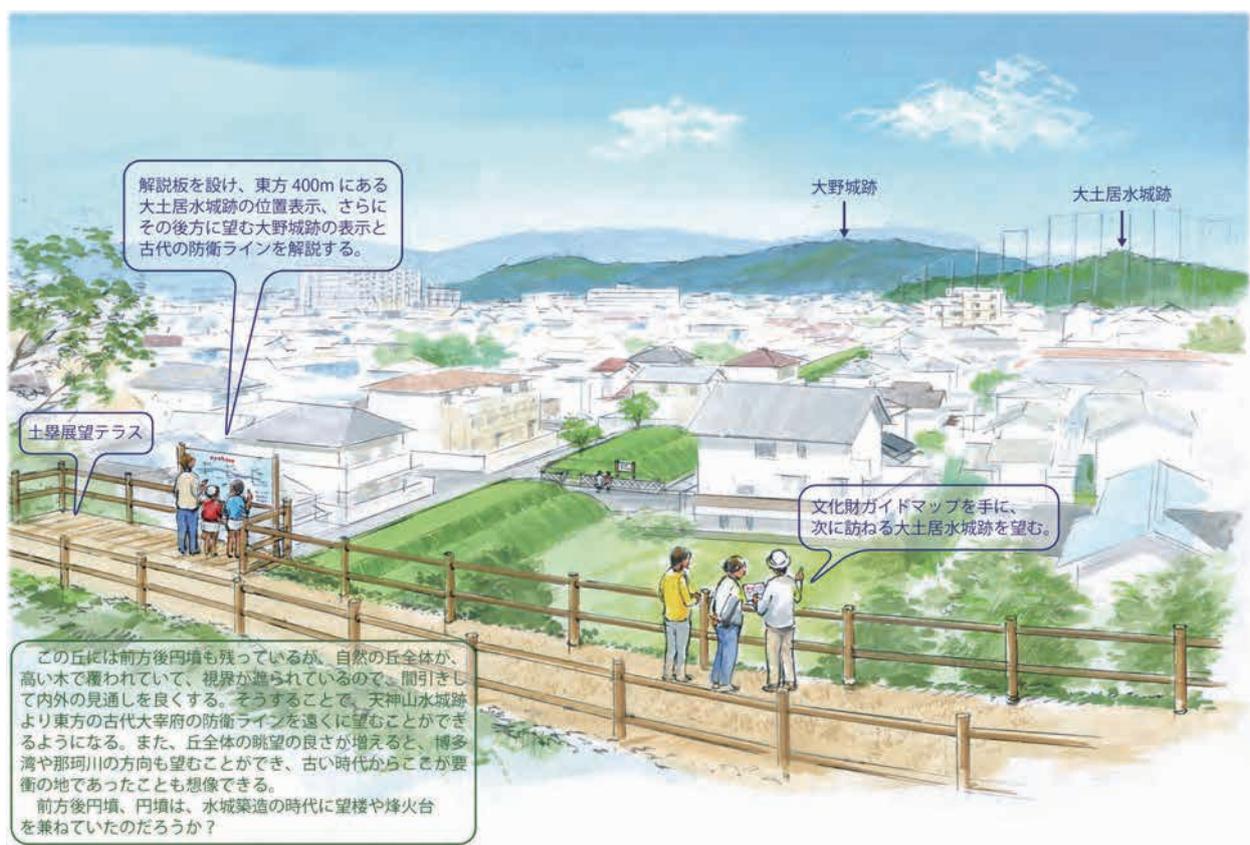
第2節 地区ごとの整備活用方針

【大土居水城跡】

- ・展望施設の設置 天神山への眺望を確保して、水城の繋がりを意識できる場所を確保
- ・地域の里山としての環境整備

【天神山水城跡】

- ・展望施設の設置 大土居水城跡への眺望と、その先に見える大野城跡（四王寺山）や阿志岐山城跡（宮地岳）への眺望を確保し、羅城の一角を意識できる整備
- ・地域の里山としての環境整備



天神山水城跡からの展望イメージ

第9章 今後の課題

特別史跡水城跡（大土居・天神山）を市民の財産として適切に保存継承しながら、活用を推進するためには多くの課題がある。

水城跡として史跡指定を受けた大土居・天神山は周辺を含めた更なる調査を行い、全体像を把握するとともに、他にも水城の一角として推定される春日水城や小倉水城についても可能な限り調査を行い、水城跡全体の姿を解明することも必要である。

また、春日市は歴史的資源が多く、中でも弥生時代に栄えた奴国の中心地であったことが知られている。奴国の王墓をはじめ、青銅器の生産遺構や、集落遺構など多くの歴史的資源に恵まれている。

これら古代を中心とした歴史資源を活かしたまちづくりを進めるなかで、水城跡（大土居・天神山）の位置づけを明確にしなければならない。



水城跡上空からの鳥瞰イメージ

大宰府羅城の構えの北西側に連続する小水城群は、大水城よりも福岡平野に突出する位置に防衛の拠点として築造されている。国特別史跡水城跡として春日市内に残る二つの小水城は、その南側背後の丘陵地から眺望すると、大水城との位置関係も含めて地勢的に好適地に築造されていることが一目瞭然である。

二つの小水城は、いずれも土塁と背後の自然丘陵が史跡指定地として保存されている。それと同時に二つの史跡空間は自然に近い緑地としても市民にとって歴史的価値とともに魅力的な緑地空間としても大切な春日市の地域資源であり、このさき将来に渡って、史跡の保護と緑地の管理が適正に維持されることによって様々な活用方法が広がって行くであろう。

参考資料

資料1 文化財保護法、文化財保護法施行令(抜粋)

○文化財保護法

(昭和25年5月30日法律第214号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、

「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝

天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第12章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

○文化財保護法施行令

(昭和50年9月9日政令第267号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

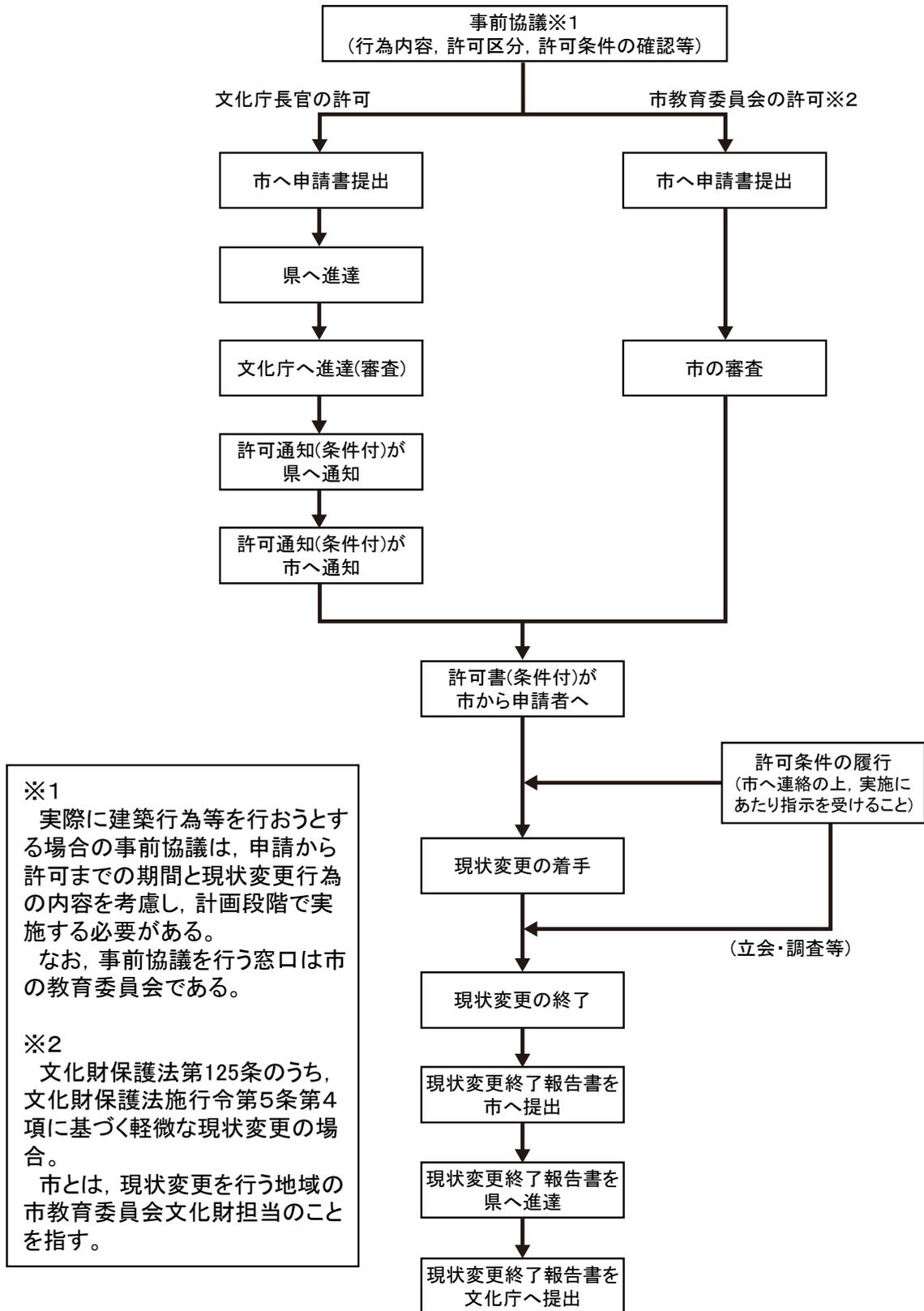
チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。)及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

資料2 文化財保護法による現状変更等に関する手続きの流れ



特別史跡水城跡（大土居・天神山）保存管理計画

平成 28 年 3 月

編集・発行：春日市教育委員会 文化財課

協力：株式会社 修復技術システム
